

にする設計とする。

(2) 原子炉冷却材等の放射性物質濃度の高い液体及び蒸気は可能な限り系外へ放出しない設計とするが、ベント、ドレン、リーク・オフ等のように止むを得ない場合は、サンプ等へ導いたり、又は凝縮槽を設ける等の対策を講じることによって汚染の拡大を防止する設計とする。

また、万一漏えいが生じた場合でも、汚染が拡大しないように機器を独立した区画内に配置したり、周辺に堰を設ける等の対策を施し漏えいの拡大を防止し、早期発見が可能な設計とする。

(3) 換気空調系は、運転員が常駐する中央制御室は 10 回／h 以上、その他 の区域は適切な換気回数を確保して、建屋内の環境の浄化を行う設計とする。

第 1 項第 2 号について

中央制御室は、設計基準事故時においても中央制御室内にとどまり各種の操作を行う運転員が「線量限度等を定める告示」に定められた限度を超える被ばくを受けないように、遮蔽を設ける等の放射線防護措置を講じた設計とする。

第 2 項について

放射線業務従事者等の出入管理、個人被ばく管理及び汚染管理を行うため、出入管理設備、個人被ばく管理関係設備及び汚染管理設備を設ける設計とする。

第 3 項について

原子炉施設の放射線監視のため、エリアモニタリング設備を設け、中央制

8-1-737

【原子炉設置変更許可申請書（平成 30 年）

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等】

第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護

- 1 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。
 - 二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。
- 2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。
- 3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項第1号について

(1) 発電用原子炉施設は、「実用炉規則」に基づいて管理区域を定めるとともに、通常運転時、定期検査時等において放射線業務従事者が受ける線量が「線量限度等を定める告示」に定められた限度を超えないようにし、不要の被ばくを防止するような遮蔽及び機器の配置を行う設計とする。

なお、遮蔽設計に当たっては、放射線業務従事者の立入り頻度、滞在時間等を考慮して外部放射線に係る基準線量率を設け、これを満足するよう

【原子炉設置変更許可申請書（平成30年）】

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等】

にする設計とする。

(2) 原子炉冷却材等の放射性物質濃度の高い液体及び蒸気は可能な限り系外へ放出しない設計とするが、ベント、ドレン、リーク・オフ等のように止むを得ない場合は、サンプ等へ導いたり、又は凝縮槽を設ける等の対策を講じることによって汚染の拡大を防止する設計とする。

また、万一漏えいが生じた場合でも、汚染が拡大しないように機器を独立した区画内に配置したり、周辺に堰を設ける等の対策を施し漏えいの拡大を防止し、早期発見が可能な設計とする。

(3) 換気空調系は、運転員が常駐する中央制御室は 10 回／h 以上、その他の区域は適切な換気回数を確保して、建屋内の環境の浄化を行う設計とする。

第 1 項第 2 号について

中央制御室は、設計基準事故時においても中央制御室内にとどまり各種の操作を行う運転員が「線量限度等を定める告示」に定められた限度を超える被ばくを受けないように、遮蔽を設ける等の放射線防護措置を講じた設計とする。

第 2 項について

放射線業務従事者等の出入管理、個人被ばく管理及び汚染管理を行うため、出入管理設備、個人被ばく管理関係設備及び汚染管理設備を設ける設計とする。

第 3 項について

原子炉施設の放射線監視のため、エリアモニタリング設備を設け、中央制

での期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。

モニタリング・ポストで測定したデータの伝送系は、モニタリング・ポスト設置場所から中央制御室及び緊急時対策所までの建屋間において有線系回線と衛星系回線又は無線系回線と多様性を有しており、指示値は、中央制御室で監視することができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。

モニタリング・ポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。

(8) 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定及び記録できる設計とする。

8.1.1.3 主要設備の仕様

放射線管理設備の主要機器仕様を第 8.1-1 表に示す。

8.1.1.4 主要設備

8.1.1.4.1 出入管理室（東海発電所及び東海第二発電所と共に、既設）

管理区域の入口にチェック・ポイントがあり、管理区域の出入管理及び被ばく線量などの監視を行う。

なお、このため電子式線量計などを備える。

8.1.1.4.2 汚染管理関係施設

人の出入りに伴う汚染管理を行うため、汚染管理区域入口に更衣室、シャ

【原子炉設置変更許可申請書（平成 30 年）

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等】

ワ一室等があり、ここには防護衣類、汚染検査用の測定器等を備える。また、汚染衣類の洗濯を行う洗濯室を設ける。また、保修作業等で一時的に汚染密度の高くなるおそれのある区域が生じる場合には、その区域の入口に臨時に更衣場所などを設けて汚染管理を行う。機器の除染を行うための機器除染施設が、タービン建屋及び原子炉建屋燃料取替床、廃棄物処理棟にあり、ここには、水の散布施設がある。

8.1.1.4.3 試料分析関係施設

原子炉冷却系、廃棄物処理系、その他系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射性物質濃度測定を行うために、次のような施設を設ける。

(1) 化学分析室

原子炉冷却系、補機冷却系、廃棄物処理系、その他各系統の液体及び気体の試料の分析を行うため、化学分析室を設ける。

ここに備える主要機器は次のとおりである。

分光光度計、原子吸光分析計、比電導度計、pH計、溶存酸素計、天秤等。

(2) 放射能測定室

各系統及び作業環境試料の放射性物質濃度を測定するため、放射能測定室を設ける。

ここには次のような測定装置を備える。

γ線測定装置（Ge（Li）半導体式検出装置）

α・β線測定装置（ガスフロー式検出装置）

低エネルギーβ線測定装置（液体シンチレーション式検出装置）

【原子炉設置変更許可申請書（平成30年）

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等】

第8.1-1表 放射線管理設備の主要機器仕様

- | | |
|---|----|
| (1) 出入管理室（東海発電所及び東海第二発電所と共に用、既設） | 1式 |
| (2) 汚染管理関係施設 | 1式 |
| (3) 試料分析関係施設（東海発電所及び東海第二発電所と一部共用、既設） | 1式 |
| (4) 発電所内の放射線監視設備及び測定機器 | 1式 |
| (5) 放出放射性廃棄物及び系統内の放射線監視設備並びに測定機器 | 1式 |
| (6) 発電所周辺のモニタリング設備（東海発電所及び東海第二発電所と共に用、既設） | 1式 |
| (7) 個人管理用測定設備及び測定機器 | 1式 |
| (8) 放射線計測器の校正設備（東海発電所及び東海第二発電所と共に用、既設） | 1式 |

【原子炉設置変更許可申請書（平成30年）】

設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等】

指針 58. 放射線業務従事者の放射線管理

原子炉施設は、放射線業務従事者を放射線から防護するために、放射線被ばくを十分に監視及び管理するための放射線管理施設を設けた設計であること。

また、放射線管理施設は、必要な情報を制御室又は適当な場所に表示できる設計であること。

適合のための設計方針

固体廃棄物作業建屋の放射線業務従事者等の出入管理、個人被ばく管理及び汚染管理を行うため、既設の出入管理設備、既設の個人線量計等の個人被ばく管理関係設備及び既設の汚染管理設備を利用できるように設計する。

また、必要な場所にエリア・モニタを設置し、当該場所で放射線レベルが確認できる指示計を設けるとともに、放射線レベルが設定値を超えたときには、警報を発する設計とする。

なお、放射線業務従事者が頻繁に立ち入る場所については、定期的及び必要の都度、サーベイ・メータによる外部放射線に係る線量当量率、サンプリング等による空気中放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度の測定を行うとともに、作業場所の入口付近等に線量当量率等の必要な情報を表示する。

技術的能力 1.0 共通事項 補足說明資料

1. 要求事項

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
<p>1. 0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>①切替えの容易性</p> <p>発電用原子炉設置者において、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等が適切に定められているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	—	<p>適合対象外</p> <p>(2.1 に示すとおり、申請施設は重大事故等に対処するための重大事故等対処設備の要求事項に係る設備ではないため)</p>
<p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性の運用管理を行う方針であること。</p>	—	

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
(2) 復旧作業に係る要求事項 ①予備品の確保 発電用原子炉設置者において、重要安全施設（設置許可基準規則第2条第9号に規定する重要安全施設をいう。）の取替え可能な機器及び部品などについて、適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保する方針であること。	1. 「適切な予備品及び予備品への取替のために必要な機材等」とは、気象条件等を考慮した機材、ガレキ撤去等のための重機及び夜間対応を想定した照明機器等を含むこと。	適合対象外 (2.2に示すとおり、申請施設は予備品を用いた復旧作業の要求事項に係る設備ではないため)
②保管場所 発電用原子炉設置者において、上記予備品等を、外部事象の影響を受けにくい場所に、位置的分散などを考慮して保管すること。	—	
③アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。	—	

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
<p>(3) 支援に係る要求事項</p> <p>発電用原子炉設置者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。</p> <p>また、関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。</p> <p>さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。</p>	<p>—</p>	<p>適合対象外 (2.3に示すとおり、申請施設は外部からの支援の要求事項に係る設備ではないため)</p>

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
<p>(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備</p> <p>発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	<p>1. 手順書の整備は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故障又は複数号機の同時被災等を想定し、限られた時間の中ににおいて、発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故等について適切な判断を行うため、必要なとなる情報種類、その入手の方法及び判断基準を整理し、まとめる方針であること。</p> <p>b) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること（ほう酸水注入系（S L C S）、海水及び格納容器圧力逃がし装置の使用を含む。）</p>	<p>適合対象外 (2.4 に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)</p>

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	c) 発電用原子炉設置者において、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針が適切に示されていること。	適合対象外 (2.4 に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)
	d) 発電用原子炉設置者において、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するための、運転員用及び支援組織用の手順書を適切に定める方針であること。なお、手順書が、事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成が明確化され、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する方針であること。	
	e) 発電用原子炉設置者において、具体的な重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力及び温度等の計測可能なパラメータを手順書に明記する方針であること。また、重大事故等対策実施時のパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、手順書に整理する方針であること。	

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	<p>f) 発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時点での事前の対応（例えば大津波警報発令時や、降下火砕物の到達が予測されるときの原子炉停止・冷却操作）等ができる手順を整備する方針であること。</p>	適合対象外 (2.4に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)
	<p>g) 有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作（常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続をいう。）を行う要員（以下「運転・対処要員」という。）の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定められていること。</p>	
	<p>① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備すること。</p>	

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	<p>② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備、着用等運用面の対策を行うこと。</p> <p>③ 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備により、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。</p> <p>2. 訓練は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策は幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることでできるものとする方針であること。</p>	<p>適合対象外 (2.4に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)</p>

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	<p>2. 訓練は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策は幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることでできるものとする方針であること。</p> <p>b) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行うとともに、下記3a)に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること。</p> <p>c) 発電用原子炉設置者において、普段から保守点検活動を自らも行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、発電用原子炉施設及び予備品等について熟知する方針であること。</p> <p>d) 発電用原子炉設置者において、高線量下、夜間及び悪天候下等を想定した事故時対応訓練を行う方針であること。</p>	適合対象外 (2.4に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	<p>e) 発電用原子炉設置者において、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、及びそれらを用いた事故時対応訓練を行う方針であること。</p>	<p>適合対象外 (2.4に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)</p>
	<p>3. 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備すること。</p>	
	<p>b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。</p>	
	<p>c) 実施組織は、工場等内の全発電用原子炉施設で同時に重大事故が発生した場合においても対応できる方針であること。</p>	

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	<p>3. 体制の整備は、以下によること。</p> <p>a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する方針であること。</p> <p>b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。</p> <p>c) 実施組織は、工場等内の全発電用原子炉施設で同時に重大事故が発生した場合においても対応できる方針であること。</p> <p>d) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織等を設ける方針であること。</p>	適合対象外 (2.4に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	<p>e) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施が必要な状況においては、実施組織及び支援組織を設置する方針であること。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な要員が招集されるよう定期的に連絡訓練を実施することにより円滑な要員招集を可能とする方針であること。</p>	<p>適合対象外 (2.4に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)</p>
	<p>f) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各班の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する方針であること。</p>	
	<p>g) 発電用原子炉設置者において、指揮命令系統を明確化する方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する方針であること。</p>	
	<p>h) 発電用原子炉設置者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。</p>	

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力に係る審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準の解釈	備考
	i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。	適合対象外 (2.4に示すとおり、申請施設は手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備の要求事項に係る設備ではないため)
	j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を構築する方針であること。	
	k) 発電用原子炉設置者において、重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。	

2. 適合のための運用管理方針

「1. 要求事項」での各要求事項に関して、既許可における適合のための運用管理方針を示すとともに、圧縮減容装置の設置時における適合のための運用管理方針を以下に示す。

2.1 重大事故等対処設備に係る要求事項について

①切替えの容易性

既許可における運用管理方針

既許可では、重大事故等時において、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を整備することとしている。

【技能一参考1】

圧縮減容装置の設置時における運用管理方針

圧縮減容装置は、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するための設備ではなく、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等の整備が求められる設備ではないため、適合対象外である。

②アクセスルートの確保

既許可における運用管理方針

既許可では、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう実効性のある運用管理を実施することとしている。

【技能一参考1】

圧縮減容装置の設置時における運用管理方針

圧縮減容装置は、想定される重大事故等が発生した場合において使用する設備ではない。また、既許可において圧縮減容装置が設置される固体廃棄物作業建屋には屋内アクセスルートが設定されていない。このため、圧縮減容装置の設置により、既許可における「想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう実効性のある運用管理を実施する」方針に影響を与えることはなく、適合対象外である。

2.2 復旧作業に係る要求事項について

①予備品等の確保

既許可における運用管理方針

既許可では、重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、復旧作業に係る考慮事項として、予備品及び予備品への取替のために必要な機材等を確保することとしている。

【技能－参考1】

圧縮減容装置の設置時における運用管理方針

圧縮減容装置は、重要安全施設ではなく、予備品及び予備品への取替のために必要な機材等の確保が求められる設備ではないため、適合対象外である。

②保管場所

既許可における運用管理方針

既許可では、重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、復旧作業に係る考慮事項として、予備品等を外部事象の影響を受けにくい場所に保管することとしている。

【技能－参考1】

圧縮減容装置の設置時における運用管理方針

圧縮減容装置は、重要安全施設ではなく、予備品等を外部事象の影響を受けにくい場所に保管することが求められる設備ではないため、適合対象外である。

③アクセスルートの確保

既許可における運用管理方針

既許可では、重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、復旧作業に係る考慮事項として、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路を確保することとしている。

【技能－参考1】

圧縮減容装置の設置時における運用管理方針

圧縮減容装置は、重要安全施設ではなく、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路を確保することが求められる設備ではないため、適合対象外である。

2.3 支援に係る要求事項について

既許可における設計方針

既許可では、重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）によ

り、重大事故等対策を実施し、事故発生後 7 日間は継続して事故収束対応を維持できるようにすることとしている。

関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、プラントメーカ及び協力会社からは、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料供給会社からは燃料の供給を受けられるようにすることとしている。なお、資機材等の輸送に関しては、迅速な物資輸送を可能とともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定めることとしている。

発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後 6 日間までに支援を受けられる体制を整備することとしている。

【技能－参考 1】

圧縮減容装置の設置時における運用管理方針

圧縮減容装置は、重大事故等発生後 7 日間の事故収束対応の維持に係る設備ではない。このため、「関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画」や「継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後 6 日間までに支援を受けられる体制を整備」についても求められない。以上より、確認対象外としている。

2.4 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備に係る要求事項について

既許可における運用管理方針

既許可では、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、災害対策要員（当直（運転員）、

自衛消防隊を含む重大事故等に対処する要員から構成される。) を確保する等の必要な体制を整備することとしている。

【技能－参考 1】

圧縮減容装置の設置時における運用管理方針

圧縮減容装置は、重大事故等に対処する設備ではないため、適合対象外である。

既許可 本文十号 ハ項 「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力」

ハ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

- (1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合若しくは発生した場合における以下の重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し、当該事故等に対処するために必要な手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等運用面での対策を行う。また、一部の敷地を共有する東海発電所は廃止措置中であり、原子炉圧力容器から取り出された全ての核燃料は敷地外に搬出済みである。

「(i) 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等の対応を実施する。「(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」の「a. 可搬型設備等による対応」は「(i) 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模な損壊が発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても、事象進展の抑制及び緩和を行うための手順を整備し、大規模な損壊が発生した場合の対応を実施する。

また、重大事故等又は大規模損壊に対処し得る体制においても技術的能力を維持管理していくために必要な事項を、「核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子炉施設保安規定等において規定する。

重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、技術的能力の審査基準で規定する内容に加え、「設置許可基準規則」に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した 第10-1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」を含めて手順書等を適切に整備する。

(i) 重大事故等対策

a. 重大事故等対処設備に係る事項

(a) 切り替えの容易性

本来の用途以外の用途（本来の用途以外の用途とは、設置している設備の本来の機能とは異なる目的で使用する場合に、本来の系統構成とは異なる系統構成を実施し設備を使用する場合をいう。ただし、本来の機能と同じ目的で使用するために設置している可搬型設備を使用する場合は除く。）として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切り替えられるように、当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を整備するとともに、確実に行えるよう訓練を実施する。

2.1-①

(b) アクセスルートの確保

想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。

2.1-②

屋外及び屋内において、アクセスルートは、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあ

ある事象であって、人為によるもの（故意によるものを除く。）・

溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。

なお、東海第二発電所の敷地に遡上する津波の影響を受けた場合には、迂回路も含めた複数のアクセスルートの中から、運搬、移動に係る優位性を考慮してアクセスルートを抽出し、確保する。

屋内及び屋外アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。

屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の

可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。また、重大事故等時の高線量下環境を考慮する。

可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。

重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、あわせて、軽油貯蔵タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。

屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり並びに地中埋設構造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。

また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けないアクセスルートを確保する。

津波の影響については、防潮堤内に設置し基準津波の影響を受けて、また、基準地震動 S s に対して影響を受けない若しくは重機等による復旧をすることにより、複数のアクセスルートを確保する。

敷地に遡上する津波の影響については、敷地に遡上する津波の影響を受けない高所（T.P. +11m 以上）に、基準地震動 S s の影響を受けないアクセスルートを少なくとも 1 ルート確保することにより、可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び緊急時対策所等から接続場所までの移動・運搬を可能とする。

屋外アクセスルートは、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。有毒ガスに対しては、複数のアクセスルート確保に加え、防護具等の装備により通行に影響はない。

また、想定される自然現象のうち、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。

洪水及びダムの崩壊については立地的要因により設計上考慮する必要はない。

なお、落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはなく、生物学的事象に対しては容易に排除可能であり、電磁的障害に対しては道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。

屋外アクセスルートの周辺構造物の損壊による障害物について

は、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。

屋外アクセスルートは、基準地震動 S_s の影響による周辺斜面の崩壊や道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。

液状化、搖すり込みによる不等沈下及び地中構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は事前対策（路盤補強等）を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、迂回路を通行するか、ホイールローダ等の重機による段差箇所の復旧と土のうによる段差解消対策により、通行性を確保する。

屋外アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対してはホイールローダ等の重機による撤去を行い、積雪又は火山の影響に対しては、ホイールローダ等の重機による除雪又は除灰を行う。また、アクセスルートには融雪剤を配備し、車両は凍結及び積雪に対処したタイヤを装着し通行性を確保する。なお、想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。

重大事故等が発生した場合において、屋内の可搬型重大事故等対処設備までのアクセスルートの状況確認を行い、あわせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。

屋内アクセスルートは、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む。）及びその他想定される自然現象による影響並びに発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に

よるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。

屋内アクセスルートは、重大事故等時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。また、屋内アクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止処置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。

機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することにより、屋内アクセスルートを通行する。

屋外及び屋内のアクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。

停電時及び夜間時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。

b. 復旧作業に係る事項

重大事故等時において、重要安全施設の復旧作業を有効かつ効果的に行うため、以下の基本方針に基づき実施する。

(a) 予備品等の確保

重大事故等時の事故対応については、重大事故等対処設備にて実施することにより、事故収束を行う。

事故収束を継続させるためには、機能喪失した重要安全施設の機能回復を図ることが有効な手段であるため、以下の方針に基づき重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品をあらかじめ確保する。

(a-1) 短期的には重大事故等対処設備で対応を行い、その後の事故

2.2-①

収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。

(a-2) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。

(a-3) 復旧作業の実施に当たっては、復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。

なお、今後も多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保を行う。

また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、がれき撤去のためのホイールローダ等の重機、夜間の対応を想定した照明機器等及びその他作業環境を想定した資機材をあらかじめ確保する。

(b) 保管場所

2.2-②

予備品等については、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波（敷地に遡上する津波を含む。）による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。

(c) アクセスルートの確保

2.2-③

想定される重大事故等が発生した場合において、設備の復旧作業のため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、「a. (b) アクセスルートの確保」と同じ実効性のある運用管理を実施する。

c. 支援に係る事項

2.3

重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、発電所内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等対策を実施し、事故発生後 7 日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。

関係機関等と協議及び合意の上、外部からの支援計画を定め、協力体制が整い次第、プラントメーカ及び協力会社からは、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料供給会社からは燃料の供給を受けられるようとする。なお、資機材等の輸送に関しては、迅速な物資輸送を可能とともに中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を定める。

他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を定める。

発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後 6 日間までに支援を受けられる体制を整備する。

また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服等及びその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。

d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備

重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、
教育及び訓練を実施するとともに、災害対策要員（当直（運転員）、
自衛消防隊を含む重大事故等に対処する要員から構成される。）を確
保する等の必要な体制を整備する。

2.4

(a) 手順書の整備

重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重
大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように手順書を整備する。
また、手順書は使用主体に応じて、中央制御室及び現場で運転
操作に対応する当直（運転員）及び重大事故等対応要員（運転操
作対応）が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）及びそ
れ以外の災害対策要員が使用する手順書（以下「災害対策本部手
順書」という。）を整備する。

2.4

(a-1) 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失、安全系
の機器若しくは計測器類の多重故障又は東海発電所との同時
被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で東海第二
発電所の発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大
事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方
法及び判断基準を整理し、運転手順書及び災害対策本部手順
書にまとめる。

発電用原子炉施設の状態の把握が困難な場合にも対処でき
るよう、パラメータを計測する計器故障又は計器故障が疑
われる場合に発電用原子炉施設の状態を把握するための手順、
パラメータの把握能力を超えた場合に発電用原子炉施設の状
態を把握するための手順及び計測に必要な計器電源が喪失し

た場合の手順を災害対策本部手順書に整備する。

具体的には、第10-1表に示す「重大事故等対策における手順書の概要」のうち「1.15 事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。

(a-2) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施できるように、あらかじめ判断基準を明確にした手順を以下のとおり運転手順書に整備する。

原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。

炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行えるように判断基準を明確にした手順を整備する。

原子炉格納容器圧力が限界圧力に達する前、又は、原子炉格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器圧力逃がし装置等の使用が行えるよう判断基準を明確にした手順を運転手順書に整備する。

全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間をする可搬型重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮の上、手順着手の判断基準を明確にした手順を整備する。

その他、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするため、手順着手の判断基準を明確

にした手順を整備する。

重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないことを明確にした手順を整備する。

(a-3) 重大事故等対策の実施において、財産（設備等）保護よりも安全性を優先するという共通認識を持って行動できるように、社長はあらかじめ方針を示す。

重大事故等時の運転操作において、当直発電長が躊躇せず判断できるように、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書を整備し、判断基準を明記する。

重大事故等時の災害対策本部活動において、重大事故等対策を実施する際に、災害対策本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に従った判断を実施する。また、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいた災害対策本部手順書を整備し、判断基準を明記する。

(a-4) 重大事故等時に使用する手順書として、発電所内の当直（運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）並びにその他の災害対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転手順書及び災害対策本部手順書を適切に定める。

運転手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて構成し定める。

災害対策本部は、当直（運転員）からの要請あるいは災害対策本部の判断により、当直（運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）の事故対応の支援を行う。災害対策本

部手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。

運転手順書は、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるように、移行基準を明確にする。

異常又は事故発生時は、警報処置手順書により初期対応を行う。

警報処置手順書による対応において事象が進展した場合には、警報処置手順書から非常時運転手順書（事象ベース）に移行する。

警報処置手順書及び非常時運転手順書（事象ベース）で対応中は、パラメータ（未臨界性、炉心の冷却機能及び原子炉格納容器の健全性）を常に監視し、あらかじめ定めた非常時運転手順書II（徵候ベース）の導入条件が成立した場合には、非常時運転手順書II（徵候ベース）に移行する。

ただし、非常時運転手順書II（徵候ベース）の導入条件が成立した場合でも、原子炉スクラン時の確認事項等、非常時運転手順書（事象ベース）に具体的な内容を定めている対応については非常時運転手順書（事象ベース）を参照する。

異常又は事故が収束した場合は、非常時運転手順書II（徵候ベース）に従い復旧の措置を行う。

非常時運転手順書II（徵候ベース）による対応で事故収束せず炉心損傷に至った場合は、非常時運転手順書III（シビアアクシデント）に移行する。

(a-5) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力、温度等の計測可能なパラメータを整理し、運転手順書及び災害対策本部手順書に明記する。

重大事故等に対処するため、発電用原子炉施設の状態を直接監視することが必要なパラメータを、あらかじめ選定し、運転手順書及び災害対策本部手順書に整理する。

整理に当たっては、記録の可否、直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を運転手順書に明記する。

なお、発電用原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は、他のパラメータにて当該パラメータを推定する方法を災害対策本部手順書に明記する。

重大事故等対策実施時におけるパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を災害対策本部手順書に整理する。

有効性評価等にて整理した有効な情報について、当直（運転員）が監視すべきパラメータの選定、状況の把握及び進展予測並びに対応処置の参考情報とし、運転手順書に整理する。

また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、災害対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報とし、災害対策本部手順書に整理する。

(a-6) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認

した時点でき事前の対応ができる体制及び手順を整備する。

大津波警報が発表された場合、原則として発電用原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順を整備する。また、引き波により取水ピット水位が循環水ポンプの取水可能下限水位まで低下した場合等、発電用原子炉の運転継続に支障がある場合に、発電用原子炉を手動停止する手順を整備する。

その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。

(b) 教育及び訓練の実施

2.4

災害対策要員が、重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。

必要な力量の確保に当たっては、通常時の実務経験を通じて付与される力量を考慮し、事故時対応の知識及び技能について、災害対策要員の役割に応じた教育及び訓練を定められた頻度及び内容で計画的に実施することにより、重大事故等に対処する災害対策要員の力量の維持及び向上を図る。

重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第10-2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により、効率的かつ確実に実施できることを確認する。

災害対策要員に対して、重大事故等時における事象の種類及び

事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処できるように、各要員の役割に応じた教育及び訓練を実施し、計画的に評価することにより力量を付与し、運転開始前までに力量を付与された災害対策要員を必要人数配置する。

重大事故等に対処する災害対策要員を確保するため、以下の基本方針に基づき教育及び訓練を実施する。

(b-1) 重大事故等対策は、幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、災害対策要員の役割に応じて、重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることができる教育及び訓練等を実施する。

(b-2) 災害対策要員の役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるように、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を計画的に行う。

災害対策要員のうち、現場作業に当たっている災害対策要員（以下「重大事故等対応要員」という。）が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるように、当直（運転員）（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に実施する。

重大事故等時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画的に実施する。

(b-3) 重大事故等時において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むこと等により、発電用原子炉施設及び予備品等について

熟知する。

(b-4) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するため
に、重大事故等時の事象進展により高線量下になる場所を想
定した事故時対応訓練、夜間及び降雨並びに強風等の悪天候
下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定し、訓
練を実施する。

(b-5) 重大事故等時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するため
に、設備及び事故時用の資機材等に関する情報並びに手順
書・社内規程が即時に利用できるように、普段から保守点検
活動等を通じて準備し、それらの情報及び手順書・社内規程
を用いた事故時対応訓練を行う。

(c) 体制の整備

2.4

重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、
以下の基本方針に基づき整備する。

(c-1) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役
割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し
得る体制を整備する。

重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある
場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の
拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、
所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を宣言
し、災害対策要員の非常招集及び通報連絡を行い、発電所に
自らを災害対策本部長とする発電所災害対策本部（以下「災
害対策本部」という。）を設置して対処する。

災害対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実

施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対処に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、組織が効率的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した作業班を構成する。また、各班には、役割に応じた対策の実施に関わる全責任を有し、班長及び班員への必要な指示及び本部への報告を行う本部員と、事故対処に係る現場作業等の責任を有し、班員に対する具体的な作業指示及び本部員への報告を行う班長を定める。指揮命令系統及び各班内の役割分担を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。

これらの体制を平日勤務時間帯中だけでなく、夜間及び休日においても、重大事故等が発生した場合に速やかに対策を行うことができるよう、整備する。

一部の敷地を共有する東海発電所との同時被災の場合においては、災害対策要員は原則として、別組織として各発電所の事故収束対応ができる体制とする。ただし、安全上の観点から、一部の災害対策要員は東海第二発電所及び東海発電所の対応を兼務する。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時の災害対策本部において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保する。発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策における発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策において、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、重大事故等

に対処する要員（災害対策本部長を含む。）へ指示を行い、災害対策本部長はその指示を踏まえて事故の対処方針を決定する。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、災害対策要員は発電用原子炉主任技術者が発電用原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行うことができるよう、通信連絡設備により必要な都度、情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を行い、発電用原子炉主任技術者は得られた情報に基づき、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに災害対策本部に駆けつけられるように、早期に非常招集が可能なエリア（東海村又は隣接市町村）に発電用原子炉主任技術者又は代行者を配置する。

発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。

(c-2) 実施組織は、事故の影響緩和・拡大防止に係るプラントの運転操作を行う班（当直（運転員）を含む。）、事故の影響緩和・拡大防止に係る給水対応、電源対応、アクセスルート確保、拡散抑制対応及び不具合設備の応急補修対応を行う班、初期消火活動を行う自衛消防隊を有する班で構成し、重大事故等対処を円滑に実施できる体制を整備する。

(c-3) 実施組織は、一部の敷地を共有する東海発電所との同時被災においても対応できる組織とする。

東海発電所は廃止措置中であり、また、全燃料が搬出済み

であるため重大事故等は発生しない。東海発電所において、非常事態等の事象（可能性のある事象を含む。）が東海第二発電所と同時に発災し、各発電所での対応が必要となる場合には、災害対策本部は緊急時対策所及び通信連絡設備を共用して事故収束対応を行う。

東海発電所と共に一部の常設重大事故等対処設備は、同一のスペース及び同一の端末を使用するが、共用により悪影響を及ぼさないように、各発電所に必要な容量を確保する設計としている。可搬型重大事故等対処設備についても、東海発電所及び東海第二発電所に必要な容量を確保する設計としている。

したがって、東海発電所との共用による東海第二発電所の事故収束対応への悪影響は無く、事故収束に係る対応を実施できる。

東海発電所との同時被災の場合において、必要な災害対策要員を東海発電所と東海第二発電所とで、原則、別組織とし常時確保することにより、東海第二発電所の重大事故等対処設備を使用して東海第二発電所の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、東海発電所の被災対応ができる体制とする。

災害対策本部は東海発電所との同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう両発電所を兼務し、他発電所への悪影響を及ぼす事故状況を把握した上で、各発電所の事故対応上の意思決定を行う災害対策本部長が活動方針を示し、各発電所に配置された災害対策本部長代理は

対象となる発電所の事故影響緩和・拡大防止に関するプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括に専従することにより、事故収束に係る対応を実施できる。

また、災害対策本部のうち、広報及びオフサイトセンター対応に当たる要員並びにこれらの対応を統括する災害対策本部長代理は、両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要があることから、東海発電所及び東海第二発電所の重大事故等対応を兼務する体制とする。

発電用原子炉主任技術者は、東海第二発電所の保安の監督を、誠実かつ最優先に行い、重大事故等に対処する要員（災害対策本部長を含む。）に保安上の指示を行う。

また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（災害対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。

(c-4) 災害対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。

実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、技術班（事故状況の把握・評価、プラント状態の進展予測・評価、事故拡大防止対策の検討及び技術的助言等）、放射線管理班（発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置等に関する技術的助言、二次災害防止に関する措置等）、保修班（事故の影響緩和・拡

大防止に関する対応指示、不具合設備に関する応急復旧への技術的助言、放射性物質の汚染除去等), 運転班 (プラント状態の把握、把握したプラント状態の災害対策本部への報告、事故の影響緩和・拡大防止に関する対応指示及び技術的助言等), 消防班 (初期消火活動に関する対応指示) で構成し、各班には必要な指示を行う本部員と班長を配置する。

実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、情報班 (事故に関する情報収集・整理及び連絡調整、本店 (東京) (以下「本店」という。) 対策本部及び社外機関との連絡調整等), 広報班 (関係地方公共団体への対応、報道機関等への社外対応等に係る本店対策本部への連絡等を行う。), 庶務班 (災害対策本部の運営、資機材の調達及び輸送、所内警備、避難誘導、医療(救護)に関する措置、二次災害防止に関する措置等) で構成し、各班には必要な指示を行う班長及び本部員を配置する。

(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、所長 (原子力防災管理者) は、事象に応じて非常事態を宣言し、災害対策要員の非常招集及び通報連絡を行い、所長 (原子力防災管理者) を災害対策本部長とする災害対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し、重大事故等対策を実施する。

夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においては、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるように、発電所内に災害対策要員を常時確保する。

発電所外から要員が参集するルートは、発電所正門を通行

して参集するルートを使用する。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は、隣接事業所の敷地内の通行を含む、当該参集ルート以外の参集ルートを使用して参集する。

隣接事業所の敷地内を通行して参集する場合は、隣接事業所の敷地内の通行を可能とした隣接事業所との合意文書に基づき、要員は隣接事業所の敷地内を通行して発電所に参集するとともに、要員の通行に支障をきたす障害物等が確認された場合には、当社が障害物の除去を実施する。

なお、地震の影響による通信障害等によって非常招集連絡ができない場合においても、地震の発生により発電所に自動参集する体制を整備する。

重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、東海第二発電所の重大事故等に対処する災害対策要員（初動）として、統括管理及び全体指揮を行う統括待機当番者 1 名、重大事故等対応要員を指揮する現場統括待機者 1 名及び通報連絡等を行う通報連絡要員の災害対策要員（指揮者等） 2 名、運転操作対応を行う当直（運転員） 7 名、運転操作の助勢を行う重大事故等対応要員 3 名、給水確保及び電源確保対応を行う重大事故等対応要員 12 名、放射線管理対応を行う重大事故等対応要員 2 名並びに火災発生時の初期消火活動に対応する自衛消防隊 11 名の合計 39 名を確保する。

なお、原子炉運転中においては、当直（運転員）を 7 名とし、また原子炉運転停止中においては、当直（運転員）を 5 名とする。

重大事故等が発生した場合、災害対策要員のうち初動の運

転対応及び重大事故等対応を行う要員は中央制御室又は緊急時対策所に参集し、通報連絡、運転対応操作、給水確保、電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。

重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、災害対策要員を確保する。

病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の災害対策要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め災害対策要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた災害対策要員の体制に係る管理を行う。

災害対策要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる災害対策要員で、安全が確保できる発電用原子炉の運転状態に移行する。

また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な災害対策要員を非常招集できるように、災害対策要員の対象者に対して計画的に通報連絡訓練を実施する。

(c-6) 発電所における重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班の機能は、上記(c-1)項、(c-2)項及び(c-4)項のとおり明確にするとともに、各班には、役割に応じた対策の実施に関わる全責任を有する本部員と、事故対処に係る現場作業等の責任を有する班長及び当直発電長を定める。

(c-7) 災害対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である災害対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力

防災管理者がその職務を代行する。また、災害対策本部の各班を統括する本部員、班長及び当直発電長についても欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ明確にする。

(c-8) 災害対策要員が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。

重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り、迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、支援組織が重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（S P D S）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、I P－電話機、I P－F A X）、衛星電話設備、無線連絡設備等を備えた緊急時対策所を整備する。

また、実施組織が、中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携行型有線通話装置等を整備する。

これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設及び設備を使用することによって発電用原子炉施設の状態を確認し、必要な発電所内外各所へ通信連絡を行う。

(c-9) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、本店対策本部、国、関係地方公共団体等の発電所内外の組織への通報連絡を実施できるように、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連

絡設備等を配備し、広く情報提供を行うことができる体制を整備する。

災害対策本部の運営及び情報の収集を行う班が、本店対策本部と災害対策本部間において発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。また、報道発表及び外部からの問合せ等については、本店対策本部で実施し、発電所の災害対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行うことができる体制を整備する。

(c-10) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるよう支援体制を整備する。

発電所における警戒事態又は非常事態宣言の報告を受け、本店における本店警戒事態又は本店非常事態を発令した場合、速やかに本店内に発電所外部の支援組織である本店対策本部を設置する。

本店対策本部は、全社での体制とし、発電所の災害対策本部が重大事故等対策に専念できるように技術面及び運用面で支援する。

社長を本店対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所の災害対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。

本店対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を指示する。

本店対策本部は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣す

るとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料及び資機材等の支援を実施する。

また、本店対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けられる体制を整備する。

(c-11) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。

重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて、機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備する。

また、重大事故等時に、機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について、事故収束対応を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。

五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

(3) 固体廃棄物の廃棄設備

(i) 構 造

固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理系）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラリタンク、廃液スラッジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、減容固化設備、減容固化体貯蔵室、セメント混練固化装置（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、圧縮減容装置、減容装置、雑固体廃棄物焼却設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、雑固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、サイトバンカプール、固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、給水加熱器保管庫、固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）等で構成する。なお、圧縮減容装置は、平成30年9月26日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書に記載のある設備の使用前検査の合格及び使用前確認の終了後に使用を開始する。

濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。

フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵する。

脱塩装置から発生する使用済樹脂及び助材型ろ過装置から発生する

廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タンク、廃液スラッジ貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。

可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。

不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは圧縮減容装置又は減容装置で圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。

第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後、不燃性雑固体廃棄物として処理する。

使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器に収納しサイトバンカプールに移送し貯蔵保管する。

固体廃棄物作業建屋の仕分け・切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け及び切断を、圧縮減容処理エリアでは、圧縮減容装置にて不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。

雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視しつつ排気筒等から放出する。

固体廃棄物処理系は、廃棄物の破碎、圧縮減容、焼却、溶融・焼却、

固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。

上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。

なお、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋は東海発電所と共用する。

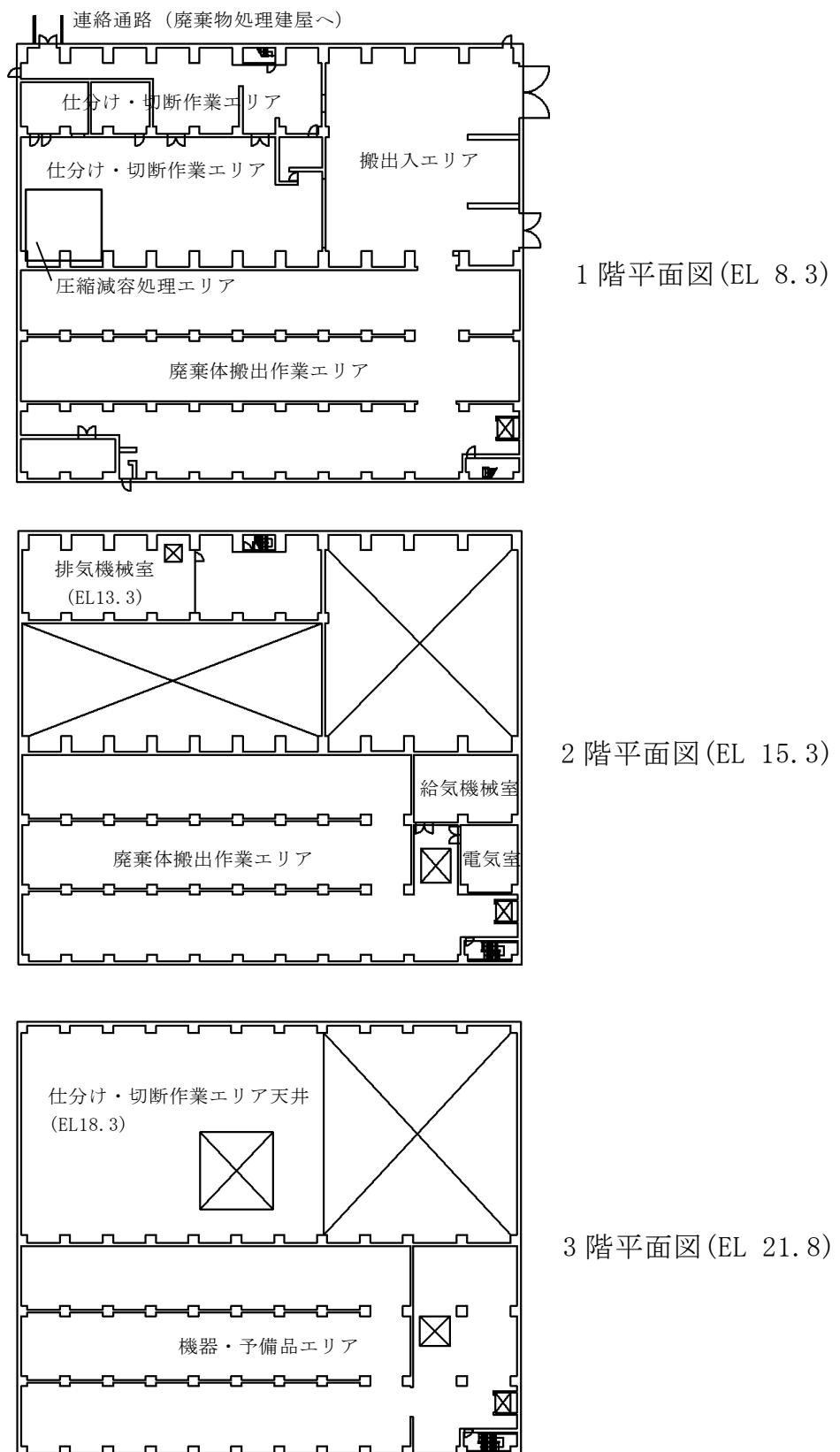
(ii) 廃棄物の処理能力

使用済粉末樹脂貯蔵タンクの容量は約 280m³、使用済樹脂貯蔵タンクの容量は約 630m³、クラッドスラリタンクの容量は約 500m³、廃液スラッジ貯蔵タンクの容量は約 320m³、床ドレンスラッジ貯蔵タンクの容量は約 110m³、減容固化体貯蔵室の容量は約 1,400m³、サイトバシカプールの容量は約 1,900m³である。

固体廃棄物貯蔵庫は 200L ドラム缶相当で約 73,000 本を貯蔵保管する能力がある。

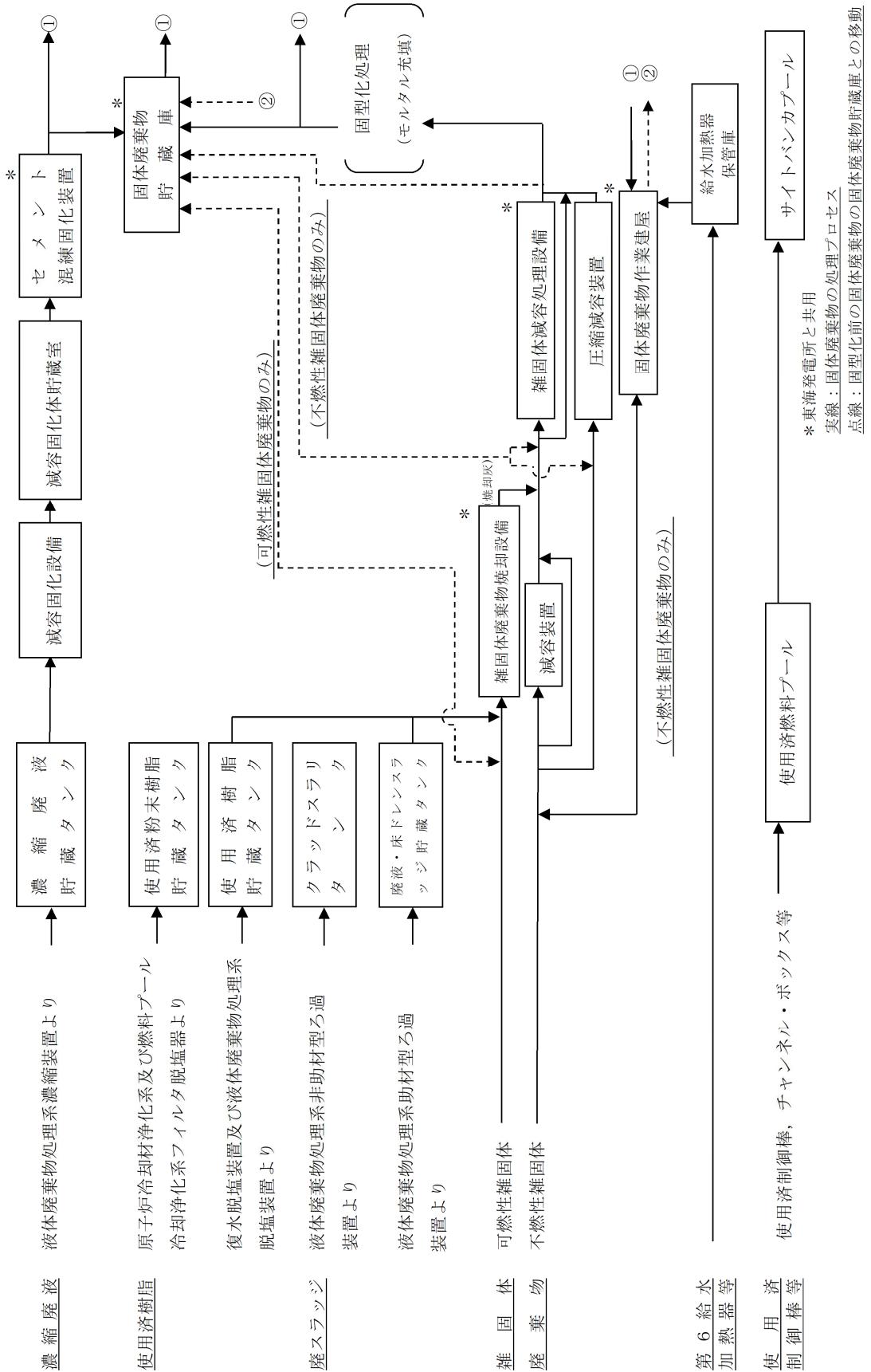
給水加熱器保管庫は、第 6 紙水加熱器の取替えに伴い取り外した 3 基の第 6 紙水加熱器等を貯蔵保管する能力がある。

固体廃棄物作業建屋（廃棄体搬出作業エリア）は、200L ドラム缶で約 3,000 本を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵保管する能力がある。



第24図 固体廃棄物作業建屋平面図

(添付書類 八 第2.1-11図)



第26図 固体廃棄物処理系統概要図（添付書類八 第7.3-1図）

令和元年 7 月 24 日付け、原規規発第 1907243 号をもって設置変更許可を受け、令和元年 9 月 24 日付け総室発第 69 号をもって設置変更許可を申請（令和 2 年 11 月 16 日付け総室発第 78 号、令和 3 年 2 月 19 日付け総室発第 109 号、令和 3 年 10 月 15 日付け総室発第 61 号で一部補正）している東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書の添付書類八の記載のうち、下記項目の記述及び関連図面等を次のとおり変更又は追加する。

1. 安全設計

1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針

1.9.10 発電用原子炉設置変更許可申請（令和 3 年 6 月 25 日申請）に係る安全設計の方針

1.9.10.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 19 日制定）」に対する適合

第三条 設計基準対象施設の地盤

第四条 地震による損傷の防止

第五条 津波による損傷の防止

第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

第八条 火災による損傷の防止

第九条 溢水による損傷の防止等

第十条 誤操作の防止

第十二条 安全施設

第二十七条 放射性廃棄物の処理施設

第二十九条 工場等周辺における直接線等からの防護

第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護

1. 9. 10. 2 安全機能の重要度分類
2. プラント配置並びに建屋、構築物の概要
 2. 2 建物及び構築物
 2. 2. 7 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）
 7. 放射性廃棄物の廃棄施設
 7. 3 固体廃棄物処理系
 7. 3. 1 概要
 7. 3. 2 設計方針
 7. 3. 3 主要設備
 8. 放射線管理施設
 8. 3 遮蔽設備

表

第 1.3-1 表 耐震重要度分類表

第 1.9.10-1 表 安全上の機能別重要度分類

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類

第 7.3-1 表 固体廃棄物処理系主要仕様

図

- 第 2.1-11 図 固体廃棄物作業建屋平面図
- 第 7.3-1 図 固体廃棄物処理系統概要図
- 第 8.3-8 図 遮蔽設計上の区域区分（固体廃棄物作業建屋 1, 2, 3 階平面）

(安全設計に関する説明)

第1.3-1表 耐震重要度分類表

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)		考慮すべき施設(注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	検討用地震動(注6)	検討用地震動(注6)
S クラス	(i) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系統	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・弁	S S	隔壁艤を閉とするたために必要な電気計装備	S	原子炉圧力容器スカーラー機器・配管、電気計装設装置等の支持構造物	S	原子炉本体の基礎 ・原子炉建屋	S s	原子炉遮蔽建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S s
	(ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃料ブールク ・使用済燃料貯蔵ラック ・使用済燃料乾式貯蔵容器	S S	使用済燃料ブール水供給設備(残留熱除去) ・非常用電源及び潤滑油(非常用ディーゼル発電機及ぼその冷却系・補助施設を含む)	S	機器・配管、電気計装設装置等の支持構造物	S	原子炉建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S s	原子炉建設機 ・燃料取扱料乾式貯蔵建屋天井クーン ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S s
	(iii) 原子炉の緊急停止のために電力を付加するための施設	制御棒、制御棒駆動機構及び制御側駆動水圧系(スクラム機能に属する部分)	S	恒心式支持構造物 ・電気計装設備 ・チャンネル・ボックス	S S	機器・配管、電気計装設装置等の支持構造物	S	原子炉本体の基礎 ・原子炉建屋	S s	タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S s
	(iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	原子炉隔壁熱除却系 ・高圧恒心スプレイ系 ・残留熱除却系(原子炉停止時冷却モード運転に必要な設備) ・冷却水源としてのサブレッシュショット・エバ	S S S	恒心式支持構造物 ・高圧炉心スプレイ系 ・炉心の冷却系・補助施設 ・非常用発電機及び計装セグメント冷却系・補助施設を含む) ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設装置等の支持構造物	S	原子炉ポンプ基礎等の構造物 ・海水系を支持する構造 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S s	タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S s
	(v) 原子炉冷却材圧力破裂事故後、炉心から漏れた水を除去するための施設	1) 高圧恒心スプレイ系 2) 低圧恒心スプレイ系 3) 残留熱除却系(低圧注入モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧としてのサブレッシュショット・エバ	S	恒心式支持構造物 ・高圧炉心スプレイ系 ・炉心の冷却系・補助施設 ・中央制御室の遮蔽と空調設備 ・非常用発電機及び計装セグメント冷却系・補助施設 ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	機器・配管、電気計装設装置等の支持構造物	S	原子炉ポンプ基礎等の構造物 ・海水系を支持する構造 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S s	タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S s

(つづき)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)		考慮すべき施設(注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動(注6)	適用範囲	検討用地震動(注6)
Sクラス	(vi) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力隔壁となり放射性物質の放散を防ぐための施設	・原子炉格納容器・原子炉格納容器管・弁	S S	・隔離弁を開とするために必要な電気計装設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋	S _s	・原子炉エヘル用遮蔽ブロック建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S _s S _s S _s
(vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外郭部放散を抑制するための設備であり、(vi)以外の施設	・残留熱除去系(格納容器・スプレイ冷却汎用設備) ・可燃性ガス濃度制御系 ・原子炉建屋原子炉棟 ・非常用ガス処理系 ・非常用ガス再循環系 ・非常用減圧装置(ダイヤフラム・フロア、ベント管) ・冷却水源としてのサンドン・チエンバ	S S S S S S S	・残留熱除去系海水系 ・非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉本体の基礎 ・海水ポンプ基礎等の構造物 ・排気筒 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s	・原子炉建屋 ・原子炉本体の基礎 ・海水ポンプ基礎等の構造物 ・排気筒 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s	
(viii) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・防潮堤 ・防潮扉 ・放水路ゲート ・構内排水路逆流防止設備 ・貯留堰 ・浸水防止蓋 ・貫通部止水処置	S S S S S S	・非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む)	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・当該の屋外設備を支撐する構造物 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s	・原子炉建屋 ・当該の屋外設備を支撐する構造物 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s	
(ix) 豊田市における津波監視機能を有する施設	・取水ビット水位計 ・潮位計 ・津波・構内監視カメラ	S S S	・非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む)	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・当該の屋外設備を支撐する構造物 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s	・原子炉建屋 ・当該の屋外設備を支撐する構造物 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s	
(x) その他	・ほう酸水注入系 ・圧力容器内部構造物	S S	・非常用電源及び計装設備(非常用ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む)	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉压力容器	S	・原子炉本体の基礎 ・原子炉本体の基礎 ・ディーゼル発電機の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s	・原子炉建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S _s S _s S _s	

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)	
		適用範囲	耐震クラス (注10)	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(i) 原子炉冷却材圧力 バウンダリに直接接 続されていて、一次 冷却材を内蔵してい るか又は内蔵し得る 施設	・主蒸気系(外側主蒸気 隔壁弁より主塞止弁ま で) ・主蒸気逃がし安全弁排 気管	B B	— —	— —	・機器・配管等の支持構造 物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋(外側主蒸 気隔壁弁より主塞止弁ま での配管・弁を支持する 部分)	S _d S _d
	(ii) 放射性廃棄物を内 蔵している施設(た だし、内蔵量が少な い又は貯蔵方式によ り、その破損による 公衆に与える放射線 の影響が周辺監視区 域外における年間の 線量限度に比べ十分 小さいものは除く)	・放射性廃棄物処理施設 (Cクラスに属するも のは除く)	B	—	—	・機器・配管等の支持構造 物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋	S _B S _B
	(iii) 放射性廃棄物以外 の放射性物質に関 連した施設で、そ の破損により、公 衆及び従事者に過 大な放射線被ばく を与える可能性の ある施設	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・復水脱塩装置 ・復水貯蔵タンク ・燃料プール冷却浄化系 ・放射線低減効果の大 きい遮蔽 ・制御棒駆動水圧系(放 射性流体を内蔵する部 分) ・原子炉建屋クレーン ・燃料取替機 ・使用済燃料乾式貯蔵建 屋天井クレーン ・制御棒駆動ラック	B B B B B B B	— — — — — — —	・機器・配管等の支持構造 物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋	S _B S _B S _B S _B	

(九)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)	
		適用範囲 耐震クラス	適用範囲 耐震クラス	適用範囲 耐震クラス	適用範囲 耐震クラス	適用範囲 耐震クラス	適用範囲 耐震クラス	適用範囲 耐震クラス	適用範囲 耐震クラス
Bクラス	(iv) 使用済燃料を冷却するための施設	・燃料プール冷却淨化系	B	・原子炉捕獲冷却系 ・補機冷却系海水系 ・電気計装設備	B B B	・機器・配管、電気計装設 備等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・海水ポンプ基礎等の海水 系を支持する構造物	S _B S _B
	(v) 放射性物質の放出 を伴うような場合 に、その外部放散を 抑制するための施設 で、Sクラスに属さ ない施設	—	—	—	—	—	—	—	—
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を 制御するための施設 でSクラス及びBク ラスに属さない施設	・再循環流量制御系 ・制御棒駆動水圧系(S クラス及びBクラスに 属さない部分)	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設 備等の支持構造物	C	・原子炉建屋	S _C
	(ii) 放射性物質を内蔵 しているか、又はこ れに連関した施設で Sクラス及びBク ラスに属さない施設	・試料採取系 ・洗濯清掃処理系 ・固化装置より下流の固 体废弃物処理系(貯蔵 庫を含む) ・雑固体減容設備 ・放射性废弃物処理設 置のうち濃縮装置の凝縮 水側 ・新燃料貯蔵庫 ・圧縮減容装置 ・その他の	C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設 備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・废弃物処理建屋 ・固体废弃物貯蔵庫 ・給水加熱器保管庫 ・固体废弃物作業建屋	S _C S _C S _C S _C S _C S _C

(つづき)

耐震重要度 分 類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(iii) 原子炉施設ではあるが、放射線安全に關係しない施設	循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ及び所内蒸気系 ・消防系 ・主発電機・変圧器 ・空調設備 ・タービン建屋クレーン ・所内用空気系及び計器用空気系 ・その他	C C C C C C C C C	循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ及び所内蒸気系 ・消防系 ・主発電機・変圧器 ・空調設備 ・タービン建屋クレーン ・所内用空気系及び計器用空気系 ・その他	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・その他	S _c S _c S _c S _c

(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(注2) 補助設備とは、当該機能に间接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける構造物をいう。

(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。

(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属する施設の破損によって上位クラスに属する施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。また、その他の施設として「1.3.1.5 設計における留意事項」での検討を踏まえた施設も適用範囲とする。

(注6) S_s : 基準地震動 S_sにより定まる地震力

S_d : 弾性設計用地震動 S_dにより定まる地震力

S_B : 耐震Bクラス施設に適用される静的地震力

S_C : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力

(注7) 原子炉本体の基礎の一部は、安全機能に加えてドライウェルとサプレッション・チャンバとの圧力境界となる機能を有する。

(注8) ほう酸水注入系は、炉内にあることの重要性から S クラスに準ずる。

(注9) 圧力容器内部構造物は、安全機能の重要度を考慮して、S クラスに準ずる。

(注10) B クラスではあるが、弾性設計用地震動 S_dに対して破損しないこととする。(注11) 地震により主蒸気逃がし安全弁排気管(以下「排気管」という。)がサプレッション・チャンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は凝縮するところが出来ないため、基準地震動 S_sに対してサプレッション・チャンバ内の排気管が破損しないことを確認する。また、排気管がドライウェル内で破損した場合であれば、放出された蒸気はボルト管を通じてサプレッション・チャンバのブール水中に導かれて凝縮するため、原子炉格納容器の内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S_sに対してドライウェル内の排気管が破損しないことを確認する。

- 1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針
- 1.9.10 発電用原子炉設置変更許可申請（令和3年6月25日申請）に係る安全設計の方針
 - 1.9.10.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合
 - 1.9.10.2 安全機能の重要度分類

第三条 設計基準対象施設の地盤

設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

適合のための設計方針

圧縮減容装置は、耐震重要度分類Cクラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するとして設計された固体廃棄物作業建屋内に設置する。

第四条 地震による損傷の防止

- 1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

適合のための設計方針

第1項及び第2項について

圧縮減容装置は、耐震重要度分類Cクラスに分類し、それに応じて設定した地震力に対しておおむね弹性範囲の設計を行う。

第五条 津波による損傷の防止

1 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

1 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。また、発電所敷地で想定される自然現象又は自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）として抽出された11事象をもとに、被害が考えられない洪水及び津波に包含される高潮を除いた9事象に地震及び津波を加えた11事象を組合せ対象として設定する。

第3項について

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。

第八条 火災による損傷の防止

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

適合のための設計方針

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。

(1) 火災発生防止

潤滑油等の発火性又は引火性物質を内包する設備は、漏えいを防止する設計とする。万一、潤滑油等が漏えいした場合に、漏えいの拡大を防止する堰等を設ける設計とする。

電気系統については、必要に応じて過電流継電器等の保護装置と遮断器の組合せ等により、過電流による過熱、焼損の防止を図るとともに、必要な電気設備に接地を施す設計とする。

圧縮減容装置は、落雷により火災が発生する可能性を低減するため、建築基準法に基づく避雷設備が設けられた固体廃棄物作業建屋に設置する設計とする。

(2) 火災感知及び消火

圧縮減容装置は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁）によって隣接する他の火災区域から分離された固体廃棄物作業建屋に設置す

ることで、火災が発生したとしても隣接する安全機能を有する構築物、系統及び機器が延焼等による火災の影響を受けるおそれはないことから、火災の感知として、消防法又は建築基準法に基づき、火災感知器を設置し、中央制御室の受信機で監視するとともに、消火設備として、消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。

(3) 火災の影響軽減のための対策

圧縮減容装置は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンバ等）によって隣接する他の火災区域から分離された固体廃棄物作業建屋内に設置する設計とする。

第九条 溢水による損傷の防止等

1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。

第十条 誤操作の防止

- 1 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。
- 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

圧縮減容装置は、作業員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により圧縮減容装置の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくくするよう留意した設計とする。

第2項について

圧縮減容装置は、当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、ばい煙、有毒ガス、降下火碎物及び凍結による操作雰囲気の悪化）を想定しても、容易に操作することができる設計とする。外部電源喪失時においては、圧縮減容装置は自動停止する設計とする。

第十二条 安全施設

- 1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。
- 3 安全施設は、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。
- 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。

適合のための設計方針

第1項について

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質及びその有する安全機能の重要度に応じて P S - 3 に分類し、一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持する設計とする。

第3項について

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕をもって機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を發揮できる設計とする。

第4項について

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性及びプラントに与える影響を考慮して、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。

第二十七条 放射性廃棄物の処理施設

工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。

適合のための設計方針

圧縮減容装置は、ドラム缶投入口をフードで囲い、フード内を排気することで、処理する過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。

第二十九条 工場等周辺における直接線等からの防護

設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

適合のための設計方針

圧縮減容装置は、通常運転時において、発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値になるように設計する。

具体的には、放射性廃棄物の貯蔵施設内の固体廃棄物からのガンマ線による直接線量及びスカイシャイン線量を評価し、既設建屋からの寄与を含めた人の居住の可能性のある地域における合計線量が、年間 $50 \mu\text{Gy}$ を超えない設計とする。

第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護

- 1 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。
- 3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

第1項第1号について

圧縮減容装置は、放射線業務従事者が受ける放射線量を低減できるよう、遮蔽及び適切な機器の配置等が行われた固体廃棄物作業建屋内に設置する設計とし、圧縮用ドラム缶の圧縮減容装置への投入は線源となるドラム缶から離れた場所からクレーンにより行う設計とともに、圧縮減容装置の操作は、線源となるドラム缶から離れた場所に設置する操作盤により自動で行う設計とする。

第3項について

圧縮減容装置の設置場所には、放射線監視のため、エリアモニタリング設備を設け、中央制御室内に記録、指示を行い、放射線レベル設定値を超えた場合は中央制御室等に警報を発するようにする。また、放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所については定期的及び必要の都度、サーべ

イ・メータによる外部放射線に係る放射線量率, サンプリング等による空
気中放射性物質濃度及び床面等の表面の放射性物質の密度の測定を行う設
計とする。

1.9.10.2 安全機能の重要度分類

原子炉施設の安全機能の相対的重要度を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、次のように定め、これらの機能を果たすべき構築物、系統及び機器を適切に設計する。

(1) 安全上の機能別重要度分類

安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類する。

a. その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの

(異常発生防止系。以下「P S」という。)。

b. 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの(異常影響緩和系。以下「M S」という。)。

また、P S 及びM S のそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類する。それぞれのクラスの呼称は第1.9-1表に掲げるとおりとする。

上記に基づく本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を第1.9-2表に示す。

なお、各クラスに属する構築物、系統及び機器の基本設計ないし基本的設計方針は、確立された設計、建設及び試験の技術並びに運転管理により、安全機能確保の観点から、次の各号に掲げる基本的目標を達成できるようにする。

(a) クラス1：合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、

維持すること。

- (b) クラス 2 : 高度の信頼性を確保し, かつ, 維持すること。
- (c) クラス 3 : 一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し, かつ, 維持すること。

(2) 分類の適用の原則

本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を具体的に適用するに当たっては, 原則として次によることとする。

a . 安全機能を直接果たす構築物, 系統及び機器（以下「当該系」という。）が, その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物, 系統及び機器（以下「関連系」という。）の範囲と分類は, 次の各号に掲げるところによるものとする。

(a) 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は, 当該系と同位の重要度を有するものとみなす。

(b) 当該系の機能遂行に直接必要はないが, その信頼性を維持し, 又は担保するために必要な関連系は, 当該系より下位の重要度を有するものとみなす。ただし, 当該系がクラス 3 であるときは, 関連系はクラス 3 とみなす。

b . 一つの構築物, 系統及び機器が, 二つ以上の安全機能を有するときは, 果たすべき全ての安全機能に対する設計上の要求を満足させるものとする。

c . 安全機能を有する構築物, 系統又は機器は, これら二つ以上のものの間において, 又は安全機能を有しないものとの間において, その一方の運転又は故障等により, 同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全機能が阻害され, もって原子炉施設の安全が損なわれることのないように, 機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮する。

d. 重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続するときは、下位の重要度のものに上位の重要度のものと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の重要度のものの故障等により上位の重要度のものの安全機能が損なわれないよう、適切な機能的隔離が行われるよう考慮する。

第 1.9.10-1 表 安全上の機能別重要度分類

機能による分類		安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器
重要度による分類	異常の発生防止の機能を有するもの (P S)	異常の影響緩和の機能を有するもの (M S)		
	P S - 1	M S - 1		
	P S - 2	M S - 2		
安全に関連する構築物、系統及び機器	P S - 3	M S - 3		
安全に関連しない構築物、系統及び機器		安全機能以外の機能のみを行いうもの		

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (1/18)

分類	定義	機能	異常発生防止系構築物、系統又は機器	特記すべき間連系(注)		
PS-1	その損傷又は故障により発生する事象によって、 (a) 炉心の著しい損傷、又は (b) 燃料の大量の破損 を引き起すおそれのある構築物、系統及び機器	1) 原子炉冷却材圧力バウンドリ機能	原子炉圧力容器 原子炉再循環ポンプ 配管、弁 隔壁弁 制御棒駆動機構ハウジング	— — — — —		
		2) 過剰反応度の印加防止機能	中性子束計装管ハウジング 制御棒駆動機構ハウジング 制御棒駆動機構カップリング	— — —	— — —	
			炉心シュラウド シュラウドサポート 上部格子板	— — —	— — —	
			炉心支持板 燃料支持金具	— —	— —	
			制御棒案内管	—	—	
			制御棒駆動機構ハウジング	—	—	
			燃料集合体(上部タイプレート) 燃料集合体(下部タイプレート)	— —	— —	
			燃料集合体(スペーサ) 燃料集合体	— —	— —	
			チャンネルボックス			

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (2/18)

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系(注)
MS-1	1) 原子炉の緊急停止機能 2) 未臨界維持機能 3) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 4) 原子炉停止後の除熱機能	制御棒	制御棒	—
		制御棒案内管	制御棒案内管	—
		制御棒駆動機構	制御棒駆動機構	—
		原子炉停止系の制御棒による系	水圧制御ユニット(スクラムバイロット弁, スクラム弁, アキュムレータ, 窒素容器, 配管, 弁)	—
		制御棒	制御棒	—
		制御棒駆動機構カップリング	制御棒駆動機構カップリング	—
		原子炉停止系の制御棒による系	制御棒駆動機構	—
		ほう酸水注入系(ほう酸水注入ポンプ, 注入弁, タンク出口弁, ほう酸水貯蔵タンク, ポンプ吸込配管及び弁, 注入配管及び弁)	制御棒駆動機構ハーフィング	—
		逃がし安全弁(安全弁開機能)	逃がし安全弁(安全弁開機能)	—
		残留熱除去系(ポンプ, 热交換器, 原子炉停止時冷却系のルートとなる配管及び弁)	残留熱除去系(ポンプ, 热交換器, 原子炉停止時冷却系のルートとなる配管及び弁)	—

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（3／18）

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）
			原子炉隔離時冷却系（ポンプ、サブレッショングループ、タービン、サブレスショングループから注水先までの配管、弁）	—
			原子炉隔離時冷却系	タービンへの蒸気供給配管、弁 ポンプミニマムフローライン配管、弁 サブレッショングループストレーナ 潤滑油冷却器及びその冷却器までの冷却水供給配管
			高压炉心スプレイ系（ポンプ、サブレーション・グループ、サブレッショングループからスプレイ先までの配管、弁、スプレイヘッダ）	—
MS-1	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	4) 原子炉停止後の除熱機能	高压炉心スプレイ系 逃がし安全弁（手動逃がし機能）	ポンプミニマムフローライン配管、弁 サブレッショングループストレーナ 原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管
			逃がし安全弁（手動逃がし機能）	駆動用窒素源（アクチュエータ、アクチュエータから逃がし安全弁までの配管、弁）
			自動減圧系（手動逃がし機能）	— 原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管
			自動減圧系（手動逃がし機能）	駆動用窒素源（アクチュエータ、アクチュエータから逃がし安全弁までの配管、弁）

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (4/18)

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系(注)
			低压炉心スプレイ系(ポンプ、サブレッショングループ、サブレッショングループからスプレイ先までの配管、スプレイヘッダ)	—
			低压炉心スプレイ系	ポンプミニマムフローライン配管、弁 サブレッショングループストレーナ
			残留熱除去系(低压注水系)(ポンプ、サブレッショングループ、サブレッショングループから注水先までの配管、弁(熱交換器バイパスライン含む)、注水ヘッダ)	—
			残留熱除去系	ポンプミニマムフローライン配管、弁 サブレッショングループストレーナ
			高压炉心スプレイ系(ポンプ、サブレッショングループ、サブレッショングループからスプレイ先までの配管、弁、スプレイヘッダ)	ポンプミニマムフローライン配管、弁 サブレッショングループストレーナ
			高压炉心スプレイ系	ポンプミニマムフローライン配管、弁 サブレッショングループストレーナ
			自動減圧系(逃がし安全弁)	原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管
			自動減圧系(逃がし安全弁)	駆動用窒素源(アクチュエータ、アクチュエータから逃がし安全弁までの配管、弁)

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (5/18)

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系(注)
MS-1	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	原子炉格納容器(格納容器本体、貫通部、所員用エアロック、機器搬入ハッチ)	原子炉格納容器(格納容器本体、貫通部、所員用エアロック、機器搬入ハッチ)	—
	6) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出能	原子炉建屋原子炉建屋外側ブローアウトパネル付き)	原子炉格納容器	—
	原子炉建屋	原子炉建屋(原子炉建屋外側ブローアウトパネル付き)	原子炉格納容器	—
	格納容器隔離弁及び格納容器ハウンダリ配管	原子炉建屋常用換気空調系隔離弁	主蒸気隔離弁	主蒸気隔離弁駆動用空気又は窒素源(アキュムレータ、アクキュムレータから主蒸気隔離弁までの配管、弁)
	格納容器隔離弁及び格納容器ハウンダリ配管	—	—	—
	主蒸気流量制限器	—	—	—

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（6／18）

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）
			残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）（ポンプ、プール、サブレッシュ・ジョン・プールからスプレイ先（ドライウェル及びサブレーション・プール気相部）までの配管、弁、スプレイヘッダ（ドライウェル及びサブレーション・プール））	ポンプミニマムフローライン配管、弁 サブレーション・プールストレーナ
MS - 1	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	6) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	原子炉建屋ガス処理系（乾燥装置、排風機、フィルタ装置、原子炉建屋原子炉棟吸込口から排気筒頂部までの配管、弁）	乾燥装置（乾燥機能部分） 排気筒（非常用ガス処理系排気筒の支持機能）
			可燃性ガス濃度制御系（再結合装置、格納容器から再結合装置までの配管、弁、再結合装置から格納容器までの配管、弁）	可燃性ガス濃度制御系（再結合装置への冷却水供給を司る部分）
			遮蔽設備（原子炉遮蔽壁、一次遮蔽壁、二次遮蔽壁）	一次遮蔽壁

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (7/18)

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系(注)
			原子炉緊急停止の安全保護回路	—
			・非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 ・原子炉格納容器隔離の安全保護回路 ・原子炉建屋ガス処理系作動の安全保護回路	—
			・主蒸気隔離の安全保護回路	—
M S - 1	1) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 2) 安全上必須なその他の構築物、系統及び機器		非常用所内電源系 (ディーゼル機関、発電機、発電機から非常用負荷までの配電設備及び電路) 非常用所内電源系	燃料系 始動用空気系 (機関～空気だごめ) 吸気系 冷却水系
	2) 安全上特に重要な閑連機能		中央制御室 中央制御室遮蔽	— —
			中央制御室換気空調系 (放射線防護機能及び有毒ガス防護機能) (非常用再循環送風機、非常用再循環フィルタ装置、空調ユニット、送風機、排風機、ダクト及びダンパー)	—

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (8/18)

分類	定義	機能	異常影響緩和系	特記すべき間連系(注)
MS-1	2) 安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	2) 安全上特に重要な関連機能	残留熱除去系海水系(ポンプ、熱交換器、配管、弁、ストレーナ(MS-1開連)) ディーゼル発電機海水系(ポンプ、配管、弁、ストレーナ) 直流水源系(蓄電池、蓄電池から非常用負荷までの配電設備及び電路(MS-1開連)) 計装制御電源系(MS-1開連)	—

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（9／18）

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）
P S - 2		<p>1) 原子炉冷却材を内蔵する機能（ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。）</p> <p>1) その損傷又は故障により発生する事象によって、炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引きこすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器</p>	<p>原子炉冷却材浄化系（原子炉冷却材圧力バウンダリから外れる部分）</p> <p>主蒸気系</p> <p>原子炉隔離時冷却系タービン蒸気供給ライン（原子炉冷却材圧力バウンダリから外れる部分であつて外側隔壁弁下流からタービン止め弁まで）</p> <p>放射性气体廃棄物処理系（活性炭式希ガスホールドアップ装置）</p> <p>使用済燃料プール（使用済燃料貯蔵ラックを含む）</p> <p>新燃料貯蔵庫（臨界を防止する機能（新燃料貯蔵ラック））</p> <p>使用済燃料乾式貯蔵容器</p> <p>燃料交換機</p> <p>原子炉建屋クレーン</p> <p>使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン</p> <p>燃料取扱設備</p> <p>原子炉ウェル</p>	<p>—</p>
		2) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に作動を要求されるものであつて、その故障により、炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物、系統及び機器	1) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能	逃がし安全弁（吹き止まり機能に関連する部分）

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（10／18）

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）
		1) 燃料プール水の補給機能	残留熱除去系（ポンプ、サプレッショーン・プールから燃料プールまでの配管、弁）	ポンプミニマムフローライン配管、サプレッション・プールストレーナー
			放射性気体廃棄物処理系（オフガス系）隔離弁	—
			排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能以外）	—
		2) 放射性物質放出の防止機能	燃料プール冷却浄化系の燃料プール入口逆止弁	—
MS-2			原子炉建屋原子炉棟	原子炉建屋常用換気空調系隔離弁
			原子炉建屋	—
			原子炉建屋ガス処理系	乾燥装置（乾燥装置部分）
			原子炉建屋ガス処理系	排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能）
			・中性子束（起動領域計装） ・原子炉スクラム用電磁接触器の状態 ・制御棒位置	—
	2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	1) 事故時のプラント状態の把握機能	・原子炉水位（広帯域、燃料域） ・原子炉圧力	—

第1.9.10-2表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（11／18）

分類	定義	機能	異常発生防止系構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）
M S - 2			<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力 ・サプレッショント・プール水温度 ・原子炉格納容器エリア放射線量率 (高レンジ) 	-
		〔低温停止への移行〕		
		<p>1) 事故時のプラント状態の把握機能</p> <p>2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位（広帯域） 〔ドライウェルスプレイ〕 ・原子炉水位（広帯域、燃料域） 〔サプレッショント・プール冷却〕 ・原子炉水位（広帯域、燃料域） 〔サプレッショント・プール水温度〕 ・可燃性ガス濃度制御系起動 ・原子炉格納容器水素濃度 ・原子炉格納容器酸素濃度 	
		2) 異常状態の緩和機能	(対象外)	-
		3) 制御室外からの安全停止機能	制御室外原子炉停止装置（安全停止に開連するもの）の操作回路	-

第1.9.10-2表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（12／18）

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）
P S - 3	1) 原子炉冷却材保持機能 (P S - 1, P S - 2以外のもの) 2) 原子炉冷却材の循環機能	1) 計裝配管，弁 試料採取管，弁 ドレン配管，弁 ベント配管，弁	計裝配管，弁	-
		原子炉再循環ポンプ，配管，弁，ライザーパイプ（炉内），ジェットポンプ	原子炉再循環ポンプ，配管，弁	-
		液体廃棄物処理系（低電導度廃液収集槽，高電導度廃液収集槽）	液体廃棄物処理系（低電導度廃液収集槽，高電導度廃液収集槽）	-
		固体廃棄物処理系（使用済粉末樹脂貯蔵タンク，使用済樹脂貯蔵タンク，濃縮廃液貯蔵タンク，クラッジドスラリタンク，廃液スラッジ貯蔵タンク，床ドレンスラッジ貯蔵タンク，減容固化体貯蔵室，サイトバンカブルー，固体廃棄物貯蔵庫（ドラム缶），給水加熱器保管庫，固体廃棄物作業建屋（ドラム缶））	固体廃棄物処理系（使用済粉末樹脂貯蔵タンク，使用済樹脂貯蔵タンク，濃縮廃液貯蔵タンク，クラッジドスラリタンク，廃液スラッジ貯蔵タンク，床ドレンスラッジ貯蔵タンク，減容固化体貯蔵室，サイトバンカブルー，固体廃棄物貯蔵庫（ドラム缶），給水加熱器保管庫，固体廃棄物作業建屋（ドラム缶））	-
P S - 3	1) 異常状態の起因事象となるもの であって，P S - 1 及び P S - 2 以外の構築物，系統及び機器	3) 放射性物質の貯蔵機能	新燃料貯蔵庫	-
		新燃料貯蔵ラック	新燃料貯蔵ラック	-
		発電機及びその励磁装置（発電機，励磁機）	発電機及びその励磁装置（発電機，励磁機）	-
		4) 電源供給機能（非常用を除く。）	発電機及び励磁装置	固定子冷却装置 発電機水素ガス冷却装置 軸密封油装置 励磁電源系

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（13／18）

分類	定義	機能	異常発生防止系	特記すべき間連系（注）
		構築物、系統又は機器 蒸気タービン（主タービン、主要弁、 配管）		—
	蒸気タービン		主蒸気系（主蒸気／駆動源） タービン制御系	
		復水系（復水器を含む）（復水器、復 水ポンプ、配管／弁）	タービン潤滑油系	
		復水系（復水器含む）	復水器空気抽出系（蒸気式空気抽出 系、配管／弁）	
		給水系（電動駆動給水ポンプ、タービ ン駆動給水ポンプ、給水加熱器、配管 ／弁）	復水器空気抽出系（蒸気式空気抽出 系、配管／弁）	
		給水系	駆動用蒸気	
		循環水系（循環水ポンプ、配管／弁）	—	
		循環水系	取水設備（屋外トレンチを含む）	
P S - 3	1) 異常状態の起因事象となるもの であつて、P S - 1 及び P S - 2 以外の構築物、系統及び機器 4) 電源供給機能（非常用 を除く。）	常用所内電源系（発電機又は外部電源 系から所内負荷までの配電設備及び電 路（M S - 1 関連以外））	常⽤所内電源系（発電機又は外部電源 系から所内負荷までの配電設備及び電 路（M S - 1 関連以外））	—
		直流電源系（蓄電池、蓄電池から常⽤ 負荷までの配電設備及び電路（M S - 1 関連以外））	直流電源系（蓄電池、蓄電池から常⽤ 負荷までの配電設備及び電路（M S - 1 関連以外））	—
		計測制御電源系（電源装置から常⽤計 測制御装置までの配電設備及び電路 (M S - 1 関連以外))	計測制御電源系（電源装置から常⽤計 測制御装置までの配電設備及び電路 (M S - 1 関連以外))	—
		送電線	送電線	—

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (14/18)

分類	定義	機能	異常発生防止系 構築物、系統又は機器	特記すべき間連系(注)
		4) 電源供給機能 (非常用を除く。)	変圧器 (所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、電路) 変圧器	—
			開閉所 (母線、遮断機、断路器、電路)	油劣化防止装置 冷却装置
		5) プラント計測・制御機能 (安全保護機能を除く。)	・原子炉制御系 (制御奉価値ミニマイザを含む) ・原子炉核計装 ・原子炉プラントプロセス計装	—
PS-3	1) 異常状態の起因事象となるものであって、 PS-1 及び PS-2 以外の構築物、系統及び機器		補助ボイラ設備 (補助ボイラ、給水タンク、給水ポンプ、配管／弁) 補助ボイラ設備 所内蒸気系及び戻り系 (ポンプ、配管／弁) 計装用圧縮空気設備 (空気圧縮機、中間冷却器、配管、弁)	—
	6) プラント運転補助機能		計装用圧縮空気設備 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却ポンプ、熱交換器、配管／弁)	後部冷却器 気水分離器 空気貯槽
				—

第1.9.10-2表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（15／18）

分類	定義	機能	異常発生防止系 構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）		
P S - 3	1) 異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	6) プラント運転補助機能	タービン補機冷却水系（タービン補機冷却ポンプ、熱交換器、配管／弁）	—		
			タービン補機冷却水系	タービン補機冷却水系（タービン補機冷却ポンプ、配管／弁、ストレーナ）	サージタンク	
				復水補給水系（復水移送ポンプ、配管／弁）	—	
				復水補給水系	復水貯蔵タンク	—
				1) 核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	燃料被覆管 上／下部端栓	— —
			2) 原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物、系統及び機器能	2) 原子炉冷却材の浄化機能	タイロッド 原子炉冷却材浄化系（再生熱交換器、非再生熱交換器、CUWポンプ、ろ過脱塩装置、配管、弁） 復水浄化系（復水脱塩装置、配管、弁）	— —

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（16／18）

分類	定義	機能	構築物、系統又は機器 逃がし安全弁（逃がし弁機能）	特記すべき間連系（注）	
MS-3	1) 原子炉圧力の上昇の緩和機能 1) 運転時の異常な過渡変化があるても、MS-1, MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器	逃がし安全弁（逃がし弁機能）	原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管	原子炉圧力源（アクチュエータ、アクチュエータから逃がし安全弁までの配管、弁）	
		タービンハイパス弁	原子炉圧力容器からタービンハイパス弁までの主蒸気配管	駆動用油圧源（アクチュエータ、アクチュエータからタービンハイパス弁までの配管、弁）	
		タービンハイパス弁	原子炉圧力容器からタービンハイパス弁までの主蒸気配管	駆動用油圧源（アクチュエータ、アクチュエータからタービンハイパス弁までの配管、弁）	
		2) 出力上昇の抑制機能	・原子炉再循環制御系 ・制御棒引き抜き阻止回路 ・選択制御棒挿入回路	一	
		3) 原子炉冷却材の補給機能	制御棒駆動水圧系（ポンプ、復水貯蔵タンク、復水貯蔵タンクから制御棒駆動機構までの配管、弁）	一	ポンプサクションフィルタ
			制御棒駆動水圧系	一	ポンプミニマムフローライン配管、弁

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（17／18）

分類	定義	機能	異常影響緩和系 構築物、系統又は機器	特記すべき間連系（注）
	1) 運転時の異常な過渡変化があるても、MS-1, MS-2とあって、事象を緩和する構築物、系統及び機器	3) 原子炉冷却材の補給機能	原子炉隔離時冷却系（ポンプ、タービン、サブレッショングループ、サブレンジション・プローブから注水先までの配管、弁）	—
MS-3	2) 異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器	1) 緊急時対策上重要なものの及び異常状態の把握機能	原子炉隔離時冷却系 潤滑油冷却系及びその冷却器までの冷却水供給配管 緊急時対策所	タービンへの蒸気供給配管、弁 ポンプミニマムフローライン配管、弁 — 情報収集設備 通信連絡設備 資料及び器材 遮蔽設備
			試料採取系（異常時に必要な機能を有するもの。原子炉冷却材放射性物質濃度サンプリング分析、原子炉格納容器素因気放射性物質濃度サンプリング分析）	—
			通信連絡設備（1つの専用回路を含む複数の回路を有する通信連絡設備）	—
			放射線監視設備	—

第 1.9.10-2 表 本発電用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (18/18)

分類	異常影響緩和系 定義	機能	構築物、系統又は機器	特記すべき関連系(注)
			事故時監視計器の一部	—
		消火系(水消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、等)	消火ポンプ	—
MS-3	2) 異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器	1) 緊急時対策上重要なものの及び異常状態の把握機能	ろ過水タンク、原水タンク、多目的タンク 火災検出装置(受信機含む) 防火扉、防火ダンバ、耐火壁、隔壁 (消火設備の機能を維持担保するために必要なもの)	—
		安全避難通路	安全避難用扉	—
		非常用照明	—	—

(注) 関連系については、「1.9.10.2 (2) 分類の適用の原則」参照

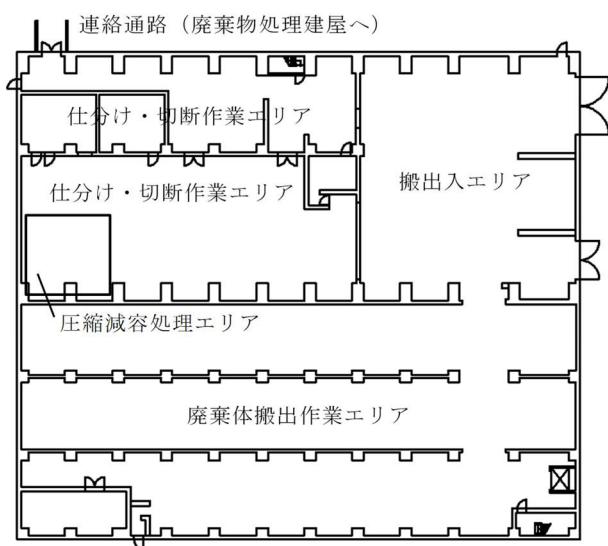
2. プラント配置並びに建屋、構築物の概要

2.2 建物及び構築物

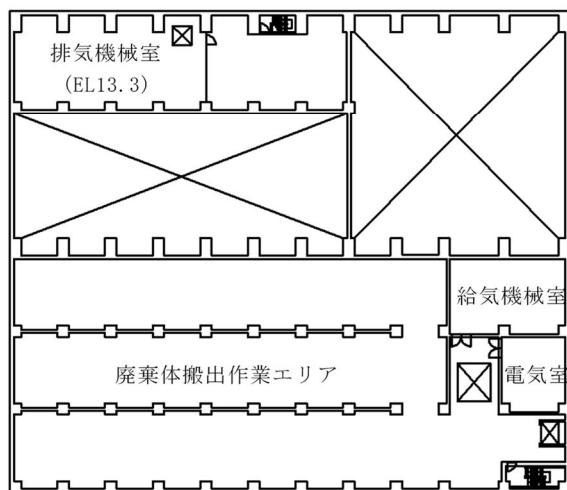
2.2.7 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）

本建屋は、東海第二発電所原子炉建屋の南東に位置し、地上3階、約58m ×約50m、高さ約21mの鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）であり、基礎は杭基礎とし岩盤に支持される。

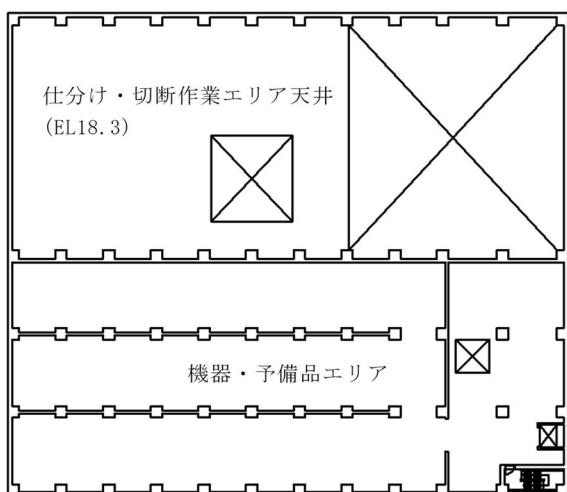
本建屋には、固体廃棄物を詰めたドラム缶を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための廃棄体搬出作業エリア、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け、切断を行う仕分け・切断作業エリア、圧縮減容装置で不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う圧縮減容処理エリア、固体廃棄物及び資機材の搬出入を行う搬出入エリア、資機材を保管する機器・予備品エリアが収容される。



1階平面図 (EL 8.3)



2階平面図 (EL 15.3)



第 2.1-11 図 固体廃棄物作業建屋平面図

7. 放射性廃棄物の廃棄施設

7.3 固体廃棄物処理系

7.3.1 概 要

固体廃棄物処理系は、廃棄物の種類に応じて、処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラリタンク、廃液スラッジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、減容固化設備、減容固化体貯蔵室、セメント混練固化装置（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、圧縮減容装置、減容装置、雑固体廃棄物焼却設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、給水加熱器保管庫、固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）等で構成する。

なお、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋は、東海発電所と共に用する。

主要な固体廃棄物としては次のものがある。

- (1) 濃縮廃液
- (2) 使用済樹脂
- (3) 廃スラッジ
- (4) 雜固体廃棄物（布、紙、小器具、使用済空気フィルタ等）
- (5) 第6給水加熱器等
- (6) 使用済制御棒、チャンネルボックス等

固体廃棄物処理系統概要図を第7.3-1図に示す。

7.3.2 設計方針

(4) 可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは、圧縮減容装置又は減容装置で圧縮減容する。圧縮減容装置で圧縮減容した不燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。減容装置で圧縮減容した不燃性雑固体廃棄物は、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。圧縮可能でない不燃性雑固体廃棄物は、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。

(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）の仕分け・切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け及び切断を、圧縮減容処理エリアでは、圧縮減容装置にて不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。

7.3.3 主要設備

(4) 雜固体廃棄物の処理

雑固体廃棄物の処理を行う設備は、雑固体廃棄物焼却設備、減容装置、雑固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）及び圧縮減容装置である。

可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。

雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは、セラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し(除染係数 10^5 以上)⁽¹⁾廃棄物処理建屋排気口(地上高約 50m)から放射性物質濃度を監視しつつ放送出する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは、圧縮減容装置又は減容装置で圧縮減容する。圧縮減容装置で圧縮減容した不燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材(モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。減容装置で圧縮減容した不燃性雑固体廃棄物は、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材(モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。圧縮可能でない不燃性雑固体廃棄物は、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材(モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。雑固体減容処理設備の排ガスはセラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し(除染係数 10^7 以上)⁽²⁾⁽³⁾排気筒から放射性物質濃度を監視しつつ放送出する。

(7) 固体廃棄物作業建屋(東海発電所及び東海第二発電所共用、既設)での不燃性雑固体廃棄物の処理等

仕分け・切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物の仕分け、切断作業を行う。圧縮減容処理エリアでは、圧縮減容装置にて不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う。なお、仕分け及び切断作業を行う仕分け・切断作業エリアは、仕分け・切断作業を行う際には、可搬型の高性能粒子フィルタ付き局所排風機を使用し汚染拡大防止措置を講じるとともに、仕分け・切断作業エリア内の作業場並びに圧縮減容処理エリアからなる範囲は、周囲から区画し、作業中は区画した範囲を負圧に維持することにより、放射性物質が散逸し難い設計とする。また、圧縮減容処理エリアは、圧縮減容装置

のドラム缶投入口をフードで囲い、フード内を排気することで、処理する過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。

機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。

第7.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様

(1) タンク類

タンク名	基数	容 量 (m ³ ／基)	材 料
濃縮廃液貯蔵タンク	3	約 90	炭素鋼
使用済粉末樹脂貯蔵タンク	2	約 140	ステンレス鋼
使用済樹脂貯蔵タンク	1	約 130	ステンレス鋼
	2	約 250	ステンレス鋼
クラッドスラリタンク	2	約 250	ステンレス鋼
廃液スラッジ貯蔵タンク	2	約 160	炭素鋼
床ドレンスラッジ貯蔵タンク	1	約 110	炭素鋼

(2) 減容固化設備

乾燥装置

型 式	たて置遠心薄膜式
基 数	1

造粒装置

型 式	2 軸形ロール式
基 数	1

(3) 減容固化体貯蔵室

構 造	鉄筋コンクリート造
面 積	約 250m ²
容 量	約 1,400m ³

(4) セメント混練固化装置（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）

型 式	セメント固化式
基 数	1

(5) 圧縮減容装置

型 式 油圧式

基 数 1

(6) 減容装置

型 式 油圧式

基 数 1

(7) 雑固体廃棄物焼却設備（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）

型 式 自然式

基 数 1

容 量 約 3.14×10^6 kJ/h

(約 750,000kcal/h)

(8) 雑固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）

型 式 高周波誘導加熱・2次燃焼器・セラミック・高性能粒子フィルタ式

基 数 1

容 量 約 6,400 本

(200L ドラム缶相当) / 年

(24 時間/日，約 200 日/年運転時)

(9) 固体廃棄物移送容器

基 数 1

容 量 約 3.4m^3

(10) サイトバンカプール

基 数 1

構 造 鉄筋コンクリート造ステンレス鋼ライニング

容 量 約 $1,900\text{m}^3$

(11) 固体廃棄物貯蔵庫A（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）

位 置	発電所敷地内
構 造	鉄筋コンクリート造 (地下1階，地上1階)
面 積	延 約 5,300m ²
貯 藏 能 力	約 25,000 本 (200L ドラム缶相当)

(12) 固体廃棄物貯蔵庫B（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）

位 置	発電所敷地内
構 造	鉄筋コンクリート造 (地下1階，地上2階)
面 積	延 約 10,000m ²
貯 藏 能 力	約 48,000 本 (200L ドラム缶相当)

(13) 給水加熱器保管庫

位 置	発電所敷地内
構 造	鉄筋コンクリート造 (地上1階)
容 量	約 5,100m ³ (第6給水加熱器3基等)

(14) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用，既設）

位 置	発電所敷地内
構 造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) (地上3階)
面 積	固体廃棄物作業建屋の延面積 約 6,200m ² (廃棄体搬出作業エリアの延面積 約 2,700m ²) (仕分け・切断作業エリアの面積

約 830m²)

(圧縮減容処理エリアの面積

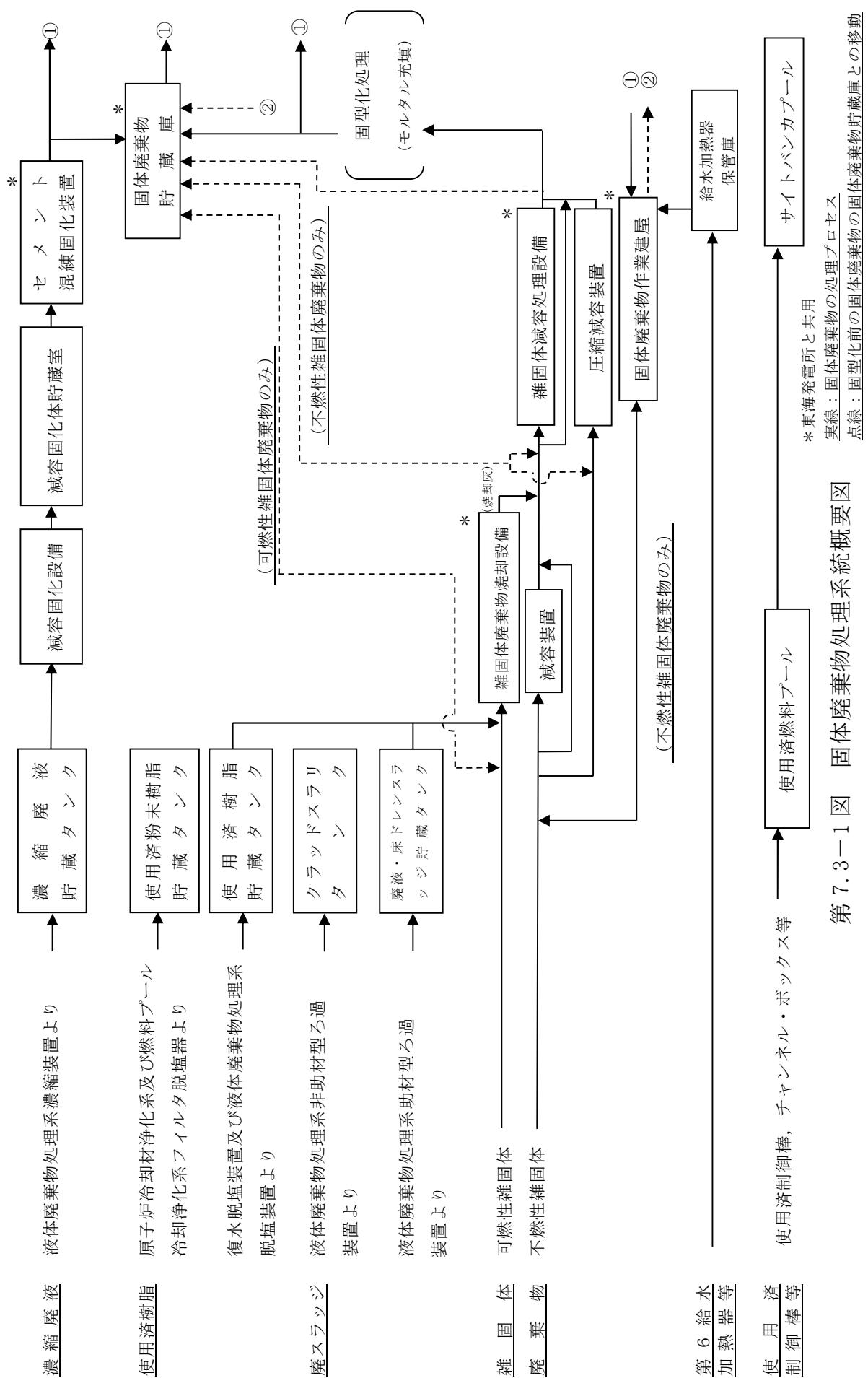
約 70m²)

(機器・予備品エリアの面積

約 1,400m²)

貯蔵能力

廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵保管する 200L ドラム缶約 3,000 本 (廃棄体搬出作業エリア)

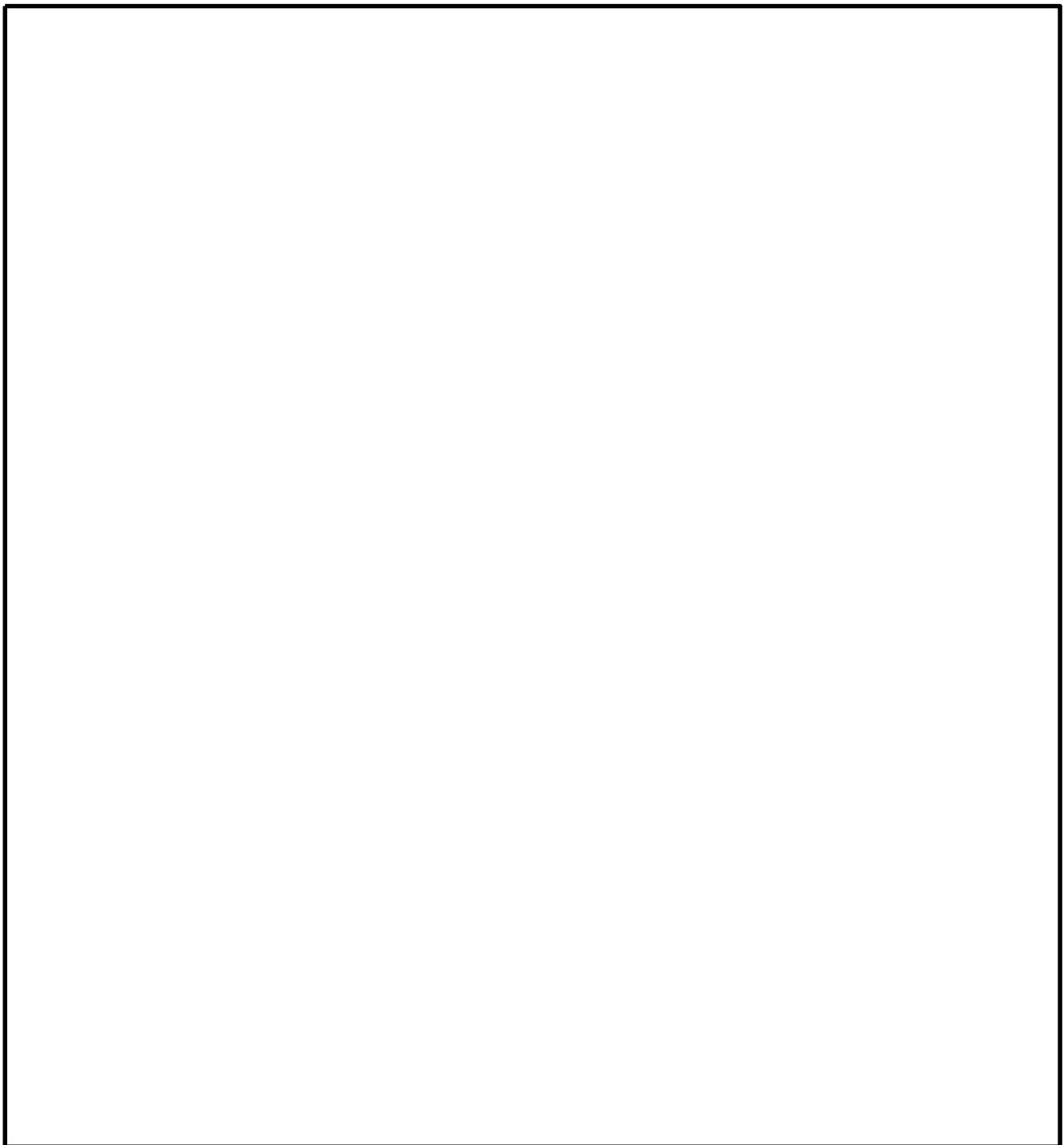


第7.3-1 図 固体廃棄物処理系統概要図

* 東海発電所と共に用
実線：固体廃棄物の処理プロセス
点線：固型化前の固体廃棄物の固体廃棄物貯蔵庫との移動

8. 放射線管理施設

8.3 遮蔽設備



第 8.3-8 図 遮蔽設計上の区域区分
(固体廃棄物作業建屋 1, 2, 3 階平面)

□ は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

(放射線の管理に関する説明)

4. 放射性廃棄物処理

4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方

(3) 固体廃棄物は、その種類に応じてタンク等に貯蔵するか又はドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂は、使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドスラリタンクに貯蔵する。復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂及び液体廃棄物処理系助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか又は貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。また、不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは、圧縮減容装置又は減容装置で圧縮減容する。圧縮減容装置で圧縮減容した不燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。減容装置で圧縮減容

した不燃性雑固体廃棄物は、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。圧縮可能でない不燃性雑固体廃棄物は、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。なお、使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、サイトバンクプールに貯蔵保管する。

第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後に仕分け、切断し、不燃性雑固体廃棄物として処理する。

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 備考
<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構 造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理系）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮塩液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドストラリタンク、床ドレンスラッジ貯蔵室、セメント混練固化装置（東海発電所及び東海第一発電所共用、既設）、減容装置、減容装置（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、減容装置、雜固体廃棄物焼却設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、雜固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、サイバーンカプール、固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）等で構成する。</p> <p>東海発電所は、平成30年9月26日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書に記載のある設備の使用前検査の終了後に使用を開始する。</p> <p>濃縮塩液は、濃縮塩液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するが、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。</p> <p>フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドストラリタンクに貯蔵する。</p> <p>脱塩装置から発生する使用済樹脂及び助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雜固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは減容装置で圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ド</p>	<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構 造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理系）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮塩液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドストラリタンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵室、セメント混練固化装置（東海発電所及び東海第一発電所共用、既設）、圧縮減容装置、減容装置（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、減容装置、雜固体廃棄物焼却設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、サイバーンカプール、固体廃棄物貯蔵庫（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）、給水加熱器保管庫、固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）等で構成する。なお、圧縮減容装置の運用開始条件の明確化。なお、平成30年9月26日に計画を受けた「地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の追加」（令和元年7月24日）は、圧縮減容装置の基準適合性の確認に際して前提とした条件に係るものではないため、新規制基準適合性審査に係る設備の検査等の終了後の運用開始とした。</p> <p>濃縮塩液は、濃縮塩液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容固化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するが、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。</p> <p>フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドストラリタンクに貯蔵する。</p> <p>脱塩装置から発生する使用済樹脂及び助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雜固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p> <p>不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは減容装置で圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ド</p>

①既許可の設計方針に基づき装置の設置による既許可の設計方針の変更
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

① <27条-5>
燃棄物は、焼却灰は不燃性固定燃棄物として処理する。
不燃性難燃物は、圧縮可能なものは圧縮減容装置又は減容装置
焼却封設備で焼却し、焼却灰は不燃性固定燃棄物として処理する。

可燃性維固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は維固体で処理する。

て処理する。

スラッシュは、便用済みの尿を貯蔵するが、又は貯蔵し放射能を減衰させたドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、放射性廃棄物庫に搬入する。

後の運用開始とした。

練して固化し貯蔵保管する。
フィルタ脱塩器から発生する使用済樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タンクにて前提とした条件下に係るもので、新規制基準適合性はないため、新規制基準適合性

濃縮産業後は、濃縮釜後段で放熱能を減らすために貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵庫で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵庫は、圧縮機

の機器・装置等の間に及ぶ能の書に記載のある設備の使用前検査の合格及び使用前確認の終了後に使用を開始する

(東海発電所及び東海第二発電所共用、既設)、給水加熱器兼蓄槽、固形廃棄物作業室等で構成する。なお、圧縮空気装置の運用開始条件の

(東海発電所及び東海第二発電
固体減容處理設備
サイバーンカープル
車体陸運物貯蔵庫
所共用 暫訛)

タービン、水トレーブル・ラン灯油タービン、威谷火力設備、咸谷火力設備、既設セメント混練固化装置（東海發電所及ひ東海第二發電所共用、既設）、庄

回体施設物の発展設置構造

用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
射性整生物の整華施設の構造及び設備

下線：当初設計方針から変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 压縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄<>：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	ラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。	① <27条-5>
第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後、不燃性雑固体廃棄物として処理する。	第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後、不燃性雑固体廃棄物として処理する。 使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵保管後、固体廃棄物移送容器に収納しサイトバンカープールに移送し貯蔵保管する。	① <27条-5> ② <27条-6>
固体廃棄物作業建屋の仕分け・切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け、切断を、圧縮減容装置にて不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行いう。	固体廃棄物作業建屋の仕分け・切断作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け及び切断を、圧縮減容装置にて不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行いう。	記載の適正化
固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備から漏出するガスは、フィルタを通して放射性物質濃度を監視しつつ排気筒等から放出する。	固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備から漏出するガスは、フィルタを通して放射性物質濃度を監視しつつ排気筒等から放出する。	
固体廃棄物処理系は、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、溶融・焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。	固体廃棄物処理系は、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、溶融・焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。	
上記濃縮溶液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄物搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。	上記濃縮溶液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄物搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。	
なお、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋は東海発電所と共に用する。	なお、セメント混練固化装置、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋は東海発電所と共に用する。	
(ii) 廃棄物の処理能力	（ii） 廃棄物の処理能力	
使用済粉末樹脂貯蔵タンクの容量は約280m ³ 、使用済樹脂貯蔵タンクの容量は約630m ³ 、クラッドストリタンクの容量は約500m ³ 、廃液スラッジ貯蔵タンクの容量は約320m ³ 、床ドレンスラッジ貯蔵タンクの容量は約110m ³ 、減容固化体貯蔵室の容量は約1,400m ³ 、サイトバンカープールの容量は約1,900m ³ である。	使用済粉末樹脂貯蔵タンクの容量は約280m ³ 、使用済樹脂貯蔵タンクの容量は約630m ³ 、クラッドストリタンクの容量は約500m ³ 、廃液スラッジ貯蔵タンクの容量は約320m ³ 、床ドレンスラッジ貯蔵タンクの容量は約110m ³ 、減容固化体貯蔵室の容量は約1,400m ³ 、サイトバンカープールの容量は約1,900m ³ である。	①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更
固体廃棄物貯蔵庫は200L ドラム缶相当で約73,000本を貯蔵保管する能力がある。	固体廃棄物貯蔵庫は200L ドラム缶相当で約73,000本を貯蔵保管する能力がある。	

既許可と圧縮減容装置に伴う設計方針の比較

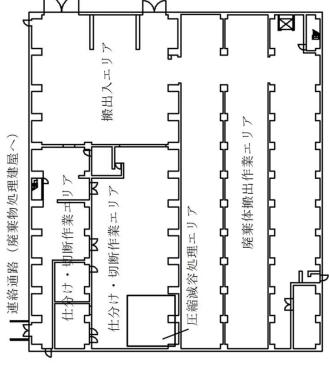
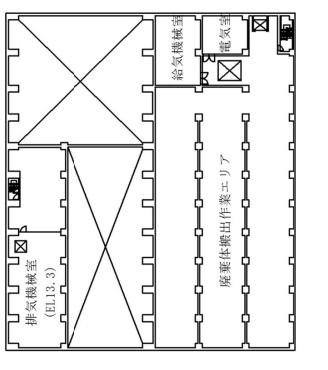
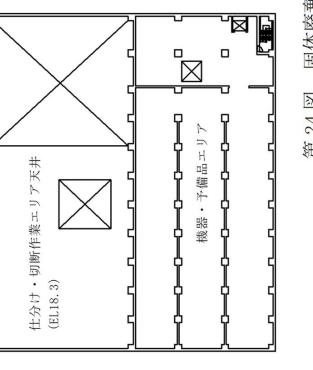
【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄<>：「東海第二発電所」

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>給水加熱器保管庫は、第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した3基の第6給水加熱器等を貯蔵する能力がある。</p> <p>固体廃棄物作業建屋（廃棄体搬出作業エリア）は、200Lドラム缶で約3,000本を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵する能力がある。</p>	<p>給水加熱器保管庫は、第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した3基の第6給水加熱器等を貯蔵する能力がある。</p> <p>固体廃棄物作業建屋（廃棄体搬出作業エリア）は、200Lドラム缶で約3,000本を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間、貯蔵する能力がある。</p>	

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
 <p>1階平面図 (EL 8.3)</p> <p>運送通路 (廃棄物処理棟～) 仕分け・切断作業エリア 仕分け・切断作業エリア 搬出エリア 正縮減容装置 廃棄体搬出作業エリア</p>  <p>2階平面図 (EL 15.3)</p> <p>排気機械室 (EL 13.3) 仕分け・切断作業エリア 搬出エリア 正縮減容装置 廃棄体搬出作業エリア</p>  <p>3階平面図 (EL 21.8)</p> <p>仕分け・切断作業エリア天井 (EL 18.3) 機器・予備品エリア 正縮減容装置 廃棄体搬出作業エリア</p>	<p>① <27条-5></p> <p>備考</p>

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設置を設計方針を載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

第24図 固体廃棄物作業建屋平面図
(添付書類 八 第2.1-11図)

第26図 固体廃棄物処理系統概要図（添付書類 A 第7.3-1図）

This flowchart illustrates the solid waste management system for the second stage of the East Sea Nuclear Power Plant. It shows the flow from waste generation to final disposal.

Waste Generation: Wastes are generated from various sources such as water addition equipment, decontamination equipment, and decommissioning equipment.

Initial Design Stage (Top Line):

- ① <27条-5>**: Initial design stage for waste reduction and disposal.
- ② (不燃性廃棄物のため)**: Flow for non-combustible wastes.
- ③ (可燃性廃棄物のため)**: Flow for combustible wastes.
- ④ (燃え難い廃棄物のため)**: Flow for non-flammable wastes.
- ⑤ (燃え易い廃棄物のため)**: Flow for flammable wastes.
- ⑥ (燃え難く又は燃え易くない廃棄物のため)**: Flow for non-flammable or flammable wastes.

Design Change Stage (Bottom Line):

The bottom line shows the same stages as the top line, but with additional components and flow paths, indicating changes made during the design process.

Notes:

- *廃棄物運送用車両：廃棄物の搬出用車両
- *廃棄物運送用船舶：廃棄物の輸送用船舶
- *廃棄物運送用飛行機：廃棄物の輸送用飛行機

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針（既許可申請から他の変更箇所、備考欄くく：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数）
1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針	1.9 圧縮減容装置に伴う設計方針	1.9 圧縮減容装置に係る安全設計の方針
1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請（平成26年5月20日申請）に係る安全設計の方針	1.9.7 圧縮減容装置に係る安全設計の方針	1.9.7 圧縮減容装置に係る安全設計の方針
1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合	1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合	1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合
第三条 設計基準対象施設の地盤	第三条 設計基準対象施設の地盤	第三条 設計基準対象施設の地盤
<p>設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地盤による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p>		<p>設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地盤による地震力を含む。）が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>耐震重要施設については、基準地盤による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地盤による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地盤による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設以外の設計基準対象施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>

①<第3条-4>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

十 (既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較) 【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

第1.3-1表 混凝土强度分类表

(既許可と) 王縮減容装装置設置に伴う設計方針の比較) 【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

東海第二発電所圧縮減容装置適合のための

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

【例】下線：当初設計計画から、その後の変更箇所
（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

200

東海第二発電所圧縮装置

【内・例】下線：当初設計方針から変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 壓縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
十（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方金の比較）【安全設計に関する説明】
圧縮減容装置に伴う設計方針

既許可

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】	
【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)	<p>既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)</p> <p>(注1) 主要設備上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注2) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注3) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注4) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注5) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注6) S_c： 圧縮地盤側S_cにて大規模な圧縮装置用圧縮機の供給能力</p> <p>(注7) 圧子供給水側の基盤の一部は、圧縮装置設置物の機器部に接続する回路遮断装置を示す。</p> <p>(注8) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注9) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注10) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注11) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p>
既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)	<p>既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)</p> <p>(注1) 主要設備上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注2) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注3) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注4) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注5) 圧縮装置設置上件、当該機器の直前の回路の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注6) S_c： 圧縮地盤側S_cにて大規模な圧縮装置用圧縮機の供給能力</p> <p>(注7) 圧子供給水側の基盤の一部は、圧縮装置設置物の機器部に接続する回路遮断装置を示す。</p> <p>(注8) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注9) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注10) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p> <p>(注11) 圧縮装置設置物にて、圧縮装置設置物の供給水側の直前の回路遮断装置を示す。</p>

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄（備考欄）、「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
第四条 地震による損傷の防止	1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	第四条 地震による損傷の防止 圧縮減容装置に伴う設計方針	1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
	適合のための設計方針	適合のための設計方針	第1項及び第2項について 圧縮減容装置は、耐震重要度分類Cクラスに分類し、それに応じて設定した地震力に対してもおむね弾性範囲の設計を行う。 耐震重要度分類及び地震力に係る方針は、圧縮減容装置の設置により変更にならなければなりません。〈第4条-18～20〉

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数							
<p>既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>(2) 地震力</p> <p>上記(1)のSクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <table> <tr> <td>Sクラス</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>Bクラス</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>Cクラス</td> <td>1.0</td> </tr> </table> <p>ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に</p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0	備考
Sクラス	3.0						
Bクラス	1.5						
Cクラス	1.0						

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
- ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 一定とする。	備考
b. 弾性設計用地震動 S_d による地震力 弾性設計用地震動 S_d による地震力は、Sクラスの施設に適用する。 弾性設計用地震動 S_d は、「添付書類六 3. 地震」に示す基準地震動 S_s に工学的判断から求められる係数 0.5 を乗じて設定する。 また、弾性設計用地震動 S_d による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。 なお、Bクラスの施設のうち、共振のある施設については、弾性設計用地震動 S_d に 2 分の 1 を乗じた地震動によりその影響についての検討を行ふ。当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合せて算定するものとする。		

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		第五条 津波による損傷の防止	第五条 津波による損傷の防止	第五条 津波による損傷の防止
		設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	1 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわるべきではない。	1 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわるべきではない。
適合のための設計方針	設計基準対象施設のうち津波防護対象設備は、基準津波に対して、その安全機能が損なれることがないように次のようにおり設計する。	<p>(1) 津波の敷地への流入防止 津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を設置する敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、海と連接する取水口、放水路等の経路から、同敷地及び津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋に入りさせない設計とする。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。</p> <p>(3) 津波防護の多重化 上記(1)、(2)の方針のほか、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）は、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施す設計とする。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止するため、非常用海水冷却系は、基準津波による水位の低下に対応して非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。 また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口の通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対して非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。</p>	第1項について 圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	<p>① <第5条-10～12> 圧縮減容装置については、津波防護対象設備ではないため、記載しない。<第5条-10～12></p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
既許可（合和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	備考
<p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持</p> <p>津波防護施設及び浸水防止設備は、入力津波（施設の津波に対する設計を行ったために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できるよう設計する。また、津波監視設備は、入力津波に対して津波監視機能が保持できるよう設計する。</p> <p>(6) 地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等</p> <p>地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響、津波の繰り返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）及び自然条件（積雪、風荷重等）を考慮する。</p> <p>(7) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価</p> <p>津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。</p> <p>なお、その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮する。</p> <p>また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施する。</p>	

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 準足説明資料」の頁数	
既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ設計方針を適用) 既許可の設計方針に同じ <第6条-8,9>
1.7 外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。 安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されている重要度分類（以下1.7では「安全重要度分類」という。）のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き継ぎその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器を外部事象から防護する対象（以下「外部事象防護対象施設」という。）とし、機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ設計方針を適用) 既許可の設計方針に同じ <第6条-8,9>
第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 1 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 1 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）
【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>3 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものもを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p>	<p>3 安全施設（兼用キヤスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものもを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p>	<p>①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更</p>

第1項について
発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である東海村に対する規格・基準類による設定値及び東海村で観測された過去の記録等とともに設定する。なお、東海村の最寄りの気象官署である水戸地方気象台で観測された過去の記録について設計への影響を確認する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。

安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対し、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。

- (1) 洪水
発電所敷地の北側には久慈川が、南側には丘陵地を挟んだ反対側に久川が位置している。発電所敷地の西側は北から南にかけてEL.3m～EL.21mの平野となっている。久慈川水系が氾濫した場合、最大で約EL.7mに達するが、発電所敷地内に侵入するルートとして考えられる国道245号線から発電所構内進入道路への入口はEL.15mに位置しており、発電所に影響が及ばないことが判斷して、敷地が洪水による被害を受けることはない。
- (2) 風（台風）
建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号によると、東海村において建築物を設計する際に要求される基準風速は

圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。また、発電所敷地で想定される自然現象又は自然現象の組合せにおいて、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）として抽出された9事象をもとに、被害が考えられない洪水及び津波に包含された9事象をもとに、被害が考えられない洪水及び津波に包含された9事象を組合せ対象として設定する。

各自然現象の条件は、圧縮減容装置の設置により変更が生じるものではないため、記載を行わない。

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
<p>既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）</p> <p>30m/s（地上高10m、10分間平均）である。</p> <p>安全施設は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風（台風）が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設は、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、風（台風）に対して機能を維持すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば最大風速は28.3m/s（1961年10月10日）であり、設計基準風速に包絡される。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。落雷については、同時に発生するとしても、「(7)落雷」に述べる個々の事象として考えられる影響と変わらない。高潮については、「(11)高潮」に述べるとおり、安全施設は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価において想定している設計飛来物の影響に包絡される。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物等の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対しても安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。</p> <p>a. 飛来物の発生防止対策</p> <p>竜巻により東海発電所を含む当社敷地内の資機材等が飛来物となり、外部事象防護対象施設が安全機能を損なわいために、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部事象防護対象施設等へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固定、固定、頑健な建屋内収納又は撤去する。 <p>b. 竜巻防護対策</p> <p>固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、安全施設が安全機能を損なわないよう、以下の対策を行う。</p>	備考

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【安全設計に関する説明】 既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数 圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>・外部事象防護対象施設を内包する区画及び電巻飛来物防護対策設備により、外部事象防護対象施設を防護し、構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・外部事象防護対象施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備の確保、損傷した場合の取替え又は補修が可能な設計により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び降水である。これらの自然現象の組合せにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に包含される。</p> <p>(4) 凍結</p> <p>水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば、最低気温は-12.7°C（1952年2月5日）である。</p> <p>安全施設は、設計基準温度（-12.7°C）の低温が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設は、上記観測記録を考慮し、屋内設備について換気空調設備により環境温度を維持し、屋外設備については保溫等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、低温による凍結に対して機能を維持すること若しくは低温による凍結を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>森林法に基づく林地開発許可に関する審査基準等を示した「森林法に基づく林地開発許可申請の手びき（平成28年4月茨城県）」等に基づき算出した、10年確率で想定される東海村に対する雨量強度は127.5mm/hである。</p> <p>安全施設は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手びき（平成28年4月茨城県）」を参照し、設計基準降水量（127.5mm/h）を上回る降水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設は、設計基準降水量（127.5mm/h）を上回る降水に対し、排水口及び構内排水路による海域への排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、降水に対して機能を維持すること若</p>		

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	備考
<p>しくは降水による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、水戸地方気象台での観測記録（1906年～2012年）によれば、日最大1時間降水量は81.7mm（1947年9月15日）であり、設計基準降水量に包絡される。</p> <p>ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土石流、土砂崩れ及び地滑りが考えられるが、敷地には、土石流、土砂崩れ及び地滑りの素因となるような地形の存在は認められないことから、安全施設の安全機能を損なうような土石流、土砂崩れ及び地滑りが生じることはない。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく茨城県建築基準法等施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、東海村においては30cmである。</p> <p>安全施設は、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく茨城県建築基準法等施行細則を参照し、設計基準積雪量（30cm）の積雪が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設は、設計基準積雪量（30cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより安全機能を損なわない設計とする。また、設計基準積雪量（30cm）に対し給排気口を閉塞させないことににより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、積雪に対して機能を維持すること若しくは積雪による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、水戸地方気象台での観測記録（1897年～2012年）によれば、月最深積雪は32cm（1945年2月26日）である。設計基準を上回るような積雪事象は、気象予報により事前に予測が可能であり、進展も緩やかであるため、建屋上等の除雪を行うことで積雪荷重の低減及び給排気口の閉塞防止、構内道路の除雪を行うことでプラント運営に支障をきたさない措置が可能である。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>電気技術指針J E A G4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参考し設定した最大雷撃電流値は、400kAである。</p> <p>東海第二発電所を中心とした標的面積4km²の範囲で観測された雷撃電流の</p>		
		<p>①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更</p>

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>最大値は31kAである。</p> <p>安全施設は、電気技術指針 J E A G 4608-2007「原子力発電所の耐雷指針」を参考し、設計基準電流値（400kA）の落雷が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部事象防護対象施設の雷害防止対策として、原子炉建屋等への避雷針の設置、接地網の敷設による接地抵抗の低減等を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、落雷に対して機能を維持すること若しくは落雷による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(8) 火山の影響</p> <p>外部事象防護対象施設は、降下火砕物による直接的影響及び間接的影響が発生した場合においても、安全機能を損なわないよう以下の設計とする。</p> <p>a. 直接的影響に対する設計</p> <p>外部事象防護対象施設は、直接的影響に対して、以下により安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物への静的の負荷に対して安全裕度を有する設計とすること ・水循環系の開塞に対して狭隘部等が開塞しない設計とすること ・換気系、電気系及び計測制御系の機械的影响（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくく設計とすること ・水循環系の内部における摩耗並びに換気系、電気系及び計測制御系の機械的影响（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること ・構造物の化学的影响（腐食）・水循環系の化学的影响（腐食）並びに換気系、電気系及び計測制御系の化学的影响（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること ・発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室換気系は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること ・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して空気を取り込む機器を有する計測制御設備（安全保護系）の設置場所の換気空調設備は降下火砕物が侵入しにくく設計とすること ・降下火砕物による静的の負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口のバグフィルタの取替え若しくは清掃又は換気 		

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針
空調設備の停止若しくは閉回路循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること また、上記以外の安全施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	
b . 間接的影響に対する設計 降下火砕物による間接的影響として考慮する、広範囲にわたる送電網の損傷による7日間の外部電源喪失及び発電所外での交通の途絶によるアクセル発制限事象が生じた場合には、降下火砕物に対して非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を維持することで、発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却並びに使用済燃料プールの冷却に係る機能を担うために必要となる電源の供給が非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）により継続できる設計とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。	
(9) 生物学的事象 安全施設は、生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。 その上で、外部事象防護対策施設は、海生生物であるクラゲ等の発生に対しても、海生生物を含む塵芥による残留熱除去系海水系等への影響を防止するため、除塵装置及び海水ストレーナを設置し、必要に応じて塵芥を除去することにより、安全機能を損なわない設計とする。 小動物の侵入に対しては、屋内設備は建屋止水処置により、屋外設備は端子箱貫通部の閉止処置を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。	
(10) 森林火災 敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出動し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災ミュレーション（FAR SITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。	

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>ることはない。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消防活動、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 高潮</p> <p>安全施設は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.(東京湾中等潮位)+3.3m)以上に設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所周辺海域の潮位については、発電所から北方約3km地点に位置する茨城港日立港区で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P.+1.46m(1958年9月27日)、朔望平均満潮位がT.P.+0.61mである。</p> <p>自然現象の組合せについては、発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）として抽出された11事象をもとに、被害が考えられない洪水及び津波に包含される高潮を除いた9事象に地震及び津波を加えた11事象を、網羅的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組み合わせた場合も影響が増長しない（影響が小さくなるものを含む） ・同時に発生する可能性が極めて低い、 ・増長する影響について、個々の事象の検討で包絡されている又は個々の事象の設計余裕に包絡されている <p>・上記以外で影響が増長する</p> <p>以上の観点より、事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その中から荷重の大きさ等の観点で代表性のある、地震、津波、火山の影響、風（台風）及び積雪の組合せの影響に対し、安全施設は安全機能を損なわない設計とする。組み合わせる事象の規模については、設計基準規模事象同士の組合せを想定する。</p> <p>ただし、「第四条 地震による損傷の防止」及び「第五条 津波による損傷の防止」において考慮する事項は、各々の項目で考慮し、地震又は津波と組み合わせる自然現象による荷重としては、風（台風）又は積雪とする。組合せに当たっては、地震又は津波の荷重の大きさ、最大荷重の継続時間、発生頻度の関係を踏まえた荷重とし、施設の構造等を考慮する。</p>		

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	第3項について	第3項について
<p>発電所敷地又はその周邊において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。</p> <p>安全施設は、発電所敷地又はその周邊において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地又はその周邊において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>発電用原子炉施設（使用済燃料乾式貯蔵建屋除く。）への航空機の落下確率は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・7・29 原院第4号（平成14年7月30日 原子力安全・保安院制定）等に基づき評価した結果、約8.5×10⁻⁸回／炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である10⁻⁷回／炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護について設計上考慮する必要はない。</p> <p>使用済燃料乾式貯蔵建屋は、発電用原子炉施設（使用済燃料乾式貯蔵建屋除く。）と安全機能が独立していること、かつ設置場所は発電用原子炉施設（使用済燃料乾式貯蔵建屋除く。）と離隔されていることから、個別に航空機落下確率を評価した結果、約6.1×10⁻⁸回／炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である10⁻⁷回／炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護について設計上考慮する必要はない。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>発電所敷地の北側に久慈川が位置しており、その支川である山田川の上流約30kmにダムが存在する。</p> <p>久慈川は敷地の北方向を太平洋に向かい東進していること、発電所敷地の西側は北から南にかけてはEL.3m～EL.21mの上り勾配となっていることから、発電</p>	<p>圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、発電所敷地又はその周邊において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>各人為による事象の条件は、圧縮減容装置の設置により変更が生じるものではないため、記載を行わない。</p>	<p>①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更</p>

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全設計に関する説明】

既許可(令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>所敷地がダムの崩壊により影響を受けることはなく、ダムの崩壊を考慮する必要はない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外 10km 以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。航行中の船舶が漂流し爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a . 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。航行中の船舶が漂流し火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b . 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋(垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所)の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>c . 航空機墜落による火災</p> <p>原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。</p> <p>航空機が外部事象防護対象施設である原子炉建屋等の周辺で落下確率が 10^{-7} 回／炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響には</p>		

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全設計に関する説明】

既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
<p>より安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消防活動、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間での修復等の対応又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響 ((ばい煙等)</p> <p>石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を取り込む機器、外気を取り込む空調系統及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス</p> <p>有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため、常用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、敷地港湾の前面の海域を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p>発電所敷地内に貯蔵している化学物質については、貯蔵施設からの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p>また、中央制御室換気系については、外気取入ダンバを閉止し、閉回路循環運転を行うことにより中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突</p> <p>航路を通行する船舶の衝突に対し、航路からの離隔距離を確保することにより、安全施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>小型船舶が発電所近傍で漂流した場合でも、防波堤等に衝突して止まることから取水性を損なうことはない。また、万が一防波堤を通過し、カーテンウォール前面に小型船舶が到達した場合であっても、呑み口が広いため、取水性を損なうことはない。</p> <p>船舶の座礁により、重油流出事故が発生した場合は、オイルフェンスを設置する措置を講じる。</p> <p>したがって、船舶の衝突によって取水路が閉塞することはなく、安全施設が安全機能を損なうことはない。</p>	<p>下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置に伴う設計方針」</p> <p>備考</p>

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針との比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】

下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
(7) 電磁的障害 安全保護系は、電磁的障害による擾乱に対して、計装盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としている。 したがって、電磁的障害により安全施設が安全機能を損なうことはない。		

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜く＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
1.5 火災防護に関する基本方針	1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針	1.5.1.1 基本事項
設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）
火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）
火災防護対策を講じる設計とするための基本事項を、以下の「1.5.1.1(1)火災区域及び火災区画の設定」から「1.5.1.1(6)火災防護計画」に示す。	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）
(1) 火災区域及び火災区画の設定	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）
原子炉建屋原子炉棟、原子炉建屋付属棟、原子炉建屋廃棄物処理棟、タービン建屋、廃棄物処理建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、固体廃棄物作業建屋、固体廃棄物貯蔵車A、固体廃棄物貯蔵車B及び給水加熱器保管庫の建屋内の火災区域は、耐火壁に囲まれ、他の区域と分離されている区域を、「(2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器の配置も考慮し、火災区域として設定する。	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）
火災の影響軽減の対策が必要な、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンペ等）により隣接する他の火災区域と分離するよう設定する。	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）
また、屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「(2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器を設置する区域を、火災区域として設定する。	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）
また、火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等、機器の配置状況に応じて分割して設定する。	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要）

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【第8条】

既許可(令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)	【凡例】下線: 当初設計方針からの変更箇所、備考欄<>: 「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
(2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器 発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。 その上で、上記構築物、系統及び機器の中から原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。 その他の設計基準対象施設は、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ基本方針を適用(本ページ全体))
(3) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器 設計基準対象施設のうち、重要度分類に基づき、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するため必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器を「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器」として選定する。 ①原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 ②過剰反応度の印加防止機能 ③炉心形状の維持機能 ④原子炉の緊急停止機能 ⑤未臨界維持機能 ⑥原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 ⑦原子炉停止後の除熱機能 ⑧炉心冷却機能 ⑨工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 ⑩安全上特に重要な関連機能 ⑪安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 ⑫事故時のプラント状態の把握機能 ⑬制御室外からの安全停止機能	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要) 圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、クラス1、2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に該当しない。このため、その他の設計基準対象施設として消防法等に基づき火災防護対策を講じる。 圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するため必要な構築物、系統及び機器に該当しない。

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体） 圧縮減容装置に伴う設計方針	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体） 圧縮減容装置による変更は不要
<p>(4) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器</p> <p>設計基準対象施設のうち、重要度分類に基づき、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な以下の構築物、系統及び機器を、「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」として選定する。ただし、重要度分類表における緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能のうち、排気筒モニタについては、設計基準事故時の監視機能であることから、その重要度を踏まえ、「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」として選定する。</p> <p>① 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能</p> <p>② 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>③ 燃料プール水の補給機能</p> <p>④ 放射性物質放出の防止機能</p> <p>⑤ 放射性物質の貯蔵機能</p> <p>⑥ 原子炉冷却材を内蔵する機能</p> <p>(5) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル</p> <p>(2)から(4)にて抽出された設備を発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するため必要な機能、及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するため必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルとして選定する。</p> <p>選定した火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについては、各設備の重要度並びに環境条件に応じて火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>(6) 火災防護計画</p> <p>発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災から防護すべき安全機能を有する構築物、系統及び機器、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有、火災防護を適切に実施するため</p>	<p>(4) 圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器に該当するが、重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上の機能を期待するクラス3に該当する設備でないため、対象外。</p>	<p>既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要)</p> <p>火災防護計画は、圧縮減容装置も対象であるが、記載変更是不要。</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ基本方針を適用(本ページ全体))	備考 既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本 方針について圧縮減容装置の設 置による変更是不要)
<p>の対策並びに火災発生時の対応といった火災防護対策を実施するためには必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火、並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。</p> <p>その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p>	<p>1.5.1.2 火災発生防止に係る設計方針</p> <p>1.5.1.2.1 火災発生防止対策</p> <p>発電用原子炉施設の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸氣又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、放熱分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>具体的な設計を「1.5.1.2.1(1) 発火性又は引火性物質」から「1.5.1.2.1(6) 過電流による過熱防止対策」に示す。</p> <p>(1) 発火性又は引火性物質</p> <p>発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ここでいう発火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス及び空調用冷媒等のうち可燃性である「水素」を対象とする。</p> <p>a. 漏えいの防止、拡大防止</p> <p>火災区域に対する漏えいの防止対策、拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。</p>	<p>①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更</p>

東海第二発電所の装置は、既許可と並び、設計方針に伴う設置位置に於ける圧縮減容装置（第8条）

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所 備考欄＜＞：「東海第一発電所

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ基本方針を適用(本ページ全体))	備考 既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更是不要)
<p>(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造、隔壁等による漏えいの防止対策を講じるとともに、隔壁等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。</p> <p>(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 (略)</p> <p>b. 配置上の考慮 火災区域に対する配置について、以下を考慮した設計とする。</p> <p>(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 (略)</p> <p>c. 換 気 火災区域に対する換気にについて、以下の設計とする。</p> <p>(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 発火性又は引火性物質である建屋等は、火災の発生を防止するために、原子炉建屋及びタービン建屋送風機・排風機等空調機器による機械換気を行う設計とする。 また、屋外開放の火災区域（海水ボンプ室）については、自然換気を行いう設計とする。</p> <p>(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 (略)</p>	<p>圧縮減容装置は油内包設備であるため、漏えいの防止対策、堰等の漏えい油の拡大を防止する設計とする。</p> <p>圧縮減容装置は水素を内包する設備ではなく対象外。</p> <p>圧縮減容装置は油内包設備であるため、配置上の考慮した設計とする。</p> <p>圧縮減容装置は水素を内包する設備ではなく対象外。</p> <p>圧縮減容装置は油内包設備であるため、機械換気を行う設計とする。</p> <p>圧縮減容装置は水素を内包する設備ではない。</p>	

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ方針）	備考
d. 防 爆 火災区域内に対する防爆について、以下の設計とする。	(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、「1.5.1.2.1(1) a・漏えいの防止、拡大防止」に示すように、溶接構造、シール構造の採用による潤滑油又は燃料油の漏えい防止対策を講じる設計とともに、万一、漏えいした場合を考慮し堰等を設置することで、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。 なお、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点は発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性の蒸気となることはない。	圧縮減容装置は油内包設備であるため、漏えい防止対策、堰等の漏えい油の拡大を防止する設計とする。	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更是不要）
e. 贯 蔽	(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 また、燃料油である軽油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区内においては、軽油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、非常用電源より給電する耐震Sクラス又は基準地盤動S _s に対して機能維持可能な換気設備で換気していることから、可燃性の蒸気が滞留するおそれはない。	圧縮減容装置は燃料油である軽油を内包する設備を内包する設備ではなく対象外。	既許可の基本方針と同じ（本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更是不要）
	(c) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備 以上の設計により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならなかっため、当該の設備を設ける火災区域又は火災区域内に設置する電気・計装品を防爆型とせず、防爆を目的とした電気設備の接地も必要としない設計とする。 なお、電気設備の必要な箇所には、①原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第十条、第十一条に基づく接地を施す設計とする。	圧縮減容装置は貯蔵設備ではなく対象外。	①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））
（2）可燃性の蒸気又は微粉の対策 （略）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））
（3）発火源への対策 （略）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））
（4）水素対策 （略）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））
（5）放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 （略）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））
（6）過電流による過熱防止対策 （略）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））
1.5.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 （略）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ基本方針を適用(本ページ全体))	備考 既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本 方針について圧縮減容装置の設 置による変更是不要)
<p>1.5.1.2.3 自然現象による火災発生の防止</p> <p>東海第二発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、地 震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物 学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。</p> <p>これらの自然現象のうち、津波、森林火災、竜巻(風(台風)を含む。)については、 それは、それぞれの現象に対して、発電用原子炉施設の安全機能が損なわれないよ うに防護することでの火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策により 影響を受けない設計とする。</p> <p>凍結、降水、積雪、高潮及び生物学的事象のうちクダガ等の海生生物の影響に ついては、火災が発生する自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から 発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると、火 災が発生する自然現象ではない。</p> <p>洪水については、立地的要因により、発電用原子炉施設の安全機能を有する機 器に影響を与える可能性がないため、火災が発生するおそれはない。 したがって、落雷、地震について、これらの現象によって火災が発生しないよ うに、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>(1) 落雷による火災の発生防止</p> <p>発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防 止するため、地盤面から高さ20mを超える構築物には、建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備(避雷金)(1992年度版)」又は「JIS A 4201 建築 物等の雷保護(2003年度版)」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行 う設計とする。</p> <p>送電線については、架空地線を設置する設計とともに、「1.5.1.2.1(6) 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計と する。</p> <p>【避雷設備設置箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋 ・排気筒 ・廃棄物処理建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 ・固体廃棄物作業建屋 	<p>1.5.1.2.3 地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物 学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。</p> <p>それは、それぞれの現象に対して、発電用原子炉施設の安全機能が損なわれないよ うに防護することでの火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策により 影響を受けない設計とする。</p> <p>火山の影響については、火山から発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると、火 災が発生する自然現象ではない。</p> <p>落雷による火災の発生防止</p> <p>発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防 止するため、地盤面から高さ20mを超える構築物には、建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備(避雷金)(1992年度版)」又は「JIS A 4201 建築 物等の雷保護(2003年度版)」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行 う設計とする。</p> <p>送電線については、架空地線を設置する設計とともに、「1.5.1.2.1(6) 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計と する。</p> <p>【避雷設備設置箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タービン建屋 ・排気筒 ・廃棄物処理建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 ・固体廃棄物作業建屋 	<p>既許可の基本方針のとおり 圧縮減容装置は、避雷設備を設 置する固体廃棄物作業建屋に設 置する。</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体） 圧縮減容装置に伴う設計方針	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体） 圧縮減容装置に伴う設計方針
<p>(2) 地震による火災の発生防止 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊または倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>なお、耐震については「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第四条」に示す要求を満足するように、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針 火災の感知及び消火については、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消防設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」から「1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。 このうち、火災感知設備及び消防設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消防の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。また、消防設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための機能を損なわない設計とすることを「1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。</p> <p>1.5.1.3.1 火災感知設備 （略）</p> <p>1.5.1.3.2 消火設備 （略）</p>	<p>（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体） 圧縮減容装置に伴う設計方針）</p> <p>既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要)</p> <p>圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、1.5.1.1(2)における安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当しないため対象外。</p> <p>圧縮減容装置は、第四条要求に従い耐震設計を行う設計とする。</p>	<p>既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要)</p> <p>圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、1.5.1.1(2)における安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当しないため対象外。</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））
1.5.1.3.3 自然現象の考慮 （略）	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要)
1.5.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響 （略）	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）
1.5.1.4 ファンの影響軽減のための対策 （略）	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要)
1.5.1.4.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区域内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画内の火災による影響に対し、「1.5.1.4.1(1) 原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に係わる火災区域の分離」から「1.5.1.4.1(8) 油タンクに対する火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。 (1) 原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に係わる火災区域の分離 （略）	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要) 圧縮減容装置は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには該当せず、また、それらを設置する火災区域には設置されないため対象外。
（2）火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離 火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには必要な機能を少なくとも一つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。 このため、単一火災（任意の一つの火災区域又は火災区画で発生する火災）の発生によって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには必要な機能を有する多重化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することのないよ	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要) 圧縮減容装置は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには該当せず、また、それらを設置する火災区域には設置されないため対象外。

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ基本方針を適用(本ページ全体))	備考
う、「1.5.1.1(3) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには必要な構築物、系統及び機器」にて抽出した原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要となる火災防護対象機器及び火災防護対象機器の駆動若しくは制御に必要となる火災防護対象ケーブルについて以下に示すいずれかの系統分離対策を講じる設計とする。系統分離にあたっては、互いに相違する系列の火災防護対象機器、火災防護対象ケーブル及びこれらに関連する非安全系ケーブルの系統分離を行う設計とする。 (略)	（既許可と同じ基本方針を適用(本ページ全体)）	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更是不要)
（3） 中央制御室に対する火災の影響軽減のための対策 (略)	圧縮減容装置は中央制御室に設置される設備ではなく対象外。	圧縮減容装置は格納容器器内に設置される設備ではなく対象外。
（4） 原子炉格納容器器内に対する火災の影響軽減のための対策 (略)	（略）	（略）
（5） 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に関わる火災区域の分離 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート耐火壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパー等）によって、他の火災区域と分離する設計とする。	圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物、系統及び機器に該当するため、3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁によって、他の火災区域と分離する設計とする。	圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、1.5.1.1(2)における安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に設置する耐火隔壁による耐火性能を有する不燃性材料又は難燃性材料の使用」に示すとおり、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。
（6） 換気設備による火災の影響軽減対策 安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に設置する換気設備には、他の火災区域又は火災区域への火、熱又は煙の影響がおよばないよう、他の火災区域又は火災区域からの境界となる箇所に3時間耐火性能を有する防火ダンパーを設置する設計とする。 換気設備のフィルタは、「1.5.1.2.2(4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」に示すとおり、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。	（略）	（①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更）

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更
- ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ基本方針を適用(本ページ全体))	備考
(7) 煙に対する火災の影響軽減対策	<p>通常運転員が常駐する火災区域は中央制御室のみであるが、中央制御室の火災発生時の煙を排氣するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を配備する設計とする。なお、排煙設備は中央制御室専用であるため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画（電気室、ケーブル処理室、非常用ディーゼル発電機室、非常用ディーゼル発電機燃料タンク室）については、ハロゲン化物自動消火設備（全域）又は、二酸化炭素自動消火設備（全域）により早期に消火する設計とする。</p> <p>なお、軽油貯蔵タンクは屋外地下埋設構造であるため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。</p>	<p>圧縮減容装置は中央制御室と分離した固体廃棄物作業建屋に設置するため対象外。</p>
(8) 油タンクに対する火災の影響軽減対策	<p>火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気、又はベント管により屋外に排気する設計とする。</p>	<p>圧縮減容装置は油タンクではないため対象外。</p>
1.5.1.4.2 火災影響評価	<p>火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、「(1) 火災伝播評価」から「(3)隣接火災区域に火災の影響を与える火災区域に対する火災影響評価」に示す火災影響評価により確認する。</p> <p>ただし、中央制御室制御盤及び原子炉格納容器に対しては、「1.5.1.4.1(2)火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離」で示すとおり、火災が発生しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持は可能である。</p>	<p>圧縮減容装置は固体廃棄物作業建屋内に設置され、その火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求されることはない。</p>

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	備考
また、内部火災により、原子炉に外乱が及ぶ可能性、又は安全保護系、「発電用降水量原原子炉施設の安全全評価に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定しても、以下の状況を考慮し、多重性をもつたそれぞれの系統が同時に機能を喪失することなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成することが可能であることを火災影響評価により確認する。 (略)	（既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体））	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要)
1.5.1.5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 以下に示す火災区域又は火災区画は、それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。		
(1) ケーブル処理室	(略)	圧縮減容装置は、ケーブル処理室に設置される設備でないため対象外
(2) 電気室	(略)	圧縮減容装置は、電気室に設置される設備でないため対象外
(3) 蓄電池室	(略)	圧縮減容装置は、蓄電池室に設置される設備でないため対象外
(4) ポンプ室	(略)	圧縮減容装置は、ポンプ室に設置される設備でないため対象外
(5) 中央制御室等	(略)	圧縮減容装置は、中央制御室等に設置される設備でないため対象外

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体） (6) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備 （略）	圧縮減容装置に伴う設計方針 既許可と同じ基本方針を適用（本ページ全体）	既許可の基本方針に同じ (本ページ全体の既許可の基本方針について圧縮減容装置の設置による変更は不要)
		<p>(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備は、以下のとおり設計する。 ・放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域の管理用換気設備は、環境への放射性生物質の放出を防ぐ目的でフィルタを通して排気筒へ排気する設計とする。また、これらの換気設備は、放射性生物質の放出を防ぐために、空調を停止し、風量調整ダンバを閉止し、隔壁できる設計とする。 ・放水した消防用水の溜まり水は、建屋内排水系により液体放射性廃棄物処理設備に回収できる設計とする。 ・放射性生物質を含んだ使用済イオン交換樹脂及び濃縮廃液は、固体廃棄物として処理を行うまでの間は、金属容器に収納し保管する設計とする。 ・放射性生物質を含んだチャコールフィルタは、固体廃棄物として処理するまでの間、金属容器に収納し保管する設計とする。 ・放射性生物質を含んだHEPAフィルタは、固体廃棄物として処理するまでの間、不燃シートに包んで保管する設計とする。 ・放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、冷却が必要な崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。 	<p>圧縮減容装置は放射性廃棄物処理設備に該当し、基本方針を踏まえた廃棄物作業建屋に設置する設計とする。</p>

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第8条】

<p>既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）</p> <p>第八条 火災による損傷の防止等</p> <p>1 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止でき、かつ、早期に火災発生を感じする設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消防設備」とい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第八条 圧縮減容装置に伴う設計方針</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>潤滑油等の発火性又は引火性物質を内包する設備は、漏えいを防止する設計とする。万一、潤滑油等が漏えいした場合に、漏えいの拡大を防止する堰等を設ける設計とする。</p> <p>電気系統については、必要に応じて過電流遮断器等の保護装置と遮断器の組合せ等により、過電流による過熱、焼損の防止を図るとともに、必要な電気設備に接地を施す設計とする。</p>	<p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止でき、かつ、早期に火災発生を感じする設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消防設備」とい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>潤滑油等の発火性又は引火性物質を内包する設備は、漏えいを防止する設計とする。万一、潤滑油等が漏えいした場合に、漏えいの拡大を防止する堰等を設ける設計とする。</p> <p>圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。</p> <p>電気系統については、必要に応じて過電流遮断器等の保護装置と遮断器の組合せ等により、過電流による過熱、焼損の防止を図るとともに、必要な電気設備に接地を施す設計とする。</p>
		<p>①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を行った ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更</p>

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【第 8 条】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年 7 月 24 日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可（令和元年 7 月 24 日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可（令和元年 7 月 24 日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可（令和元年 7 月 24 日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）
落雷や地震により火災が発生する可能性を低減するため、避雷設備を設けるとともに、安全上の重要度に応じた耐震設計を行う。	（2）火災感知及び消火 安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行いうため異なる種類の感知器を設置する設計とする。 消火設備は、自動消火設備、手動操作による固定式消火設備、水消火設備及び消火器を設置する設計とし、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するため必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区域並びに放射性物質の貯蔵又は貯藏する火災区域のうち、火災発生時に安全機能への影響が考えられ、かつ煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難などころには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。	（2）火災感知及び消火 圧縮減容装置は、落雷により火災が発生する可能性を低減するため、 <u>建築基準法に基づく避雷設備が設けられた固体廃棄物作業建屋に設置する設計とする。</u>	（2）火災感知及び消火 圧縮減容装置は、 <u>3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁（耐火隔壁）</u> に上って隣接する他の火災区域から分離された固体廃棄物作業建屋に設置することで、火災が発生したとしても隣接する安全機能を有する構築物、系統及び機器が延焼等による火災の影響を受けるおそれはないことから、火災の感知として、消防法又は建築基準法に基づき、火災感知器を設置し、中央制御室の受信機で監視することともに、消火設備として、消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。
			① <u>火災防護対策が必要となる安全機能に該当しないため、その他設計基準対象施設による消防等に基づく対応を記載している。）</u> < 第 8 条-6, 7 >

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【第8条】

既許可(令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄<>：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
(3) 火災の影響軽減のための対策 下に示す火災の影響軽減のための対策を講じた設計とする。 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、必要な機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコントリート耐火壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(耐火隔壁、防火扉、防火ダンパー等)により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、以下に示すいずれかの要件を満たす設計とする。 a. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。 b. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いに系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区域又は火災区域に設置されていること。この場合、水平距離間に仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。 c. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区域に設置されていること。	(3) 火災の影響軽減のための対策 圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、安全機能を有する機器等として定義するクラス1、2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に該当しないもの、記載を行わない。

第2項について
放射線物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパー等)によつて隣接する他の火災区域から分離された設計とする。

① <第8条-7>
② 貢通部シール等は、隣接する他の火災区域がなく存在しないため記載を行わない。

圧縮減容装置は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁)によつて隣接する他の火災区域から分離された固体廃棄物作業建屋内に設置する設計とする。

消火設備の変更を伴わないと
め、記載を行わない。
<第8条-7>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜く＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）
1.6 溢水防護に関する基本方針 1.6.1 設計上対処すべき施設を抽出するための方針 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類審査指針」という。）における分類のクラス1, クラス2 及びクラス3 に属する構築物、系統及び機器とする。 この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。 具体的には、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するために必要な設備、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する。 なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、溢水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。	1.6 溢水防護に関する基本方針 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類審査指針」という。）における分類のクラス1, クラス2 及びクラス3 に属する構築物、系統及び機器とする。 この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。 具体的には、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するために必要な設備、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する。 なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、溢水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。	1.6 溢水防護に関する基本方針 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類審査指針」という。）における分類のクラス1, クラス2 及びクラス3 に属する構築物、系統及び機器とする。 この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。 具体的には、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するために必要な設備、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構築物、系統及び機器を抽出する。 なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、溢水により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。
第九条 溢水による損傷の防止等	第九条 溢水による損傷の防止等	第九条 溢水による損傷の防止等
1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわないものでなければならない。	1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわないものでなければならない。	1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわないものでなければならない。

- ①第9条-8
②圧縮減容装置の設置により、溢水防護対象設備への影響はないため、記載を行わない。

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載

②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＜：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。 なお、発電用原子炉施設内における溢水として、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動又は使用料プールのスロッシングにより発生した溢水を考慮する。	圧縮減容装置に伴う設計方針 圧縮減容装置の設置により、想定する溢水源に変更はないため、記載を行わない。

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
第十条 誤操作の防止		第十条 誤操作の防止	圧縮減容装置に伴う設計方針 備考
1 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。		1 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。	① <第10条-2> 作業員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくいうよう留意した設計とする。
適合のための設計方針	第1項について	適合のための設計方針	圧縮減容装置は、過渡、設計基準事故時に期待する設備ではないため、記載しない。
運転員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくいうよう留意した設計とする。	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保される設計とする。	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とする。	圧縮減容装置は、プラントの安全上重要な機能を損なうおそれのある機器・弁等に該当しないため、記載しない。
第2項について	第2項について	第2項について	圧縮減容装置は、中央制御室の制御盤による操作を行いうる操作装置、警報表示を系統ごとにグループ化して主制御盤に集約し、操作器具の統一化（色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別），並びに、操作器具の操作方法に統一性を持たせることで、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故において運転員の誤操作を防止とともに、容易に操作ができる設計とする。

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>中央制御室以外における操作が必要な安全施設について、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘版取り付けなどの識別管理や視認性の向上を行い、運転員の操作を容易にする設計とする。</p> <p>当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもつて同時にどちらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもつて同時にどちらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部溢水、外部電源喪失並びにばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結による操作界隈気の悪化）を想定しても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において容易に操作することができる設計とするとともに、現場操作においても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。</p> <p>想定される環境条件とその措置は次のとおり。</p> <p>（地震）</p> <p>中央制御室及び制御盤は、耐震Sクラスの原子炉建屋付属棟内に設置し、基準地震動による地震力に対しそれが必要となる機能が喪失しない設計とする。また、制御盤は床等に固定することにより、地震発生時ににおいても運転操作に影響を与えない設計とする。さらに、制御盤に手摺を設置するとともに天井照明設備には落下防止措置を講じることにより、地震発生時における運転員の安全確保及び制御盤上の操作器具への誤接触を防止できる設計とする。</p> <p>現場操作については、操作対象設備が耐震Sクラスの原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟内に設置されており、基準地震動による地盤力に対して機能喪失しない設計とする。</p> <p>（内部火災）</p> <p>中央制御室に粉末消火器又は二酸化炭素消火器を設置するとともに、常駐する運転員によって火災感知器及び火災報知設備による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合の運転員の対応を社内規程類に定め、運転員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与える操作ができる設計とする。</p> <p>また、中央制御室床下コンクリートピット内にハロゲン化物自動消火設備（局所）を設置するとともに、火災が発生した場合には高感度煙感知器や中央制御室の火災感知器により感知し、運転員による速やかな消火を行うことで、</p>	<p>圧縮減容装置は、プラントの安全上重要な機能を損なうおそれのある機器・弁等に該当しないため、記載しない。</p> <p>① <第10条-3></p> <p>圧縮減容装置は、当該操作が必要となる理由となつた事象が有意な可能性をもつて同時にどちらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもつて同時にどちらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、ばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結による操作界隈気の悪化）を想定しても、容易に操作することができる設計とする。外部電源喪失時は、当該設備は自動停止する設計とする。外部電源喪失時には、圧縮減容装置は自動停止する。</p> <p>② <第10条-4></p> <p>圧縮減容装置の設置により、地震等時に想定される環境条件下に変更が生じないため、記載しない。</p>	<p>①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更</p>

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>運転操作に影響を与える操作ができる設計とする。</p> <p>現場操作が必要となる対象設備は、「1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針」による設計として、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じ、容易に操作できる設計とする。 (内部溢水)</p> <p>中央制御室内には溢水源となる機器を設けない設計とする。また、火災が発生したとしても、運転員が火災状況を確認し、粉末消火器又は二酸化炭素消火器にて初期消火を行うことで、消火水による溢水により運転操作に影響を与える設計とする。</p> <p>現場操作が必要となる対象設備は、「1.6 溢水防護に関する基本方針」による設計とすることで、溢水が発生した場合においても安全機能を損なわず、容易に操作できる設計とする。 (外部電源喪失)</p> <p>中央制御室における運転操作に必要な照明は、地震、竜巻・風（台風）、積雪、落雷、外部火災（森林火災）及び落下火碎物に伴い外部電源が喪失した場合には、非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作ができる設計とする。</p> <p>全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間ににおいても操作できるように、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置することにより、容易に操作ができる設計とする。</p> <p>現場操作が必要となる対象設備は、「10.11 安全避難通路等」による設計とすることで必要な照明を確保し、容易に操作できる設計とする。 (ばい煙等による操作雰囲気の悪化)</p> <p>外部火災により発生するばい煙、有毒ガス及び落下火碎物による中央制御室内の操作雰囲気の悪化に対しては、中央制御室換気系の給気隔壁弁及び排気隔壁弁を開閉し、閉回路循環運転を行うことで外気を遮断することから、運転操作に影響を与える操作ができる設計とする。</p> <p>建屋内の現場操作に対しては、外気取り入れ運転を行っている建屋換気系の外気取り入れ口にフィルタを設置しているため、運転操作に影響を与える操作ができる設計とする。また、建屋換気系を停止することにより外気取り入れを遮断し、運転操作に影響を与える操作ができる設計とする。 (凍結による操作環境への影響)</p> <p>中央制御室の換気系により環境温度が維持されることで、運転操作に影響を</p>		

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等） 与えず容易に操作ができる設計とする。 建屋内の現場操作に対しては、建屋換気系により環境温度が維持されるため、運転操作に影響を与えることなく操作ができる設計とする。	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数 圧縮減容装置に伴う設計方針	備考

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		第十二条 安全施設	第十二条 安全施設	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件下において、その機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。</p>	<p>1 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件下において、その機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。</p>	<p>適合のための設計方針</p>	<p>適合のための設計方針</p>	<p>第1項について</p> <p>安全施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類する。</p> <p>(1) その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もつて一般公衆ないし從事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの（異常発生防止系。以下「PS」という。）。</p> <p>(2) 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もつて一般公衆ないし從事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの（異常影響緩和系。以下「MS」という。）。</p> <p>また、PS及びMSのそれぞれに属する安全施設を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類する。それぞれのクラスの呼称は第1表に掲げるとおりとする。</p> <p>なお、各クラスに属する安全施設の基本設計なし基本的設計方針は、確立された設計、建設、試験及び検査の技術並びに運転管理により、安全機能確保の観点から、次の各号に掲げる基本的目的を達成できるものとする。</p> <p>a. クラス1：合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。</p> <p>b. クラス2：高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。</p> <p>c. クラス3：一般的の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持すること。</p>	<p>①<第12条-10></p> <p>圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質及びその有する安全機能の重要度に応じてPS-3に分類し、一般的な産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持する設計とする。</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
<p>(3) 分類の適用の原則</p> <p>本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を具体的に適用するに当たっては、原則として次によることとする。</p> <p>a. 安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器（以下「当該系」という。）が、その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器（以下「関連系」という。）の範囲と分類は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(a) 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、当該系と同位の重要度を有するものとみなす。</p> <p>(b) 当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼性を維持し、又は担保するため必要な関連系は、当該系より下位の重要度を有するものとみなす。ただし、当該系がクラス3であるときは、関連系はクラス3とみなす。</p> <p>b. 一つの構築物、系統及び機器が、二つ以上の安全機能を有するときは、果たすべきすべての安全機能に対する設計上の要求を満足させるものとする。</p> <p>c. 安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これら二つ以上のものとの間ににおいて、又は安全機能を有しないものとの間ににおいて、その一方の運転又は故障等により、同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全機能が阻害され、もって原子炉施設の安全が損なわれることのないように、機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮する。</p> <p>d. 重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続するときは、下位の重要度のものに上位の重要度のものと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の重要度のものの故障等により上位の重要度のものの安全機能が損なわれないように、適切な機能的隔離が行われるよう考慮する。</p>	<p>第3項について</p> <p>安全施設の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>①<第12条-12></p> <p>圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系の設計条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕をもって機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

適合東海第二発電所縮減装置

【凡例】下線：当初設計方針から変更箇所、備考欄に記入する説明
（既許可と圧縮減容装置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

第4項について

安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性及びプラントに与える影響を考慮して、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設備とする。
試験又は検査が可能な設計とする対象設備を第2表に示す。

植物の園芸物

7.3 固体废物处理系

試驗檢查

固体廃棄物処理全般を確認する。

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性及びプラントに与える影響を考慮して、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。 試験又は検査が可能な設計とする対象設備を第2表に示す。	第4項について 圧縮減容装置を含む固体廃棄物処理系は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性及びプラントに与える影響を考慮して、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる設計とする。
第4項について 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理系 7.3.5 試験検査 固体廃棄物処理系は、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能の健全性を確認する。	7.7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.7.3 固体廃棄物処理系 7.7.3.5 試験検査 既許可と同じ設計方針を適用 既許可の設計方針に同じ <第12条-13>	備考

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜く＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 準足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜く＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 準足説明資料」の頁数
1.1.1.1 放射線被ばく 平常運転時、発電所従業員及び発電所周辺の一般周辺公衆に対し、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超える放射線被ばくを与えないよう設計する。 また、発電所周辺の一般公衆に対し、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について」に定められている線量目標値を超えるよう設計被ばくを与えないよう努める。	圧縮減容装置に伴う設計方針 (既許可と同じ設計方針を適用) 既許可の設計方針に同じ
1.1.6 放射性廃棄物の処理施設の設計方針 放射性気体、液体及び固体廃棄物処理施設は、発電所敷地外への放射性物質の放出あるいは搬出が各種法規を十分に満足するよう設計する。	
1.1.12 被ばく低減に対する設計上の基本方針 放射線業務従事者の被ばくを低減するため放射線源の低減、機器の点検・操作等の遠隔化、自動化及び作業環境の整備に努める。 なお、発電用原子炉施設に事故が発生した場合、炉心冷却のため、作業員が原子炉建屋内に立入ることなく、中央制御室からの操作により事故を収束させることが可能な設計とすることとしているが、点検等のため、事故後原子炉建屋内へ立入ることが望ましいとの観点から、事故の際に汚染される系統及び機器は遮蔽を設置若しくは付加できる空間を確保するよう設計する。 発電用原子炉施設に想定される重大事故等が発生した場合に、作業員が重大事故等対応設備の操作及び復旧作業を行うことができるように、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置等の措置を講じる。 また、重大事故等が発生した場合においても、運転員が中央制御室にとどまることができるよう遮蔽設計及び換気設計を行うとともに、防護マスク等の防護具類を備える設計とする。	

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）
【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】
1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請（平成26年5月20日申請）に係る安全設計の方針 1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合	1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.9.10 発電用原子炉設置変更許可申請（令和3年6月25日申請）に係る安全設計の方針 1.9.10.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定）」に対する適合	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
第二十七条 放射性廃棄物の処理施設	第二十七条 放射性廃棄物の処理施設	圧縮減容装置の設計方針の追記
工場等には、次に掲げるとこどりにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。	工場等には、次に掲げるとこどりにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあつては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。	圧縮減容装置の設計方針
適合のための設計方針 第1項第3号について 固体廃棄物処理系は、処理する過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。	適合のための設計方針 圧縮減容装置は、ドラム缶投入口をフードで開き、フード内を排気することである過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。	圧縮減容装置の散逸防止策を記載 載<27条-33>
第二十九条 工場等周辺における直接ガソルマ線等からの防護	第二十九条 工場等周辺における直接ガソルマ線等からの防護	圧縮減容装置の散逸防止策を記載 載<27条-33>
適合のための設計方針 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガソルマ線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならぬ。	適合のための設計方針 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。	圧縮減容装置の設計方針
適合のための設計方針 通常運転時において、発電用原子炉施設からの直接ガソルマ線及びスカイシャインガソルマ線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値	適合のための設計方針 通常運転時において、発電用原子炉施設からの直接ガソルマ線及びスカイシャインガソルマ線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さな値	①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較) 【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	<p>圧縮減容装置に伴う設計方針</p> <p>い値になるよう設計する。</p> <p>具体的には、放射性廃棄物の貯蔵施設内の固体廃棄物からのガンマ線による直接線量及びスカイシャイン線量を評価し、既設建屋からの寄与を含めた人の居住の可能性のある地域における合計線量が、年間$50 \mu\text{Gy}$を超えない設計とする。</p>
第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護	<p>第三十条 放射線からの放射線業務従事者の防護</p> <p>1 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できること。</p> <p>3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他該情報伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>① <30条-4></p> <p>圧縮減容装置は、放射線業務従事者が受ける放射線量を低減できるよう、遮蔽及び適切な機器の配置等が行われた固体廃棄物作業建屋内に設置する設計とし、圧縮用ドラム缶の圧縮減容装置への投入は線源となるドラム缶から離れた場所からクレーンにより行う設計とともに、圧縮減容装置の操作は、線源となるドラム缶から離れた場所に設置する操作盤により自動で行う設計とする。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>(1) 発電用原子炉施設は、「実用炉規則」に基づいて管理区域を定めるとともに、通常運転時、定期検査等において放射線業務従事者が受けれる線量が「線量限度等を定める告示」に定められた限度を超えないようにし、不要の被ばくを防止するような遮蔽及び機器の配置を行う設計とする。</p> <p>なお、遮蔽設計に当つては、放射線業務従事者の入り頻度、滞在時間等を考慮して外部放射線に係る基準線量率を設け、これを満足するようとする設計とする。</p> <p>(2) 原子炉冷却材等の放射性物質濃度の高い液体及び蒸気は可能な限り系へ放出しない設計とするが、ベント、ドレン、リーケ・オフ等のように止むを得ない場合は、サンプ等へ導いたり、又は凝縮槽を設ける等の対策を講じることによって汚染の拡大を防止する設計とする。</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	備考
<p>また、万一漏えいが生じた場合でも、汚染が拡大しないよう機器を独立した区画内に配置したり、周辺に堰を設ける等の対策を施し漏えいの拡大を防止し、早期発見が可能な設計とする。</p> <p>(3) 換気空調系は、運転員が常駐する中央制御室は10回/h以上、その他の区域は適切な換気回数を確保して、建屋内の環境の浄化を行う設計とする。</p> <p>第3項について <u>圧縮減容装置の設置場所には、放射線監視のため、エリアモニタリング設備を設け、中央制御室内に記録、指示を行い、放射線レベル設定値を超えた場合は中央制御室等に警報を発するようとする。また、放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所については定期的及び必要な都度、サーベイ・メータによる外部放射線に係る放射線量率、サンプリング等による空気中放射性物質濃度及び床面等の表面の放射性物質の密度の測定を行う設計とする。</u></p> <p>試料分析のため分析室、放射能測定室等を設ける設計とする。</p>	<p>第3項について <u>圧縮減容装置の設置場所には、放射線監視のため、エリアモニタリング設備を設け、中央制御室内に記録、指示を行い、放射線レベル設定値を超えた場合は中央制御室等に警報を発するようとする。また、放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る箇所については定期的及び必要な都度、サーベイ・メータによる外部放射線に係る放射線量率、サンプリング等による空気中放射性物質濃度及び表面の放射性物質の密度の測定を行う設計とする。</u></p> <p>試料分析のため分析室、放射能測定室等を設ける設計とする。</p>	<p>①<30条-20></p> <p>②圧縮減容装置の設置に伴い行うサンプリング等は既設の分析室等を用いるため、対象外</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全機能の重要度分類】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	1.2 安全機能の重要度分類 原子炉施設の安全機能の相対的重要な度を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、次のように定め、これらの機能を果たすべき構築物、系統及び機器を適切に設計する。	1.9.10.2 安全機能の重要度分類 原子炉施設の安全機能の相対的重要な度を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、次のように定め、これら機能を果たすべき構築物、系統及び機器を適切に設計する。
1.1 安全上の機能別重要度分類 安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類する。 a. その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もつて一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの（異常発生防止系以下「P S」という。）。 b. 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もつて一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの（異常影響緩和系。以下「M S」という。）。	（1） 安全上の機能別重要度分類 安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類する。 a. その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もつて一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの（異常発生防止系以下「P S」という。）。 b. 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もつて一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの（異常影響緩和系。以下「M S」という。）。	（1） 安全上の機能別重要度分類 安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて、次の2種に分類する。 a. その機能の喪失により、原子炉施設を異常状態に陥れ、もつて一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの（異常発生防止系以下「P S」という。）。 b. 原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もつて一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの（異常影響緩和系。以下「M S」という。）。
また、P S及びM Sのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類する。それぞれのクラスの呼称は第1.2-1表に掲げるとおりとする。 上記に基づく本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を第1.9-2表に示す。	また、P S及びM Sのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類する。それぞれのクラスの呼称は第1.2-1表に掲げるとおりとする。 上記に基づく本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を第1.9-2表に示す。	また、P S及びM Sのそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類する。それぞれのクラスの呼称は第1.9-1表に掲げるとおりとする。 上記に基づく本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を第1.9-2表に示す。
（2） 分類の適用の原則 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を具体的に適用するに当たっては、原則として次によることとする。 a. 安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器（以下「当該系」という。）が、その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器（以下「関連系」という。）の範囲と分類は、次の各号に掲げるところによること。	（2） 分類の適用の原則 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を具体的に適用するに当たっては、原則として次によることとする。 a. 安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器（以下「当該系」という。）が、その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器（以下「関連系」という。）の範囲と分類は、次の各号に掲げるところによること。	（2） 分類の適用の原則 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を具体的に適用するに当たっては、原則として次によることとする。 a. 安全機能を直接果たす構築物、系統及び機器（以下「当該系」という。）が、その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物、系統及び機器（以下「関連系」という。）の範囲と分類は、次の各号に掲げるところによること。

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考																																																
<p>ものとする。</p> <p>(a) 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、当該系と同位の重要度を有するものとみなす。</p> <p>(b) 当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼性を維持し、又は担保するためには必要な関連系は、当該系より下位の重要度を有するものとみなす。ただし、当該系がクラス3であるときは、関連系はクラス3とみなす。</p> <p>b. 一つの構築物、系統及び機器が、二つ以上の安全機能を有するときは、果すべき全ての安全機能に対する設計上の要求を満足させるものとする。</p> <p>c. 安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これら二つ以上のもの間ににおいて、又は安全機能を有しないものとの間ににおいて、その一方の運転又は故障等により、同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全機能が阻害され、もって原子炉施設の安全が損なわれることのないように、機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮する。</p> <p>d. 重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続するときは、下位の重要度のものに上位の重要度のものと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の重要度のものの故障等により上位の重要度のものの安全機能が損なわれないように、適切な機能的隔離が行われるよう考慮する。</p>	<p>(a) <u>当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、当該系と同位の重要度を有するものとみなす。</u></p> <p>(b) <u>当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼性を維持し、又は担保するためには必要な関連系は、当該系より下位の重要度を有するものとみなす。</u> ただし、当該系がクラス3であるときは、関連系はクラス3とみなす。</p> <p>b. <u>一つの構築物、系統及び機器が、二つ以上の安全機能を有するときは、果すべき全ての安全機能に対する設計上の要求を満足させるものとする。</u></p> <p>c. <u>安全機能を有する構築物、系統又は機器は、これら二つ以上のもの間ににおいて、又は安全機能を有しないものとの間ににおいて、その一方の運転又は故障等により、同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全機能が阻害され、もって原子炉施設の安全が損なわれることのないように、機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮する。</u></p> <p>d. <u>重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続するときは、下位の重要度のものに上位の重要度のものと同等の設計上の要求を課すか、又は上位の重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の重要度のものの故障等により上位の重要度のものの安全機能が損なわれないように、適切な機能的隔離が行われるよう考慮する。</u></p>	<p>第1.9.10-1表 安全上の機能別重要度分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機能による分類</th> <th colspan="2">安全機能を有する構築物、系統及び機器</th> <th colspan="2">安全機能を有しない構築物、系統及び機器</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>異常の発生防止の機能を有するもの(PS)</th> <th>異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)</th> <th>異常の発生防止の機能を有するもの(PS)</th> <th>異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要度による分類</td> <td>安全に関連する構築物、系統及び機器</td> <td>クラス1 PS-1 PS-2 PS-3</td> <td>MS-1 MS-2 MS-3</td> <td>クラス1 PS-1 PS-2 PS-3</td> <td>MS-1 MS-2 MS-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全に関連しない構築物、系統及び機器</td> <td></td> <td>安全機能以外の機能のみを行うもの</td> <td></td> <td>安全機能以外の機能のみを行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.2-1表 安全上の機能別重要度分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機能による分類</th> <th colspan="2">安全機能を有する構築物、系統及び機器</th> <th colspan="2">安全機能を有しない構築物、系統及び機器</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>異常の発生防止の機能を有するもの(PS)</th> <th>異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)</th> <th>異常の発生防止の機能を有するもの(PS)</th> <th>異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要度による分類</td> <td>安全に関連する構築物、系統及び機器</td> <td>クラス1 PS-1 PS-2 PS-3</td> <td>MS-1 MS-2 MS-3</td> <td>クラス1 PS-1 PS-2 PS-3</td> <td>MS-1 MS-2 MS-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全に関連しない構築物、系統及び機器</td> <td></td> <td>安全機能以外の機能のみを行うもの</td> <td></td> <td>安全機能以外の機能のみを行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	機能による分類		安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器				異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	重要度による分類	安全に関連する構築物、系統及び機器	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3		安全に関連しない構築物、系統及び機器		安全機能以外の機能のみを行うもの		安全機能以外の機能のみを行うもの	機能による分類		安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器				異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	重要度による分類	安全に関連する構築物、系統及び機器	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3		安全に関連しない構築物、系統及び機器		安全機能以外の機能のみを行うもの		安全機能以外の機能のみを行うもの
機能による分類		安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器																																														
		異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)																																													
重要度による分類	安全に関連する構築物、系統及び機器	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3																																													
	安全に関連しない構築物、系統及び機器		安全機能以外の機能のみを行うもの		安全機能以外の機能のみを行うもの																																													
機能による分類		安全機能を有する構築物、系統及び機器		安全機能を有しない構築物、系統及び機器																																														
		異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)	異常の発生防止の機能を有するもの(PS)	異常の影響緩和の機能を有するもの(MS)																																													
重要度による分類	安全に関連する構築物、系統及び機器	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3	クラス1 PS-1 PS-2 PS-3	MS-1 MS-2 MS-3																																													
	安全に関連しない構築物、系統及び機器		安全機能以外の機能のみを行うもの		安全機能以外の機能のみを行うもの																																													

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

【安全機能の重要度分類】
既許可と圧縮減容装置に伴う設計方針の比較

（下）日傍（上）車海第一圖

印証可 (令和三年7月21日) 許可を受けて貯金小口証書に用印可

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置に係る既許可の設計方針

安全機能の重要度分類-3

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

分類	定義	機能	構成機器、系統又は機器	特記事項・苦情事由（註）
1) 壓縮機装置に伴う設計方針	記載の追加			
2) 圧縮機装置能				
3) 圧縮機装置能力以外				
4) 圧縮機装置能				
M5 - 1				

第1.9.10-2表 水素電用電子炉膜の安全上の機能別重要度分類 (2/18)

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

【例】適合のための設計方針(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全機能の重要度分類】
【例】下線:当初設計方針からの変更箇所、備考欄:「東海第二発電所 生産減容装置の設置について 补足説明資料」の頁数

狂許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

王東海第二參電所
縮減套餐裝置
例凡（下）：當初設計方案針方麥更箇所、
考據參考。

【凡例】 下線：当初語設計方針から変更箇所、備考欄 <>：「東海第二発電所」の資料について補足説明する。

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

安全機能の重要度分類—5

第1.9.10-2表 本条规定用电子钥匙锁的安全上锁能引起重要变更分册 (4/18)

第1.9.10-2表 本装置用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (5 / 18)

第1.9.10-2表 本规程用原子吸收光谱法安全工器具能用重要便携分量 (6 / 18)

記載の追加

東海第二発電所圧縮減容装置の導入に際しては、運営のための適合

【凡例】「原」：当初設計方針からの変更箇所、「備考欄」：「東海第二発電所正縮減容置装置」既許可と玉縮減容置設置に伴う設計方針の比較)、【安全機能の重要度分類】

既許可（令和元年7月21日）に許可を受けて貢子恒設置亦重証可由書等

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

安全機能の重要度分類-9

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全機能の重要度分類】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

分類	定義	機能	異常警報・監視・操作	異常警報・監視・操作	安全上必要な他の機能	機器、系統及び機器	その他	取水塔外一才	潜水艇鋼構造系（MS-1鋼鉄）	記載の追加	備考
MS-1	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第1.9.10-2表 本装置用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（8／18）

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
- ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

【凡例】下線：当初設計方針に係る原子炉設置装置に伴う設計方針の比較）【安全機能の重要度分類】

分類	定義	機能	構成要素	特記すべき留意点（註）	備考
	記載の追加				記載

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全機能の重要度分類】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

分類	第1章 安全機能別重要度分類	第2章 設計方針別重要度分類	第3章 設計方針別重要度分類	備考
	記載の追加			

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全機能の重要度分類】

【凡例】 下線 : 当初設計方針からの変更箇所、備考欄 <> : 「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)

分類	専用	機器						
1) 事務機器	・原子炉水栓 (底槽) ・原子炉給排水装置圧力 ・原子炉停止圧力 ・原子炉停止 (底槽) ・底槽停止 (底槽)							
2) 周辺機器								
MS - 2								

第1.9.10-2表 本施設用原子炉機器の安全上の機能別重要度分類 (11/18)

記載の追加								

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

【備考】圧縮減容装置に伴う設計方針

分類	定義	機能	構造・仕様	特記すべき箇項	重要度分類（註）
	記載の追加				

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

分類	定義	構成要素	機能	機器名	用途	P S - 2	P S - 3	備考
	記載の追加							記載の追加

第1.9.10-2表 本装置用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（13／18）

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

圧縮減容装置に伴う設計方針

分類	定義	機能	構成要素	備考
	記載の追加			

第1.9.10-2表 本機器用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (14/18)

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

分類	定義	機能	構築物	機器	器具・消耗品	特記事項	備考
P S - 3	1) 原料供給の問題事象とその対応 2) 原子炉用燃料中放射性物質濃度 3) 機器中での放散防止装置	6) テーブル遮蔽構造物 7) テーブル遮蔽構造物水素（液化水素／水、配管 外口口） 8) 上部遮蔽 9) 粒料搬送管 10) 飲用水供給水系 11) 飲用水供給水系（液水供給水／水、配管 外口口） 12) 廃水排泄装置 13) 廃水排泄装置（液水貯蔵槽、配管、 配管装置、弁等）	（別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合）	P S - 1 及び P S - 2 P S - 1 及び P S - 3	（別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合）	（別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合） （別途審査課に依頼する場合）	記載の追加

第1.9.10-2表 本機器用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (15 / 18)

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
- ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全機能の重要度分類】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

区分	定義	機能	操作	確認	備考
MS - 3	<p>1) 運転時 の異常状況警報化が必ず あること、事象を識別する機器等、 運転用油圧源（マニホールド、マニ ホルダの主要部品等）、運転用油 圧ポンプ装置、運転用油圧ポンプ 装置の安全弁（運転用油圧能） 電子制圧力容器装置、運転用油 圧ポンプ装置、運転用油圧源（運 転用油圧能）</p> <p>2) 出力上昇の抑制機能 ・電子制圧装置回路 ・制御機能回路</p> <p>3) 電子制圧装置回路 ・制御機能回路 ・電子制圧装置回路</p>	<p>電子制圧装置の確認能 （本マニホールドローラーを除き、其 他の部位、液体供給部及びガス供給部 を除き、液体供給部及びガス供給部を 制御機能手動切替装置、弁、制御機能 手動切替装置、弁、液体供給部及びガス供 給部を除き、液体供給部及びガス供給部を 制御機能手動切替装置、弁）</p> <p>電子制圧装置回路 ・制御機能回路</p> <p>電子制圧装置回路 ・制御機能回路</p>	<p>出力上昇の抑制機能 （本マニホールドローラーを除き、其 他の部位、液体供給部及びガス供給部 を除き、液体供給部及びガス供給部を 制御機能手動切替装置、弁、制御機能 手動切替装置、弁、液体供給部及びガス供 給部を除き、液体供給部及びガス供給部を 制御機能手動切替装置、弁）</p> <p>電子制圧装置回路 ・制御機能回路</p> <p>電子制圧装置回路 ・制御機能回路</p>	<p>出力上昇の抑制機能 （本マニホールドローラーを除き、其 他の部位、液体供給部及びガス供給部 を除き、液体供給部及びガス供給部を 制御機能手動切替装置、弁、制御機能 手動切替装置、弁、液体供給部及びガス供 給部を除き、液体供給部及びガス供給部を 制御機能手動切替装置、弁）</p> <p>電子制圧装置回路 ・制御機能回路</p> <p>電子制圧装置回路 ・制御機能回路</p>	記載の追加

第 1.9.10-2 表 本装置用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類 (16 / 18)

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）							

第1.9.10-2表 本装置用原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（18／18）

分類	器具類、機器類、和素	機器	機器類、系統又は機器	機器類	機器類、系統又は機器の把握機 の及び異常状態の把握機	物、系統及び機器	(注) 記載済みの項目、[1.9.10-2 (2) 分量の適用の原則]参照
MS - 3							
1)緊急時対策上重要な機器							
消火系							
火災探测器（水消火設備、消音火設備、二 級火災探测器等）							
消火栓							
多目的消火栓、喷水栓等、多目的消 火栓							
火災撤出装置（受信機等）							
防火壁、防火分区、耐火壁、隔壁 （消火設備の機能を維持保証する方 法）							
安全避難通路							
安全避難用具							
非常用照明							

記載の追加

圧縮減容装置に伴う設計方針

備考

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄くく：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 準足説明資料」の頁数

既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等)	2. プラント配置並びに建屋、構築物の概要	2. 圧縮減容装置に伴う設計方針 備考
<p>2. 建物及び構築物</p> <p>2.2 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）</p> <p>本建屋は、東海第二発電所原子炉建屋の南東に位置し、地上 3 階、約 58m×約 50m、高さ約 21m の鉄骨コンクリート造（一部鉄骨鋼筋コンクリート造及び鉄骨造）であり、基礎は杭基礎とし岩盤に支持される。</p> <p>本建屋には、固体廃棄物を詰めたドラム缶を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための廃棄体搬出作業エリア、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第 6 給水加熱器等の仕分け、切断を行った仕分け・切断作業エリア、圧縮減容装置で不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う圧縮減容処理エリア、固体廃棄物及び資機材の搬出入を行う搬出入エリア、資機材を保管する機器・予備品エリアが収容される。</p>	<p>2. プラント配置並びに建屋、構築物の概要</p> <p>2.2 建物及び構築物</p> <p>2.2.7 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）</p> <p>本建屋は、東海第二発電所原子炉建屋の南東に位置し、地上 3 階、約 58m×約 50m、高さ約 21m の鉄骨コンクリート造（一部鉄骨鋼筋コンクリート造及び鉄骨造）であり、基礎は杭基礎とし岩盤に支持される。</p> <p>本建屋には、固体廃棄物を詰めたドラム缶を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための廃棄体搬出作業エリア、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第 6 給水加熱器等の仕分け、切断を行った仕分け・切断作業エリア、圧縮減容装置で不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行う圧縮減容処理エリア、固体廃棄物及び資機材の搬出入を行う搬出入エリア、資機材を保管する機器・予備品エリアが収容される。</p>	

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】

下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
1階平面図 (EL 8.3)	1階平面図 (EL 8.3) 連絡通路 (廃棄物処理建屋へ) 仕分け・切断作業エリア 搬出エリア 圧縮減容装置 廃棄体搬出作業エリア	①<27条-5>
2階平面図 (EL 15.3)	2階平面図 (EL 15.3) 排気機械室 (EL 13.3) 仕分け・切断作業エリア 廃棄体搬出作業エリア	
3階平面図 (EL 21.8)	3階平面図 (EL 21.8) 仕分け・切断作業エリア天井 (EL 18.3) 機器・予備品エリア	
第 2.1-11 固体廃棄物作業建屋平面図		第 2.1-11 固体廃棄物作業建屋平面図

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

(既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較)【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	
(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）の仕分け・切削作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け及び切断を、圧縮減容装置にて不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行ふ。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。	圧縮減容装置に伴う設計方針 （7）固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）の仕分け・切削作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物及び給水加熱器保管庫に貯蔵保管した第6給水加熱器等の仕分け及び切断を、圧縮減容装置にて不燃性雑固体廃棄物の圧縮減容を行ふ。また、機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。 ①<27条-6>
7.3.3 主要設備	7.3.3 主要設備
(4) 雜固体廃棄物の処理	(4) 雜固体廃棄物の処理
固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）である。	固体減容処理設備（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）では、雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは、セラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通して処理する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは、圧縮濃度を監視しつつ放出する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは、圧縮濃度を監視しつつ放出する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なもの、圧縮濃度を監視しつつ放出する。不燃性雑固体廃棄物は、セラミックフィルタを五段に詰めてドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を五段してドラム缶内に固型化し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。雑固体減容処理設備の排ガスはセラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通して溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管する。圧縮可能なものは、圧縮濃度を監視しつつ放出する。
(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）での不燃性雑固体廃棄物の処理等	(7) 固体廃棄物作業建屋（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設）での不燃性雑固体廃棄物の処理等 仕分け・切削作業エリアでは、不燃性雑固体廃棄物の仕分け、切削作業を行う。なお、仕分け及び切削作業を行う仕分け・切削作業エリア内の作業場は、放射性物質の散逸を防止するため、周囲から区画し、作業中は当該区域を負圧に維持する等の汚染拡大防止措置を講じる。
(7) 圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更	①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
		並びに圧縮減容処理エリアからなる範囲は、周囲から区画し、作業中は区画した範囲を負圧に維持することにより、放射生物質が散逸し難い設計とする。また、圧縮減容処理エリアは、圧縮減容装置のドラム缶投入口をフードで囲い、フード内を排気することで、処理する過程において放射生物質が散逸し難い設計とする。	
		機器・予備品エリアでは、資機材の保管を行う。	
		第7.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様	第7.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様
(1) タンク類	(1) タンク類		
		タンク名	タンク名
		基数	基数
		容 量 (m ³ /基)	容 量 (m ³ /基)
		材 料	材 料
濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液貯蔵タンク	3	3
使用済粉末樹脂貯蔵タンク	使用済粉末樹脂貯蔵タンク	約 90	約 90
使用済粉末樹脂貯蔵タンク	使用済粉末樹脂貯蔵タンク	約 140	炭素鋼
使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	2	2
使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	約 130	ステンレス鋼
クラッドスラリタンク	クラッドスラリタンク	2	1
クラッドスラリタンク	クラッドスラリタンク	約 250	ステンレス鋼
廃液スラッジ貯蔵タンク	廃液スラッジ貯蔵タンク	2	2
廃液スラッジ貯蔵タンク	廃液スラッジ貯蔵タンク	約 250	ステンレス鋼
床ドレンスラッジ貯蔵タンク	床ドレンスラッジ貯蔵タンク	1	2
床ドレンスラッジ貯蔵タンク	床ドレンスラッジ貯蔵タンク	約 160	炭素鋼
		約 110	炭素鋼
(2) 減容固化設備	(2) 減容固化設備		
乾燥装置	乾燥装置	型 式	型 式
型 基	型 基	たて置き遠心薄膜式	たて置き遠心薄膜式
数	数	1	1
造粒装置	造粒装置	型 式	型 式
型 基	型 基	2軸形ロール式	2軸形ロール式
数	数	1	1
(3) 減容固化体貯蔵室	(3) 減容固化体貯蔵室		
構 造	構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
面 積	面 積	約 250m ²	約 250m ²
容 量	容 量	約 1,400m ³	約 1,400m ³
(4) セメント混練固化装置	(4) セメント混練固化装置	(東海発電所及び東海第二発電所公用、既設)	(東海発電所及び東海第二発電所公用、既設)
型 式	型 式	セメント固化式	セメント固化式
基 数	基 数	1	1
(5) 圧縮減容装置	(5) 圧縮減容装置		

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		圧縮減容装置に伴う設計方針		備考	
		型式	油圧式	油圧式	
(5)	減容装置	基數	油圧式	油圧式	①<27条-5>
(6)	雑固体廃棄物焼却設備	式数	1	1	番号順送り
(7)	雑固体廃棄物処理設備	式数	（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設） 自然式	（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設） 自然式	
(8)	雑固体減容装置	式数	1 約3.14×10 ⁶ kJ/h (約750,000kcal/h)	1 約3.14×10 ⁶ kJ/h (約750,000kcal/h)	
(9)	固体廃棄物移送容器	式数	1 約6,400本 (200Lドラム缶相当)／年	1 約6,400本 (200Lドラム缶相当)／年	
(10)	固体廃棄物貯蔵庫A	量	1 約3.4m ³	1 約3.4m ³	
(11)	固体廃棄物貯蔵庫B	量	1 約1,900m ³	1 約1,900m ³	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼ライニング
(12)	固体廃棄物貯蔵庫C	量	1 約5,300m ²	1 約5,300m ²	鉄筋コンクリート造
(13)	固体廃棄物貯蔵庫D	面積	延 約25,000本 (200Lドラム缶相当)	延 約25,000本 (200Lドラム缶相当)	地下1階、地上1階
(14)	固体廃棄物貯蔵庫E	貯蔵能力	（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設） 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造	（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設） 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造	（地下1階、地上1階） （地下1階、地上1階）
(15)	固体廃棄物貯蔵庫F	面積	延 約5,300m ²	延 約5,300m ²	発電所敷地内 鉄筋コンクリート造
(16)	固体廃棄物貯蔵庫G	貯蔵能力	（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設） 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造	（東海発電所及び東海第二発電所共用、既設） 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造	（地下1階、地上1階） （地下1階、地上1階）

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

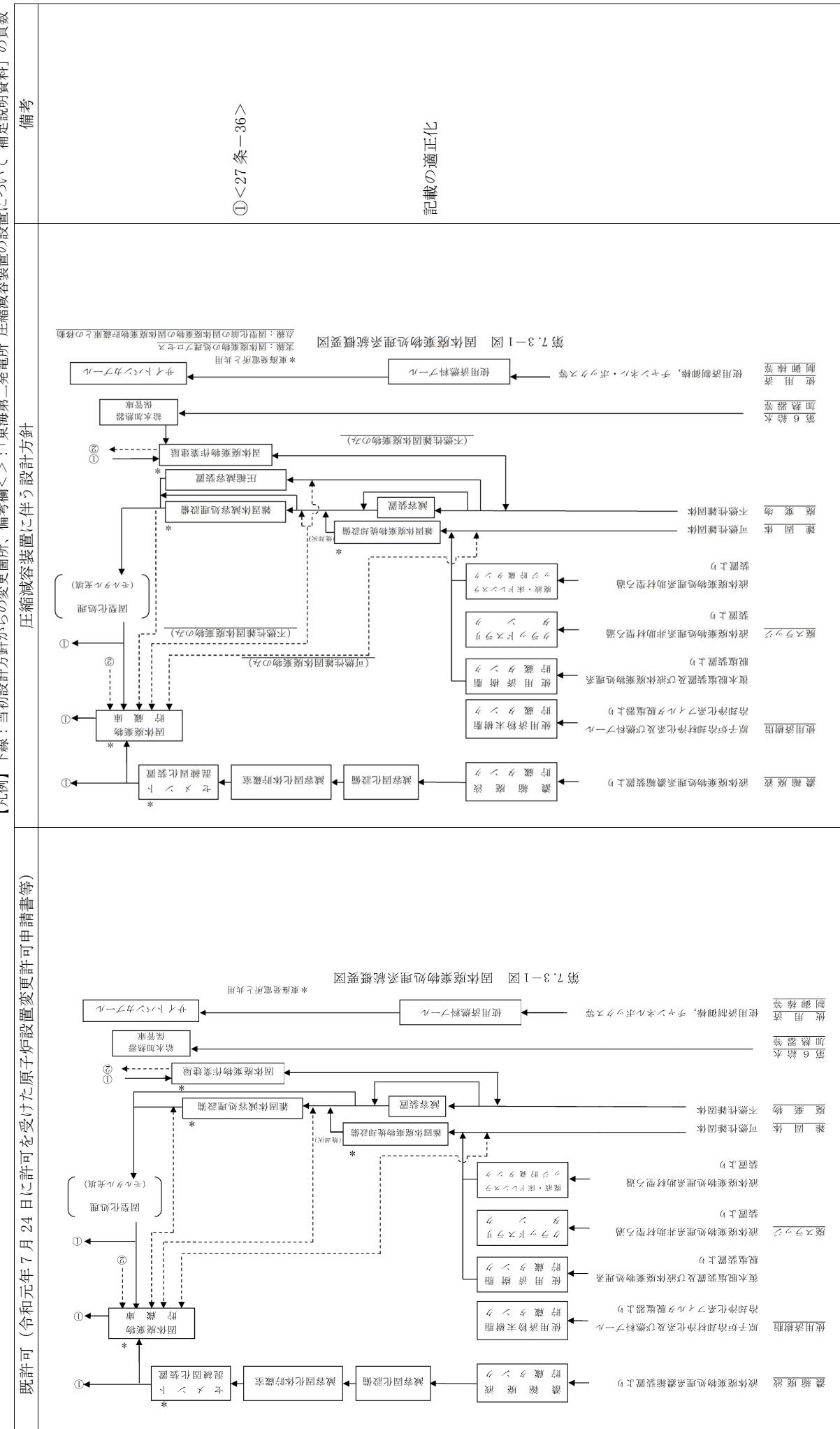
既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）		圧縮減容装置に伴う設計方針	
		(地下1階,地上2階)	
(12) 給水加熱器保管庫	面積 貯蔵能力 位置構成 容量	延 約 10,000m ² 約 48,000 本 (200L ドラム缶相当)	(13) 給水加熱器保管庫 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造 (地上1階) 約 5,100m ³ (第6給水加熱器3基等) 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) (地上3階) 固体廃棄物作業建屋の延面積 約 6,200m ² (廃棄体搬出作業エリアの延面積 約 2,700m ²) (仕分け・切断作業エリアの面積 約 900m ²) (機器・予備品エリアの面積 約 1,400m ²)
(13) 固体廃棄物作業建屋	面積 位置構成 容量	(東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設) 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) (地上3階) 固体廃棄物作業建屋の延面積 約 6,200m ² (廃棄体搬出作業エリアの延面積 約 2,700m ²) (仕分け・切断作業エリアの面積 約 900m ²) (機器・予備品エリアの面積 約 1,400m ²)	(14) 固体廃棄物作業建屋 (東海発電所及び東海第二発電所共用, 既設) 発電所敷地内 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) (地上3階) 固体廃棄物作業建屋の延面積 約 6,200m ² (廃棄体搬出作業エリアの延面積 約 2,700m ²) (仕分け・切断作業エリアの面積 約 830m ²) (圧縮減容処理エリアの面積 約 70m ²) (機器・予備品エリアの面積 約 1,400m ²)
	貯蔵能力	既許可 (令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等) (地下1階,地上2階)	既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較 (地下1階,地上2階)
		延 約 10,000m ² 約 48,000 本 (200L ドラム缶相当)	延 約 10,000m ² 約 48,000 本 (200L ドラム缶相当)

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄<< >>：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数



- ①既許可の設計方針に基づき圧縮・膨脹装置の設置による既許可の設計方針の変更
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置

適合のための設計方針（既許可と圧縮減容装置設置に伴う設計方針の比較）【安全設計に関する説明】

【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄＜＞：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	圧縮減容装置に伴う設計方針	備考
8. 放射線管理施設 8.3 遮蔽設備	8. 放射線管理施設 8.3 遮蔽設備	①<30条-12>
		第8.3-8 図 遮蔽設計上の区域区分 (固体廃棄物作業建屋 1, 2, 3 階平面) □は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。 □は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

- ①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
 ②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

東海第二発電所圧縮減容装置 適合のための設計方針

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）

既許可（令和元年7月24日に許可を受けた原子炉設置変更許可申請書等）	【凡例】下線：当初設計方針からの変更箇所、備考欄へ：「東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について 補足説明資料」の頁数
<p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(3) 固体廃棄物は、その種類に応じてタンク等に貯蔵するか又はドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄物搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄事業者を詰めたドラム缶を、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。原子炉冷却材淨化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂は、使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドストリータンクに貯蔵する。復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂及び液体廃棄物処理系助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体焼却物として処理する。濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか又は貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体焼却物として処理する。また、不燃性雑固体廃棄物は、仕分けし、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。なお、使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、サイトバンカプールに貯蔵保管する。</p> <p>第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後に仕分け、切断し、不燃性雑固体焼却物として処理する。</p>	<p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(3) 固体廃棄物は、その種類に応じてタンク等に貯蔵するか又はドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋の廃棄物搬出作業エリアに貯蔵保管する。また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。ただし、廃棄事業者を詰めたドラム缶を、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、貯蔵保管する。原子炉冷却材淨化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器から発生する使用済粉末樹脂は、使用済粉末樹脂貯蔵タンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッドストリータンクに貯蔵する。復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済樹脂及び液体廃棄物処理系助材型ろ過装置から発生する廃スラッジは貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体焼却物として処理する。濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、減容化設備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか又は貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材（セメント）と混練して固化し貯蔵保管する。可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体焼却物として処理する。また、不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは、圧縮減容装置又は減容装置で圧縮減容する。圧縮減容装置で溶融・焼却した不燃性雑固体焼却物は、必要に応じて貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。圧縮可能なものは圧縮減容設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。圧縮可能なものは圧縮減容設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。圧縮可能なものは圧縮減容設備で溶融・焼却した後、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管するか又は固型化材（モルタル）を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。必要に応じて貯蔵保管する。な</p> <p>① <27条-5></p> <p>② 第6給水加熱器の取替えに伴い取り外した第6給水加熱器3基等は、給水加熱器保管庫に貯蔵保管した後に仕分け、切断し、不燃性雑固体廃棄物として処理する。</p>

①既許可の設計方針に基づき圧縮減容装置の設計を記載
②圧縮減容装置の設置による既許可の設計方針の変更

設置許可本文と安全重要度分類との関連

<柏崎刈羽 6 >

設置許可本文	添八 重要度分類

<女川2>

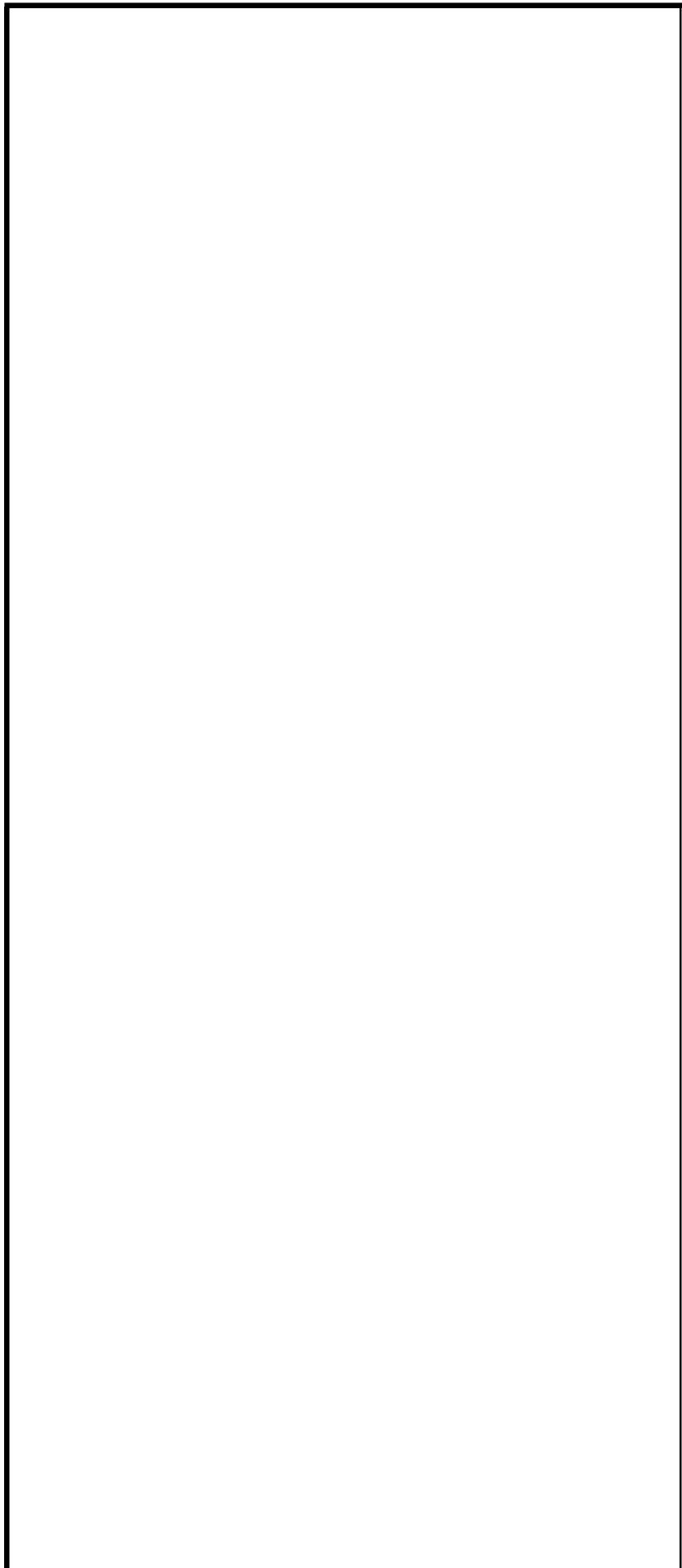
設置許可本文

添八 重要度分類

<島根2>

設置許可本文

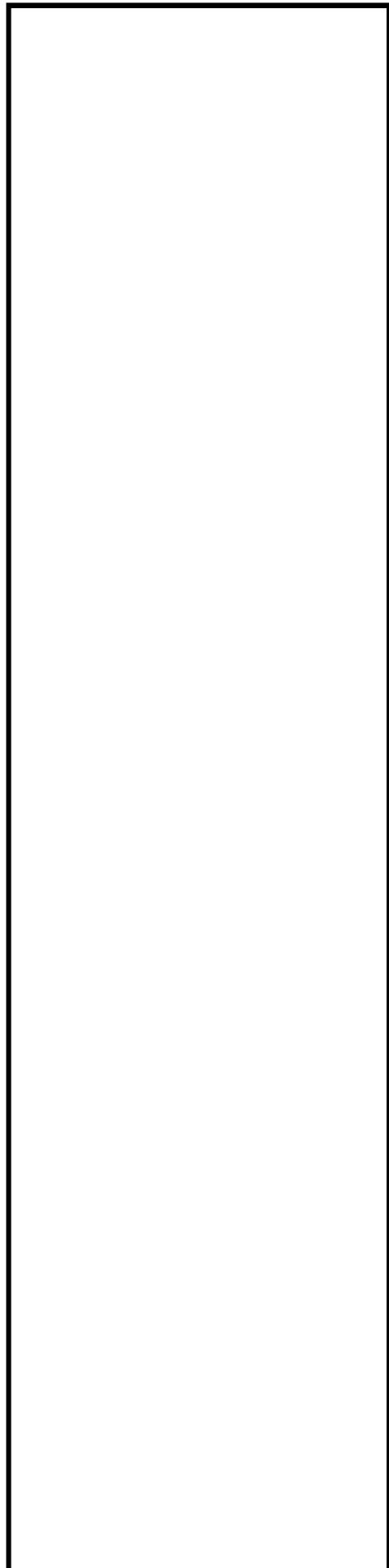
添八 重要度分類



<大飯3 4>

設置許可本文

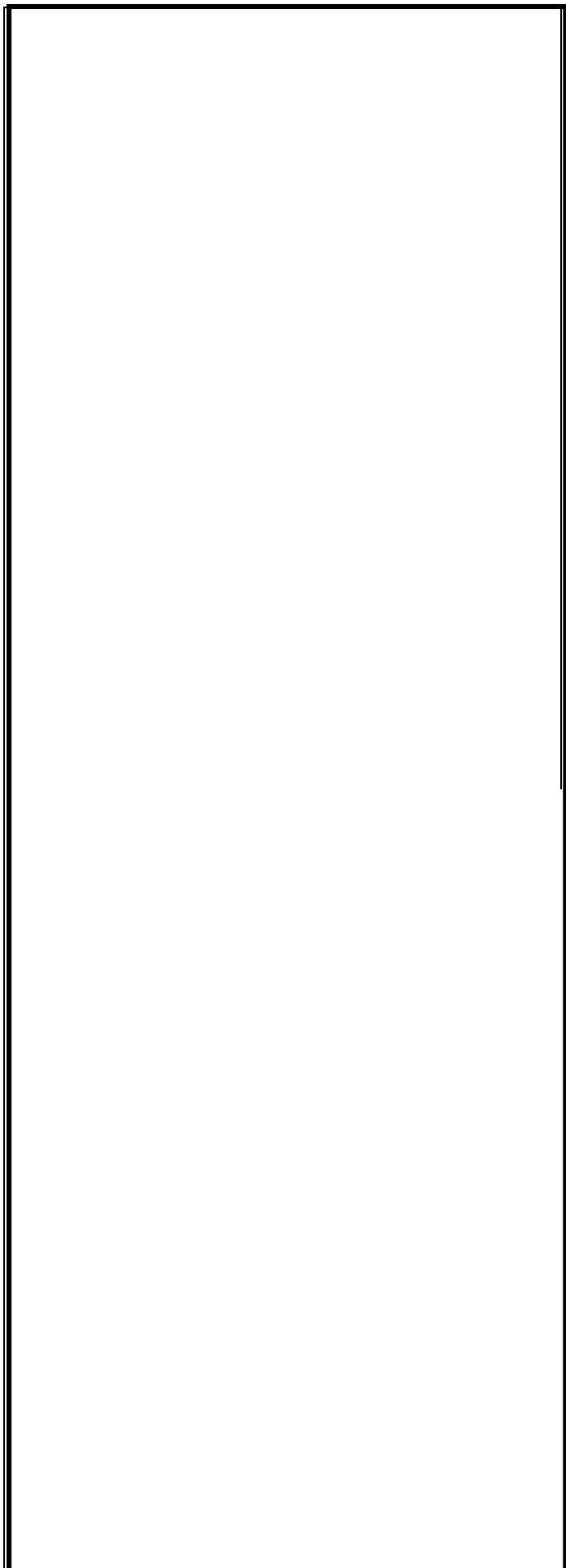
添八 重要度分類



<玄海 3 4 >

設置許可本文

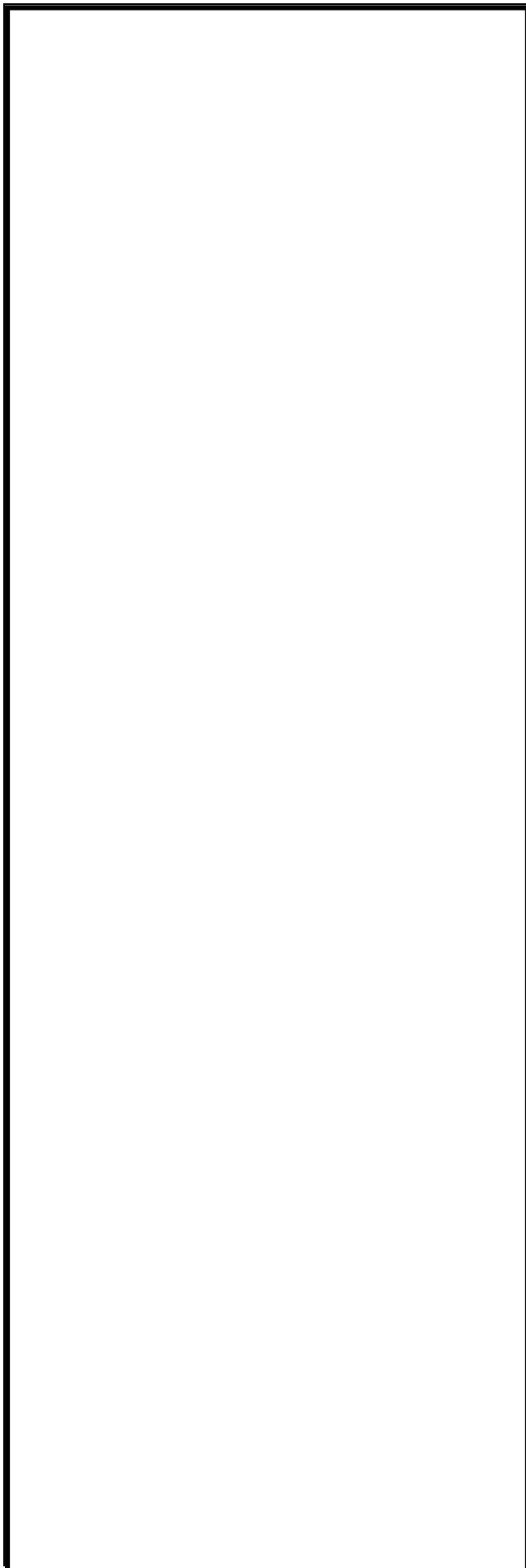
添八 重要度分類



<II内1 2 >

設置許可本文

添八 重要度分類



<東海第二>

設置許可本文	添八 重要度分類改定(案)
--------	---------------

